

<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>										整理番号	3000044	2	1 枚目	
										会派名	公明党			
										議員名				
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄									
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者				
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	1730.7.24			30.7.18									
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日									
<input type="checkbox"/>	会議費	440.7.24			30.7.18									
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告								
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	30.8.2	代表者	経理責任者	事務員	申請者				
<input type="checkbox"/>	人件費	/	30	8	2	承認日								
<input type="checkbox"/>	事務費					30.8.2								
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)									
					調査研究に活用 (事前) 3000009-1									

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	2,988 円	内、振込手数料	
支出内容	7月度 北陸中日新聞購読料 (会派控室)		
積算根拠	2,988 円/月 /	価格の 説明	
購入(依頼) 業者	北陸中日新聞富山中央専売所 富山市安野屋 2-1-22	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠 書類等貼付欄(この欄に貼らない場合は 様式 1 の貼付用紙に貼ってください)

**口座振替済通知書兼領収証** 平成30年 7月

富山市役所 東 6F お問合せNo. 66  
2区 69.00

富山市議会 公明党 様

銘柄名	冊数	金額	備考
北陸中日新聞朝刊	1	2,988	

**合計金額**

2,988 円

(本体: ¥2,767)  
(消費税: ¥221)

毎度ご愛読いただき、ありがとうございます。

購読料のお支払には、便利な口座振替やクレジット決済もご利用いただけます。

領収日 平成30年 8月 2日

北陸中日新聞  
 富山中央専売所  
 代表 高柳 康弘  
 〒930-0087 富山市安野屋2-1-22  
 TEL076-432-7022 FAX076-432-7023

領収

2017年(平成29年)11月9日(木)

天気 ウーマン 環境 住まい 就職・転職 進学・教育 旅行 相談 団幕・将棋 暮らし 医療 イベント

chunichi web 内

文字 (0)

PDF 印刷

地域のニュース 愛知 岐阜 三重 静岡 長野 福井 滋賀 石川 富山

一面 社会 政治 経済 マーケット 国際 特撮 スポーツ 特集・連載 社説・コラム 動画

トップ > 新聞購読のご案内 > 北陸中日新聞購読のご案内

## 北陸中日新聞購読のご案内



### ご購読プレゼントキャンペーン

朝・夕刊セットまたは朝刊を新規に購読お申し込みの方、6ヶ月以上で洗剤セットをプレゼント！(景品は変更する場合があります)



200 中日新聞

### お引越しWeb連絡キャンペーン

「お引越しの方へ」⇒「ご住所変更フォーム」からお引越し情報をご連絡いただいた方先着50名様に『北陸中日新聞特製クオカード(500円分)』をプレゼント！(新しく転居される住所が、石川県、富山県である方限定です)

購読お申し込み	ためしよみお申し込み	お引越しの方へ	学割プラン
---------	------------	---------	-------

### 紙面の特徴

充実の各地方版・地域情報をワイドで展開

石川・富山に関わる大きなニュースから、読者の皆様が生きている地域に密着した身近な生活情報まで、幅広く記事にします。まさに地方版は読むとこいっぱい！

### 購読をお申し込みの方へ

【朝夕刊セット】	【朝刊のみ】	【中日スポーツ】
1か月 3,981円(税込)	1か月 2,988円(税込)	1か月 2,726円(税込)

購読のお申し込み

- 申し込み時間、地域によっては配達開始日が遅れる場合があります。
- 銀行、郵便局の自動引き落とし、およびクレジットカードでのお支払いについては当該販売店がお伺いしたときにご相談ください。
- 富山県全域と石川県の一部の地域では朝刊のみのお届けとなります。

### 郵送をご希望の方へ(石川県、富山県以外の方)

#### 1部売りの場合(料金は切手にて)

【朝刊】	【夕刊】	【中日スポーツ】
200円(朝刊130円+送料70円)	100円(夕刊50円+送料50円)	180円(中日スポーツ120円+送料60円)

※2部以上の部数をお求めの場合の料金は、(株)中日サービスにお問い合わせ下さい。

【1部売り お問い合わせ・切手送付先】 (株)中日サービス

〒920-0025 金沢市駅西本町2丁目12番30号

電話番号 076-221-6833

営業時間 9:30~17:30(日・祝休み)

#### 月額の場合(料金は振込にて)

【朝・夕刊】	【朝刊】	【中日スポーツ】
5,561円(うち送料1,580円)	4,438円(うち送料1,450円)	4,176円(うち送料1,450円)

※いずれも3ヶ月分前納です。

【月額 お問い合わせ先】 中日新聞北陸本社 販売部

〒920-8573 金沢市駅西本町2丁目12番30号

フリーダイヤル 0120-461051(携帯・PHS可)

【振込先】(口座名 株式会社中日新聞社)

- 北陸銀行金沢支店 当座(1078030)
- 北國銀行本店 当座(003882)
- 郵便貯金 00760-7-815



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 **-****	繰越			*524,754
2 30-07-17*		*3,072	普通預金	*521,682
3 30-07-17	振込資金	*22,384		*499,298
4 30-07-20	振込	トヤマシキ"カイヨカ	*1,800,000	*2,299,298
5 30-07-23		*20,412	キヨウト"ウシテム	*2,278,886
6 30-07-24*		*3,267		*2,275,619
7 30-07-24	振込資金	*19,570		*2,256,049
8 30-07-25*		*96,000	普通預金	*2,160,049
9 30-07-30		*7,093	フジ"タシフ"ンホ	*2,152,956
10 30-07-31	新聞代金	*3,072		*2,149,884
11 30-07-31*		*41,400	普通預金	*2,108,484
12 30-07-31*		*3,072	普通預金	*2,105,412
13 30-07-31*		*3,072	普通預金	*2,102,340
14 30-08-02		*2,988	チユウニチシフ	*2,099,352
15 30-08-02		*3,072	トヤマシフ"ン	*2,096,280
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)







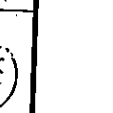
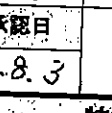



- 1. 滞りのご提出のあるお取引のときは年月日欄に\*と表示します。
- 2. 証券紙をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

トヨタ

お支払いできる日  
お支払できる期間は、所定の  
不渡通知期限経過後となります。

# 政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票

整理番号	3000045	2	1 枚目
会派名	公明党		
議員名			

	第三者機関承認欄				会派承認欄				
	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/> 調査研究費									
<input type="checkbox"/> 研修費									
<input type="checkbox"/> 広報広聴費	H30.7.24			30.7.18					
<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/> 会議費	H30.7.24			30.7.18					
<input type="checkbox"/> 資料作成費	支払日(口座振込完了日)				起案日	支払完了報告			
<input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費	支払回数	年	月	日	30.8.2	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/> 人件費	/	00	8	2	承認日				
<input type="checkbox"/> 事務費					30.8.3				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)				
					調査研究に活用 (事前) 300010-1 /				

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	3,072 円	内、振込手数料	
支出内容	7 月度 富山新聞購読料 (会派控室)		
積算根拠	3,072 円/月 /	価格の 説明	
購入(依頼) 業者	富山新聞販売(株)富山センター奥田販売所 富山市黒崎 588	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式 14 の貼付用紙に貼ってください)



購読のお申し込み  
0120-367-464



ご購読申込 | 試し読み | お支払い方法の変更

富山新聞 北國新聞 ご購読のお申し込み

※電話番号のご連絡もこちらから

富山県、石川県にご在住の方 (宅配)

富山新聞 朝刊	(月ごめ購読料 3,072円・消費税込み)
北國新聞 朝夕刊セット	(月ごめ購読料 4,037円・消費税込み)
北國新聞 朝刊	(月ごめ購読料 3,093円・消費税込み)

富山県、石川県外にご在住の方 (郵送をご希望の方)

富山新聞 朝刊	(月ごめ購読料 3,072円 + 郵送料 1,590円、合計 4,662円)
北國新聞 朝夕刊セット	(月ごめ購読料 4,037円 + 郵送料 1,950円、合計 5,987円)
北國新聞 朝刊	(月ごめ購読料 3,093円 + 郵送料 1,770円、合計 4,863円)

福井県にご在住の方

一部地域で、富山新聞朝刊、北國新聞朝夕刊の戸別配達を行っています。詳細は、販売部 (076-491-8122) までお問い合わせ下さい。

離れた家族や大切な人に富山新聞を届けたい方

郵便番号	<input type="text"/> - <input type="text"/> (全角数字) 例: 920-8790
ご住所(必須)	富山県 <input type="text"/> (全角) ビル・アパートマンション名までご記入ください。
電話番号(必須)	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> 例: 076-260-3564
お名前(必須)	姓 <input type="text"/> 名 <input type="text"/>
ふりがな(必須)	姓(ふりがな) <input type="text"/> 名(ふりがな) <input type="text"/> (全角ひらがな)
メールアドレス	<input type="text"/> (半角英数字)
配達希望日(必須)	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
購読紙(必須)	<input type="radio"/> 富山新聞 朝刊 <input type="radio"/> 北國新聞 朝夕刊セット <input type="radio"/> 北國新聞 朝刊
お支払い方法(必須)	<input type="radio"/> 口座振替 <input type="radio"/> 現金集金 <input type="radio"/> クレジットカード VISA JACCS
ご購読のきっかけ(必須)	<input type="radio"/> テレビCM <input type="radio"/> ラジオCM <input type="radio"/> 新聞 <input type="radio"/> PRチラシ <input type="radio"/> HP (ホームページ)
現在お読みの新聞(必須)	<input type="radio"/> 定期購読をしている / <input type="radio"/> 定期購読はしていない <input type="checkbox"/> 読売新聞 <input type="checkbox"/> 日経新聞 <input type="checkbox"/> 朝日新聞 <input type="checkbox"/> 毎日新聞 <input type="checkbox"/> 北日本新聞

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。)

領収証

18年 07月分 30年8月2日 No. 521001

お名前 富山市議会公明党 様

ご住所 新桜町 7-38 富山市役所 6F

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072

富山新聞販売(株)  
富山センター 奥田販売所  
富山市黒崎588  
TEL 076-493-1160  
FAX 076-493-1140

集金担当



お陰様で富山新聞は95周年を迎えました。引き続きご愛読賜りますようお願いいたします。



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 **--**--**	繰越			*524,754
2 30-07-17*		*3,072	普通預金	*521,682
3 30-07-17	振込資金	*22,384		*499,298
4 30-07-20	振込	トヤマシキ"カイヨムカ	*1,800,000	*2,299,298
5 30-07-23		*20,412	キヨウト"ウシテム	*2,278,886
6 30-07-24*		*3,267		*2,275,619
7 30-07-24	振込資金	*19,570		*2,256,049
8 30-07-25*		*96,000	普通預金	*2,160,049
9 30-07-30		*7,093	フジ"タシフ"ンホ	*2,152,956
10 30-07-31	新聞代金	*3,072		*2,149,884
11 30-07-31*		*41,400	普通預金	*2,108,484
12 30-07-31*		*3,072	普通預金	*2,105,412
13 30-07-31*		*3,072	普通預金	*2,102,340
14 30-08-02		*2,988	手ロウニチシフ	*2,099,352
15 30-08-02		*3,072	トヤマシフ"ン	*2,096,280
16				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)

1. 滞りのご提出のあるお取引のときは半月毎に\*と表示します。
2. 前振込をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

トリアデー

お支払いできる日  
お支払できる期間は、所定の  
不渡延滞時限経過後となります。

# 収入伝票

整理番号 3000057 1 1 枚目

会派名 公明党

収入日				起票日	収入確認報告			
収入件数	年	月	日	30.8.21	代表者	経理責任者	事務員	申請者
1	30	8	11	確認日 30.8.21				

収入金額	8 円
収入内容	預金利息
支払者	北陸銀行

年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 **-*-**	繰越			*524,754
2 30-07-17*		*3,072	普通預金	*521,682
3 30-07-17	振込資金	*22,384		*499,298
4 30-07-20	振込	トヤマシキ"カイヨムカ	*1,800,000	*2,299,298
5 30-07-23		*20,412	トヨウト"ウシステム	*2,278,886
6 30-07-24*		*3,267		*2,275,619
7 30-07-24	振込資金	*19,570		*2,256,049
8 30-07-25*		*96,000	普通預金	*2,160,049
9 30-07-30		*7,093	フジ"タシフ"ンホ	*2,152,956
10 30-07-31	新聞代金	*3,072		*2,149,884
11 30-07-31*		*41,400	普通預金	*2,108,484
12 30-07-31*		*3,072	普通預金	*2,105,412
12 30-07-31*		*3,072	普通預金	*2,102,340
14 30-08-02		*2,988	トウエチシフ	*2,099,352
15 30-08-02		*3,072	トヤマシフ"ン	*2,096,280
16 30-08-07*		*3,072	普通預金	*2,093,208
17 30-08-07*		*25,540	普通預金	*2,067,668
18 30-08-07*		*38,440	普通預金	*2,029,228
19 30-08-11	お利息			*2,029,236
20 30-08-21*		*25,540	普通預金	*2,003,696
21 30-08-21*		*39,920	普通預金	*1,963,776
22 30-08-21*		*3,072	普通預金	*1,960,704
23 30-08-21	振込資金	*3,118		*1,957,586
24 30-08-21*		*3,561		*1,954,025

※お支払いは、  
1. 口座にお振込みのお振込日(お支払日)に\*と表示します。  
2. 振込金をお振込みの日(お支払日)に\*と表示します。  
3. 振込金をお振込みの日(お支払日)に\*と表示します。

お支払いできる日  
お支払できる期限は、振込の  
不交滞に時限超過とあります。



<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					整理番号	3000047	2	1枚目		
					会派名	公明党				
					議員名					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起票日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30-8-21	蔵鳥	金平	30.8.10	堀江	松井	●	●	●
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	H30-8-21			30.8.10					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)				起票日	支払完了報告			
<input type="checkbox"/>	資料購入費	支払回数	年	月	日	30.8.21	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費					承認日	堀江	●	●	●
<input checked="" type="checkbox"/>	事務費	1	30	8	21	30.8.22	堀江	●	●	●
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					調査研究に活用 (事前) 3000001-1					

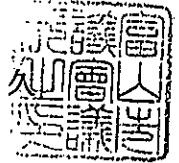
政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	3,118 円 /		内、振込手数料	北陸銀行
支出内容	8月度 会派控室インターネット使用料			
積算根拠	基本料金 1,851 円 /	メールアドレス料金 948 円 /	銀行振込手数料 324 円	価格の説明
購入(依頼)業者	富山市議会インターネット支払口 /		<input type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input checked="" type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

平成30年8月1日

公明党 会長 様

富山市議会議員  
村上 和



インターネット使用料について (ご依頼)

会派控室のインターネット使用料 (8月分) については、次のとおりです。  
平成30年8月23日 (木) までに、指定の振込口座へお振込みいただきますようお願いしま  
す。

記

【請求額】

公明党

金 2,794円 (基本料金 1,851円 メール料料金 943円)

【振込口座】

北陸銀行 富山市役所出張所 普通6020249

(口座名義) トヤマシギカイインターネットシハライクチ  
富山市議会インターネット支払口

担当：議会事務局 庶務課  
(内線3314)





年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 **-*-**	繰越			*524,754
2 30-07-17*		*3,072	普通預金	*521,682
3 30-07-17	振込資金	*22,384		*499,298
4 30-07-20	振込	トヤマシキ"カイヨムカ	*1,800,000	*2,299,298
5 30-07-23		*20,412	キヨウト"ウシステ	*2,278,886
6 30-07-24*		*3,267		*2,275,619
7 30-07-24	振込資金	*19,570		*2,256,049
8 30-07-25*		*96,000	普通預金	*2,160,049
9 30-07-30		*7,093	フジ"タシフ"ンホ	*2,152,956
10 30-07-31	新聞代金	*3,072		*2,149,884
11 30-07-31*		*41,400	普通預金	*2,108,484
12 30-07-31*		*3,072	普通預金	*2,105,412

13 30-07-31*		*3,072	普通預金	*2,102,340
14 30-08-02		*2,988	子ウニチシフ	*2,099,352
15 30-08-02		*3,072	トヤマシフ"ン	*2,096,280
16 30-08-07*		*3,072	普通預金	*2,093,208
17 30-08-07*		*25,540	普通預金	*2,067,668
18 30-08-07*		*38,440	普通預金	*2,029,228
19 30-08-11	お利息			*2,029,236
20 30-08-21*		*25,540	普通預金	*2,003,696
21 30-08-21*		*39,920	普通預金	*1,963,776
22 30-08-21*		*3,072	普通預金	*1,960,704
23 30-08-21 /	振込資金	*3,118	/	*1,957,586
24 30-08-21*		*3,561		*1,954,025

お支払い日  
 振込の金額は、前記の  
 振込金額と一致する必要があります。

お支払い日  
 振込の金額は、前記の  
 振込金額と一致する必要があります。

<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>		整理番号	3000048	2	1 枚目				
		会派名	公明党						
		議員名							
<input type="checkbox"/> 調査研究費	第三者機関承認欄		会派承認欄						
<input type="checkbox"/> 研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任	事務員	申請者
<input type="checkbox"/> 広報広聴費	1930.8.21			30.8.17					
<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/> 会議費	1930.8.21			30.8.17					
<input type="checkbox"/> 資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input type="checkbox"/> 資料購入費	支払件数	年	月	日	30.8.21	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/> 人件費					承認日				
<input checked="" type="checkbox"/> 事務費	1	30	8	21	30.8.22				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)				
					政務活動に関わる通信費 (事前) 3000003-1				

政務活動費 支出額 (繰込手数料を含む)	3,561 円 (税込)	内、繰込手数料	
支出内容	8 月度 会派控室電話 (FAX) 使用料		
積算根拠	回線使用料 (基本料) 2,350 円 ダイヤル通話料及びサービス料消費税等 1,211 円	価格の 説明	
購入(依頼) 業者	西日本電信電話(株)富山支店	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式 1 4 の貼付用紙に貼ってください)

電話料金等領収証  
(Receipt)

請求番号  
4047368251868

お客様氏名  
公明 様

金額  
平成 30 年 8 月分  
¥3,561

支払金額  
2,633 円

西日本電信電話株式会社  
富山支店  
お客様からの  
料金は向付先 (無料)  
0120-747488

換取日付印

出納  
30.8.21  
権・富山総務  
2-2

収入印紙貼付欄  
(お客さま)

貼付用紙

日本電信電話株式会社(NTT)のサービスに関するお問い合わせは、必ずこちらをご利用ください。

**NTT西日本** 西日本電信電話株式会社  
富山支店

930-0005

富山市新桜町7-38

TEL 0120-747488

受付先: 7812-0012

福岡市博多区 博多駅中央街

博多郵便局 私書箱112号

富山市役所内  
公明 様

社用 101001311001 00724 00681 00\*

NTT西日本料金請求書  
(NTTWEST-Bill)



平成 30 年 8 月 11 日発行

日ごろ、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。  
裏面のお支払場所にこの請求書をご持参のうえ、お支払いください。  
ご利用料金の内訳については、裏面をご覧ください。  
※お支払期限後に支払われた場合は、年14.5%(1日当たり約0.04%)の  
遅延利息をお支払いいただく場合もあります。

※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

料金お問合せ先 (無料)  
**0120-747488**

※営業時間: 午前9時~午後5時 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)は休み  
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

電話のご注文・お問合せは局番なしの「116」へ(無料) 携帯電話・PHSからは 0800-2000116へ(無)  
電話の故障は局番なしの「113」へ(無料) 携帯電話・PHSからは 0120-444113へ(無)  
フレッツサービス・ひかり電話に関するご注文・お問合せは 0120-116116へ(無)  
フレッツサービス・ひかり電話に関する故障は 0120-248995へ(無)

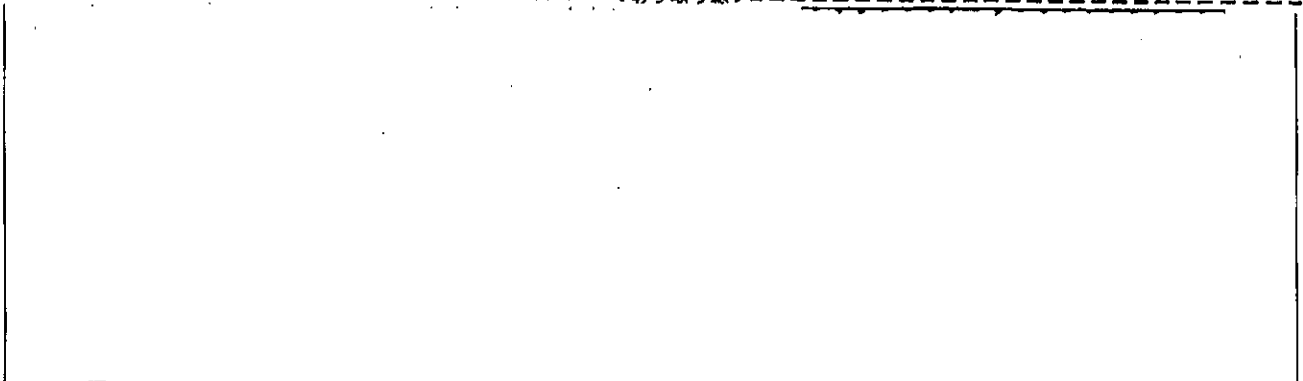
お客さま番号 (076)441-7516	ご請求年月 平成 30 年 8 月分	ご請求額 (Charge) 3,561 円	お支払期限 (Due Date) 平成 30 年 8 月 27 日
ご請求番号 4047368251868			

ご請求の内訳	金額 (円)	お知らせ
NTT西日本ご利用分	3,421	詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。
NTTコミュニケーションズご利用分	140	
(合計)	3,561	

●お支払い方法についてクレジットカード決済へ変更される場合は、右のQRコードをスマートフォン等で読み取り申込みフォームへお進みください。  
 ※インターネット接続費用はご利用者自身の負担です。正常に読み取りできない場合は、下記URLをパソコンからご覧ください。  
<http://www.ntt-west.co.jp/denwa/charge/payment/payment.html>  
 ※お手続きには1~2ヶ月ほど要します。完了までの間は請求書でのお支払いとなります。予めご了承ください。  
 ※今回の請求書のお支払いはクレジットカードでの引き落としができませんので、裏面のお支払い場所にご持参のうえ、お支払いください。



下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。 <切り取り線>



社用コード 00681

ご利用料金内訳書 お客さま番号 (076)441-7516

料金内訳名	金額(円)	税区分	ご利用期間等のお知らせ
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料(基本料)(事務用)	2,350	合算	6月26日～7月25日
ダイヤル通話料	816	合算	6月26日～7月25日。なお前月分は673円でした。
(内訳) ケンタくん適用分	(349)		次回(来月分)の割引計算期間は、7月26日～8月25日です。
(内訳) ケンタくん適用通話料	<349>		ケンタくんをご利用にならなかった場合、349円となります。
(内訳) 通常通話料適用分	(467)		
ユニバーサルサービス料	2	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	253		
(内訳) 消費税相当額(合算分)	(253)		合算表示の料金を合計した3,168円に8%を乗じて算出しています。
小計	3,421		
【NTTコミュニケーションズご利用分】			
ダイヤル通話料	130	合算	ホーム・オフィス割引適用
消費税相当額	10		
(内訳) 消費税相当額(合算分)	(10)		合算表示の料金を合計した130円に8%を乗じて算出しています。
小計	140		
(合計)	3,561		



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 **-*-**	繰越			*524,754
2 30-07-17*		*3,072	普通預金	*521,682
3 30-07-17	振込資金	*22,384		*499,298
4 30-07-20	振込	トヤマシキカイヨカ	*1,800,000	*2,299,298
5 30-07-23		*20,412	キヨウトウシテ	*2,278,886
6 30-07-24*		*3,267		*2,275,619
7 30-07-24	振込資金	*19,570		*2,256,049
8 30-07-25*		*96,000	普通預金	*2,160,049
9 30-07-30		*7,093	フジタシンフン	*2,152,956
10 30-07-31	新聞代金	*3,072		*2,149,884
11 30-07-31*		*41,400	普通預金	*2,108,484
12 30-07-31*		*3,072	普通預金	*2,105,412
13 30-07-31*		*3,072	普通預金	*2,102,340
14 30-08-02		*2,988	チウニチシフ	*2,099,352
15 30-08-02		*3,072	トヤマシンフン	*2,096,280
16 30-08-07*		*3,072	普通預金	*2,093,208
17 30-08-07*		*25,540	普通預金	*2,067,668
18 30-08-07*		*38,440	普通預金	*2,029,228
19 30-08-11	お利息		*8	*2,029,236
20 30-08-21*		*25,540	普通預金	*2,003,696
21 30-08-21*		*39,920	普通預金	*1,963,776
22 30-08-21*		*3,072	普通預金	*1,960,704
23 30-08-21	振込資金	*3,118		*1,957,586
24 30-08-21*		*3,561		*1,954,025

お支払いは、  
 ① 口座の残高のあまる限りのお支払いは半月一回に\*と表示します。  
 ② 残高不足が原因でお支払いは、お支払い金額に次のとおり表示します。  
 トリオーバー

お支払いできる日  
 お支払できる期間は、前定の  
 不連続な時間帯となります。



<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					整理番号	3000052	2	1枚目		
					会派名	公明党				
					議員名					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.8.21	藏島	金平	30.8.10	堀江	松井	松本	●	●
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.8.21			30.8.10					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	H30.8.21	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費	1	30	8	21	承認日	堀江	松井	●	●
<input type="checkbox"/>	事務費					H30.8.22				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					調査研究に活用 (事前) 3000005-1					

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	14,256 円	内、振込手数料	みずほ銀行 648 円
支出内容	第一法規追録 (追録作業・8月1日)		
積算根拠	● 実務大元法 13,608 円 ● 合計 13,608 円	価格の 説明	
購入(依頼) 業者	第一法規株式会社 東京都港区南青山2丁目11番17号	<input type="checkbox"/> 市内業者 <input checked="" type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

請求書

〒107 東京都港区南青山2丁目11番17号  
 第一法規株式会社  
 代表取締役社長 中英 弘  
 TEL 03-3409-203-695

：富山市議会公明党 様 平成 30年 8月 7日

ご購入ありがとうございます。下記のとおりご請求いたします。  
 この金額には消費税及び地方消費税が含まれております。

平成30年 9月30日までにお支払いをお願いします。

ご請求額  
 ¥13,608

お客様番号 086-035696-0002

請求書番号 9685182

商 品 名	明 細 (追録号数)	数量(号)	単価(号)	部 数	金 額	備 考
判例通達 実務大六法	5219-5232	14	千 円 972	1	千 円 13608	

郵便局・金融機関・コンビニエンスストア(裏面参照)のどちらからでもお支払いいただけます。  
 【取引銀行】 【当座預金】 みずほ銀行青山支店 0013161 三井住友銀行長野支店 0005986 八十二銀行本店 2000858

納品書

〒107 東京都港区南青山2丁目11番17号  
 第一法規株式会社  
 代表取締役社長 中英 弘  
 TEL 03-3409-203-695

：富山市議会公明党 様 平成 30年 8月 7日

下記のとおりご納品いたします。  
 この金額には消費税及び地方消費税が含まれております。

ご納品額  
 ¥13,608

お客様番号 086-035696-0002

請求書番号 9685182

商 品 名	明 細 (追録号数)	数量(号)	単価(号)	部 数	金 額	備 考
判例通達 実務大六法	5219-5232	14	千 円 972	1	千 円 13608	

個別

【取引銀行】 【当座預金】 みずほ銀行青山支店 0013161 三井住友銀行長野支店 0005986 八十二銀行本店 2000858

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。)

翌日扱  
 平成 年 月 日  
 30 8 21

振込金受取書(兼手数料受取書) 振込受付書(兼手数料受取書) } いずれかを二重線で抹消

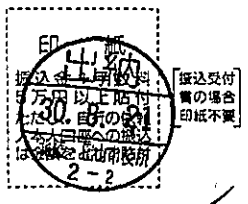
電信扱

振込先  
 ▼銀行名(漢字) 左づめでご記入ください。 銀行 信金 農協 信組 その他  
 みずほ 〇〇〇〇〇〇  
 ▼支店名(漢字) 左づめでご記入ください。 支店  
 青山  
 ▼カタカナで姓と名の間に1マスあけて左づめでご記入ください(濁点(゜)、半濁点(゜)も1字)  
 タニイケンホウキカ  
 法人の場合は、カ) 等略称でご記入ください。  
 記入しきれない場合は、下記「備考」欄に続けてご記入ください。  
 第一法規(株) 様  
 金額  
 普通 当座 貯蓄 その他  
 〇〇 / 3161  
 〇をおつけください  
 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円  
 13608 円

振込依頼人  
 ▼カタカナで姓と名の間に1マスあけて左づめでご記入ください(濁点(゜)、半濁点(゜)も1字)  
 コウメイドウケンカズキ  
 法人の場合は、カ) 等略称でご記入ください。  
 記入しきれない場合は、下記「備考」欄に続けてご記入ください。  
 公明党 堀江かず代 様  
 日中のご連絡先 (076-443-2155)

当行をご利用いただきありがとうございます。  
 今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

株式会社 北陸銀行 店



- 振込金として現金または有価証券(当座小切手等)を受領した場合は、「振込金受取書(兼手数料受取書)」,これ以外(預金払戻請求書・口座振替)による場合は、「振込受付書(兼手数料受取書)」として使用しています。
- 振込依頼欄に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがあります。
- やむを得ない事由による通信機器・回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込は、振込規定により取り扱います(振込規定ご入用の方はお申し出ください)。
- 「翌日扱」の場合は、翌営業日のお振込となります。
- 相戻・訂正依頼に際しては、当行所定の手数料をいただきます。

振込金額のうち  
 未決済小切手  
 万一小切手が決済されなかった場合はその金額の振込を取り消し、小切手は当店においてお返しいたします。

		3万円未満	3万円以上		
振込手数料	本店	324	540	その他(本店)	
(消費税込)	他行	648	864	その他(他行)	



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-08-21	振込資金	*14,256		*1,939,769
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1. 通帳のご提出のあるお取引につきましては年月日別に\*と表示します。  
 2. 郵便振替をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。  
 タケン  
 トリタテ

お支払いできる日  
 お支払できる期限は、所定の  
 不渡期限経過後となります。

<b>備品導入</b>					管理番号	3000049	2	1 枚目		
<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					会派名	公明党				
					議員名					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.8.21			30.8.10					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.8.21			30.8.10					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input type="checkbox"/>	資料購入費	支払回数	年	月	日	代表者	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	人件費									
<input checked="" type="checkbox"/>	事務費	/	30	8	22					
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					(事前) 3000002-1					

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	20,412 円 (税込月額)	内、振込手数料
支出内容	コピー機リース代 ( 8 月分 43 回目 / 60 回分)	
積算根拠	別途リース料支払い明細表に拠る	価格の 説明
購入(依頼) 業者	日通商事株式会社名古屋支店 名古屋市中村区名駅南 4-12-17	<input type="checkbox"/> 市内業者 <input checked="" type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )
取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし		

見積書等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式 1 4 の貼付用紙に貼ってください。)

リース料お支払明細表

富山市議会公明党

御中

日通商事株式会社

富山営業支店  
〒 939-8214

富山県富山市  
黒崎141-1(中央ビル2F)

TEL : 076-492-6180

お見積番号	00328478-00	期 間	60 か月
開 始 日	2015年02月16日	満 了 日	2020年02月15日
お見積物件名	リコー カラーデジタル複合機 MP C3003SP		
契約種類	リース		
支払方法	口座振替		
取扱銀行 支店名	北陸銀行 富山市役所出張所		
口座種類・口座番号	普通 No. 1004990		
お支払総額 (内消費税等) 残価(別途消費税)	1,224,720 円 ( 90,720 円 ) 円		

お支払金額内訳	
リース料	1,134,000 円
消費税	90,720 円
保守料	
消費税	

回数	支払	お支払日	お支払金額	残 高	回数	支払	お支払日	お支払金額	残 高
			20,412	1,204,308	31		2017/08/22	20,412	591,948
1			20,412	1,183,896	32		2017/09/22	20,412	571,536
2		2015/03/22	20,412	1,163,484	33		2017/10/22	20,412	551,124
3		2015/04/22	20,412	1,143,072	34		2017/11/22	20,412	530,712
4		2015/05/22	20,412	1,122,660	35		2017/12/22	20,412	510,300
5		2015/06/22	20,412	1,102,248	36		2018/01/22	20,412	489,888
6		2015/07/22	20,412	1,081,836	37		2018/02/22	20,412	469,476
7		2015/08/22	20,412	1,061,424	38		2018/03/22	20,412	449,064
8		2015/09/22	20,412	1,041,012	39		2018/04/22	20,412	428,652
9		2015/10/22	20,412	1,020,600	40		2018/05/22	20,412	408,240
10		2015/11/22	20,412	1,000,188	41		2018/06/22	20,412	387,828
11		2015/12/22	20,412	979,776	42		2018/07/22	20,412	367,416
12		2016/01/22	20,412	959,364	43		2018/08/22	20,412	347,004
13		2016/02/22	20,412	938,952	44		2018/09/22	20,412	326,592
14		2016/03/22	20,412	918,540	45		2018/10/22	20,412	306,180
15		2016/04/22	20,412	898,128	46		2018/11/22	20,412	285,768
16		2016/05/22	20,412	877,716	47		2018/12/22	20,412	265,356
17		2016/06/22	20,412	857,304	48		2019/01/22	20,412	244,944
18		2016/07/22	20,412	836,892	49		2019/02/22	20,412	224,532
19		2016/08/22	20,412	816,480	50		2019/03/22	20,412	204,120
20		2016/09/22	20,412	796,068	51		2019/04/22	20,412	183,708
21		2016/10/22	20,412	775,656	52		2019/05/22	20,412	163,296
22		2016/11/22	20,412	755,244	53		2019/06/22	20,412	142,884
23		2016/12/22	20,412	734,832	54		2019/07/22	20,412	122,472
24		2017/01/22	20,412	714,420	55		2019/08/22	20,412	102,060
25		2017/02/22	20,412	694,008	56		2019/09/22	20,412	81,648
26		2017/03/22	20,412	673,596	57		2019/10/22	20,412	61,236
27		2017/04/22	20,412	653,184	58		2019/11/22	20,412	40,824
28		2017/05/22	20,412	632,772	59		2019/12/22	20,412	20,412
29		2017/06/22	20,412	612,360	60		2020/01/22	20,412	0
30		2017/07/22	20,412						





年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-08-21	振込資金	*14,256		*1,939,769
2 30-08-22		*20,412	キョウト"ウシステム	*1,919,357
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

※お知らせ！  
 1. 振替のご振込のお取替のときは年月日にご注意ください。  
 2. 振替をお預け入れのときは、お支払いの金額に次のとおり表示します。  
 タウン  
 トリタテ

お支払いできる日  
 お支払できる期限は、所定の  
 未決済時間経過後となります。



<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					整理番号	3000050	2	1枚目		
					会派名	公明党				
					議員名					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30-8-21			30.8.17					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	H30-8-21			30.8.17					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	代表者	経理責任者	事務員	申請者	
<input checked="" type="checkbox"/>	人件費	1	30	8	24	承認日				
<input type="checkbox"/>	事務費					30.8.24				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					政務活動補助業務 (事前) 3000004-1					

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	96,000 円	内、振込手数料	
支出内容	会派事務職員人件費 ( 8 月分)		
積算根拠	パートタイマー雇用契約書参照	価格の 説明	
購入(依頼) 業者	契約者	<input type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input checked="" type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし
証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式 1 4 の貼付用紙に貼ってください)			

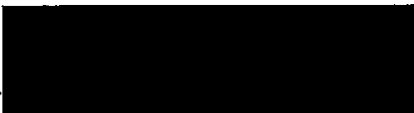
## パートタイマー雇用契約書

契約期間	<input checked="" type="checkbox"/> 2018年4月1日～2019年3月31日まで (契約の更新: <input type="checkbox"/> 自動的に更新 <input checked="" type="checkbox"/> 更新する場合がある <input type="checkbox"/> 更新しない)	
	契約の更新の判断基準	<input checked="" type="checkbox"/> 能力、業務成績、勤務態度 <input checked="" type="checkbox"/> 契約期間満了時の業務量 <input checked="" type="checkbox"/> その他(政務活動費運用指針変更時など)
	試用期間	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり( 年 月 日まで)
就業場所	富山市議会 公明党 議員控室	
業務内容	富山市議会政務活動に関する補助業務	
就業時間	始業・終業	自 9 時 30 分 ～ 至 14 時 30 分 (1ヶ月80時間を目途とする。)
	休憩時間	12 時 00 分 より 13 時 00 分まで
所定外労働の有無に関する事項	時間外労働	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
	休日労働	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
	深夜労働	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
休 日	土、日曜日、国民の祝日、その他(会派会長の認める日とする。)	
休 暇	会派会長の認める日とする。(初年度年間7日、次年度より1日加算)	
賃 金	基本給	月額 96,000 円 とする。(通勤手当を含む)
	諸手当	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり 通勤手当 16,000 円
	締切日/支払日	毎月 20 日締切 当月 / 25 日支払い
	労使協定に基づく賃金支払時の控除	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり 雇用保険(失業保険・労災保険)
	賃金改定	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
	賞与	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
	退職金	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
退職に関する事項	1 自己都合退職の手続: 退職する 30 日以上前に届け出ること 2 解雇の事由及び手続:	
その他	政務活動補助事務に関し知り得た個人情報保護、守秘義務を厳守すること。	

・この雇用契約書は、雇用主・労働者がそれぞれ保管する。

2018 年 4 月 1 日

住 所



所在地 富山市新桜町7-38

労働者: 氏 名



雇用主: 名 称 富山市議会 公明党 会長

氏 名

堀江かず代



貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

出勤簿



8 August

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11 山の日
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	1

様式 12

整理番号	3000050	2	4枚目
------	---------	---	-----

# 振替証明書

会派名 公明党

金額	96,000	円
----	--------	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

平成 30年 8月 24日

経理責任者 松尾 茂



氏名		受領印	
----	---	-----	---



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-08-21	振込資金	*14,256		*1,939,769
2 30-08-22		*20,412	キョウト"ウシステム	*1,919,357
3 30-08-24*		*96,000	普通預金	*1,823,357
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1 通帳のご提出のあるお取引につきましては年月日欄に\*と表示します。  
 2 通帳額をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します  
 タケン  
 トリタテ

お支払いできる日  
 お支払できる期限は、所定の  
 不渡届出期限経過後となります。

<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					整理番号	3000053	2	1枚目		
					会派名	公明党				
					議員名					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起票日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	1130.8.21			30.8.17					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	1130.8.21			30.8.17					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)				起票日	支払完了報告			
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	30.8.28	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費	1	30	8	28	承認日				
<input type="checkbox"/>	事務費					30.8.28				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					調査研究に活用 (事前)3000007-1					

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	7,093 円	内、振込手数料																				
支出内容	8 月度 読売・日本経済新聞購読料 (会派控室)																					
積算根拠	読売新聞 3,093 円 日本経済新聞 4,000 円	価格の 説明																				
購入(依頼) 業者	(株)藤田新聞舗 富山市弥生町 2-1-2	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( ) 取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし																				
証拠書類等貼付	読売新聞 領収書 区域016 全戸0014 お問合せNo 01759 お名前 富山市議会 公明党 様 富山市市役所 東6F 市議会 30年 8月分 振替 <table border="1"> <tr> <th>銘</th> <th>柄</th> <th>部数</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>読売新聞朝刊</td> <td>1</td> <td>3,093</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>日本経済新聞</td> <td>1</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td></td> <td>7,093 円</td> </tr> </table> ◇左記の通り領収しました 領収日 30年8月28日		銘	柄	部数	金額	1	読売新聞朝刊	1	3,093	2	日本経済新聞	1	4,000	3				合計			7,093 円
銘	柄	部数	金額																			
1	読売新聞朝刊	1	3,093																			
2	日本経済新聞	1	4,000																			
3																						
合計			7,093 円																			
	(株)藤田新聞舗 ☎424-0257(代) Y 富山東部 富山市中川原新町65 ☎424-0257 Y 富山中央 富山市弥生町2-1-2 ☎433-2315																					



※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

日本経済新聞 | 日経からのお知らせ

新聞購読料の改定について

2017年11月から新聞の購読料(月額税込)が変わります。

■10月まで

	日本経済新聞(宅配)	宅配+電子版(日経Wプラン)
セット版地域	4,509円(税込/月額)	5,509円(税込/月額)
全日版地域	3,670円(税込/月額)	4,670円(税込/月額)



■11月から

	日本経済新聞(宅配)	宅配+電子版(日経Wプラン)
セット版地域	4,900円(税込/月額)	5,900円(税込/月額)
全日版地域	4,000円(税込/月額)	5,000円(税込/月額)

セット版地域、全日版地域とは? 配達先の地域による料金の違い

日本経済新聞(宅配)の購読料は、お客様のお住まいの地域により異なります。ニュースを1日2回に分けてお届けする朝・夕刊セット版と、1日のニュースを朝刊のみでお届けする全日版に分かれており、購読料が異なります。

※地域による購読料の違いは、上記の価格表をご参照ください。

どこがセット版地域? 全日版地域?

全日版地域 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

※上記地域以外はセット版地域になります。


10月の途中で配達を開始した場合の購読料(日経Wプランまたは日経ID決済の場合)

宅配を新規にお申し込みの方が、10月の途中で新聞の宅配を開始した場合、10月分の新聞購読料は、配達期間について改定前購読料を日割り計算し、セット版地域で1日あたり150円、全日版地域で1日あたり122円となります。



紙面のご紹介

<b>セット版地域</b> 1か月 4,037円 (税込み)	<b>統合版地域</b> 1か月 3,093円 (税込み)
-----------------------------------	----------------------------------


ご購入のお申し込み 

[お申し込みガイド](#)

※読売新聞を無料で7日間試し読みできる「[おためし読売新聞](#)」もございます。

# 読売 **中高生** 新聞

<b>読売中高生新聞</b> (週刊・毎週金曜日発行) 1か月 780円 (税込み)
--

ご購入のお申し込み 





年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-08-21	振込資金	*14,256		*1,939,769
2 30-08-22		*20,412	キョウト"ウシステム	*1,919,357
3 30-08-24*		*96,000	普通預金	*1,823,357
4 30-08-28		*7,093	フジ"タツブ"ンホ	*1,816,264
5 30-08-28	振込資金	*31,561		*1,784,703
6 30-08-28*		*41,292	普通預金	*1,743,411
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1. 振込の提出のあるお取引のときは年月日別に\*と表示します。  
 2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。  
 タケン  
 トリタテ

お支払いできる日  
 お支払できる期限は、所定の  
 不渡返還期限経過後となります。

<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					整理番号	3000051	2	1枚目		
					会派名	公明党				
					議員名					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.8.28			30.8.21					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.8.28			30.8.22					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)				起案日	支払完了報告			
<input type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	H30.8.28	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費					承認日				
<input checked="" type="checkbox"/>	事務費	/	30	8	28	H30.8.28				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					政務活動に関わる印刷に使用するため、2015年2月16日にパフォーマンス契約済み (事前) 3000006-1 /					

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	31,561 円 /	内、振込手数料	北陸銀行 540 円 /
支出内容	コピーパフォーマンスチャージ料金 ( 8月分)		
積算根拠	カウント料金 28,724 円 消費税 2,297 円 合計 31,021 円 /	価格の 説明	請求書に金額内訳添付
購入(依頼)業者	楸大用堂 富山市二口町 3-2-16	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし
証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)			

# 御 請 求 書

2018年 8月 20日締切分

文具事務用品・消耗品・OA機器・教育映像

930-8510  
富山市新桜町 7-38  
富山市役所内 6F

株式会社 **大 興 堂**

〒939-8211 富山市 田島 弘  
TEL: 076-421-1128 FAX: 076-421-1129

富山市議会 公明党  
P/C 御中

北陸銀行 越前町支店 (当座) 2601780  
富山第一銀行 本店 (普通) 016249  
ゆうちょ銀行 記号13260 番号11860921

下記の通り、御請求申し上げます。

お客様No. 41482 (20)

前月御請求額	御入金額	調整額	繰越金額	当月御買上額	消費税額	御請求額
19,246	19,246	0	0	28,724	2,297	31,021

伝票日付	伝票No.	品名	数量	単価	金額
2018/ 7/24	5831	[入金(振込)]			[ 19,246]
2018/ 8/20	16375	パフォーマンスチャージ	1式	28,724.00	28,724
		8月分			28,724
		【当月御買上額】			2,297
		【消費税】			31,021
		【合計】			

【ご請求金額内訳】

品名	単価/金額	カウント/月/率	内訳金額
パフォーマンスチャージ		753カウント	
モノカラー総出力		16カウント	
控除 2%の控除カウント		737カウント	
請求カウント	5.0円	737カウント	3,685円
1 - 1000 /月		550カウント	
フルカラーコピー		17カウント	
控除 3%の控除カウント		533カウント	
請求カウント	28.0円	533カウント	14,924円
1 - 1000 /月		439カウント	
フルカラープリント		14カウント	
控除 3%の控除カウント		425カウント	
請求カウント	23.8円	425カウント	10,115円
1 - 1000 /月		8%	
消費税等	28,724円		2,297円
合計 (税込み)			31,021円





年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	差し引き残高 (円)
1 30-08-21	振込資金	*14,256		*1,939,769
2 30-08-22		*20,412	キヨウト"ウシテム	*1,919,357
3 30-08-24*		*96,000	普通預金	*1,823,357
4 30-08-28		*7,093	フジ"タツフ"ンホ	*1,816,264
5 30-08-28	振込資金	*31,561	/	*1,784,703
6 30-08-28*		*41,292	普通預金	*1,743,411
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1. 為替のご振込のあるお取引のときは年月日欄に\*と表示します。  
 2. 証券預金お預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。  
 タケン  
 トリタテ

お支払いできる日  
 お支払できる期限は、所定の  
 不渡来日時間経過後となります。

<h1 style="margin: 0;">政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</h1>					経理番号	3000054	2	1枚目		
					会派名	公明党				
					議員名					
					会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			起算日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	30.8.17	堀江	松本	松本	●	●
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	1930.8.21	●	●	承認日					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日								
<input type="checkbox"/>	会議費	1930.8.21								
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起算日	支払完了報告				
<input type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	30.8.21	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	1	00	8	21	承認日	堀江	松本	●	●
<input type="checkbox"/>	人件費									
<input type="checkbox"/>	事務費									
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					調査研究に活用 (事前) 3000008-1					

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	3,072 円	内、振込手数料
支出内容	8 月度 北日本新聞購読料 (会派控室)	
積算根拠	3,072 円/月	価格の 説明
購入(依頼) 業者	(株)北日本新聞前澤販売店 富山市舟橋北町 6-20	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )
取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし		

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

## 領収証

2018年 8月分

30-00-080-00 (00011488)  
富山市新桜町 7-38 市役所 6階  
公明党 様

銘	柄	部数	金額	合計金額
北日本新聞	朝刊	1	3,072	¥3,072

(消費税込み)  
毎度ご購読有難うございます。  
上記金額正に領収致しました。  
2018年 8月31日

ご購読有り難うございます。購読料の口座振替受付中。

(株)北日本新聞前澤販売店  
富山市舟橋北町 6-20  
電話：076-432-1680

担当者

※本票の記入は、振替用紙に記された内容と一致しない場合は、領収書の記載内容に準じてください。

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。)

ご購読料のご案内

▼ 富山県内にお住まいの方

富山県内にお住まいの方		
北日本新聞 (朝刊)	月ぎめ	3,072円 (消費税込み)

ご購読のお申し込み

ご購読先の変更

朝刊無料のお試し

カードお支払いに変更

[https://webun.jp/regist/entry\\_top](https://webun.jp/regist/entry_top)



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-08-21	振込資金	*14,256		*1,939,769
2 30-08-22		*20,412	キヨウト"ウシステム	*1,919,357
3 30-08-24*		*96,000	普通預金	*1,823,357
4 30-08-28		*7,093	フジ"タシツ"ンホ	*1,816,264
5 30-08-28	振込資金	*31,561		*1,784,703
6 30-08-28*		*41,292	普通預金	*1,743,411
7 30-08-31	新聞代金	*3,072		*1,740,339
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に\*と表示します。  
 2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い会簿に次のとおり表示します。  
 タケン  
 トリタテ

お支払いできる日  
 お支払できる期間は、所定の  
 不渡日曜時限終了後となります。



<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					整理番号	3000055	2	1 枚目			
					会派名	公明党					
					議員名						
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄						
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起票日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.8.28			30.8.24						
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日						
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.8.28			30.8.24						
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)				起票日	支払完了報告				
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	支払回数	年	月	日	30.9.3	代表者	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	人件費	1	30	9	3	承認日					
<input type="checkbox"/>	事務費					30.9.3					
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)						
					調査研究に活用 (事前) 3000009-1						

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	2,988 円	内、振込手数料	
支出内容	8 月度 北陸中日新聞購読料 (会派控室)		
積算根拠	2,988 円/月	価格の 説明	
購入(依頼) 業者	北陸中日新聞富山中央専売所 富山市安野屋 2-1-22	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式 1 4 の貼付用紙に貼ってください)

**口座振替済通知書兼領収証** 平成30年 8月

富山市役所 東 6F お問合せNo. 66  
2区 69.00

富山市議会 公明党 様

品別名	部数	金額	備考
北陸中日新聞朝刊	1	2,988	

合計金額

2,988 円

(本体: ¥2,767)  
(消費税: ¥221)

毎度ご愛読いただき、ありがとうございます。

購読料のお支払には、便利な口座振替やクレジット決済もご利用いただけます。

領収日 平成30年 9月 3日

北陸中日新聞  
富山中央専売所  
代表 高柳 康弘  
〒930-0087 富山市安野屋2-1-22  
TEL.076-432-7022-FAX076-432-7023

領  
北陸中日新聞  
収

chunichi web 内 文字 (0)

2017年(平成29年)11月9日(木)

天気	ウーマン	環境	住まい	就職・転職	進学・教育	旅行	相談	囲碁・将棋	暮らし	医療	イベント
地域のニュース	認知	校章	三重	静岡	長野	福井	滋賀	石川	富山		
一面	社会	政治	経済	マーケット	国際	特報	スポーツ	特集・連載	社説・コラム	動画	

トップ > 新聞購読のご案内 > 北陸中日新聞購読のご案内

北陸中日新聞購読のご案内



ご購入プレゼントキャンペーン

朝・夕刊セットまたは朝刊を新規に購読お申し込みの方、6ヶ月以上で読割セットをプレゼント！(兼品は変更する場合があります)



お引越しWeb連絡キャンペーン

「お引越しの方へ」⇒「ご住所変更フォーム」からお引越し情報をご連絡いただいた方先着50名様には『北陸中日新聞特製クオカード(500円分)』をプレゼント！(新しく転居される住所が、石川県、富山県である方限定です)

購読お申し込み	ためしよみお申し込み	お引越しの方へ	学割プラン
---------	------------	---------	-------

紙面の特徴

充実の各地方版・地域情報をワイドで展開  
石川・富山に関わる大きなニュースから、読者の皆様が住んでいる地域に密着した身近な生活情報まで、幅広く記事にします。まさに地方版は読むとごいっばい！

購読をお申し込みの方へ

【朝夕刊セット】 1か月 3,981円(税込)	【朝刊のみ】 1か月 2,988円(税込)	【中日スポーツ】 1か月 2,726円(税込)
----------------------------	--------------------------	----------------------------

購読のお申し込み

- 申し込み時間、地域によっては配達開始日が遅れる場合があります。
- 銀行、郵便局の自動引き落とし、およびクレジットカードでのお支払いについては当該販売店がお伺いしたときにご相談ください。
- 富山県全域と石川県の一部の地域では朝刊のみのお届けとなります。

郵送をご希望の方へ(石川県、富山県以外の方)

1部売りの場合(料金は切手にて)

【朝刊】 200円(朝刊130円+送料70円)	【夕刊】 100円(夕刊50円+送料50円)	【中日スポーツ】 180円(中日スポーツ120円+送料60円)
----------------------------	---------------------------	------------------------------------

※2部以上の部数をお求めの場合の料金は、(株)中日サービスにお問い合わせ下さい。

【1部売り お問い合わせ・切手送付先】 (株)中日サービス

〒920-0025 金沢市駅西本町2丁目12番30号  
電話番号 076-221-6833  
営業時間 9:30~17:30(日・祝休み)

月額の場合(料金は振込にて)

【朝・夕刊】 5,561円(うち送料1,580円)	【朝刊】 4,438円(うち送料1,450円)	【中日スポーツ】 4,176円(うち送料1,450円)
------------------------------	----------------------------	--------------------------------

※いずれも3ヶ月分前納です。

【月額 お問い合わせ先】 中日新聞北陸本社 販売部

〒920-8573 金沢市駅西本町2丁目12番30号  
フリーダイヤル 0120-461051(携帯・PHS可)

【振込先】 (口座名 株式会社中日新聞社)

- 北陸銀行金沢支店 当座(1078030)
- 北国銀行本店 当座(003882)
- 郵便貯金 00760-7-815



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-08-21	振込資金	*14,256		*1,939,769
2 30-08-22		*20,412	キヨウトウシステム	*1,919,357
3 30-08-24*		*96,000	普通預金	*1,823,357
4 30-08-28		*7,093	フジタシフマン	*1,816,264
5 30-08-28	振込資金	*31,561		*1,784,703
6 30-08-28*		*41,292	普通預金	*1,743,411
7 30-08-31	新聞代金	*3,072		*1,740,339
8 30-09-03		*2,988	キヨウニチシフ /	*1,737,351
9 30-09-03		*3,072	トヤマシフマン	*1,734,279
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に\*と表示します。  
 2. 振券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。  
 タケン  
 トリタテ

お支払いできる日  
 お支払できる期間は、所定の  
 不渡延滞期限を超えません。

<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					整理番号	3000056	2	1 枚目			
					会派名	公明党					
					議員名						
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄						
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.8.28			30.8.24	堀江	松本	松本	●	松本	
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日	●	金平	承認日						
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.8.28			30.8.24						
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)				起案日	支払完了報告				
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	H30.9.3	代表者	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	人件費					承認日	堀江	松本	●	松本	
<input type="checkbox"/>	事務費	1	30	9	3	H30.9.3					
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)						
					調査研究に活用 (事前) 3000010-1						

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	3,072 円	内、振込手数料	
支出内容	8 月度 富山新聞購読料 (会派控室)		
積算根拠	3,072 円/月	価格の 説明	
購入(依頼) 業者	富山新聞販売(株)富山センター奥田販売所 富山市黒崎 588	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし
証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式 1 4 の貼付用紙に貼ってください)			



別紙のお申し込み みんぱ よりよ

北國新聞

☎ 0120-367-464 | ご購読申込 | 試し読み | お支払い方法の変更 |

富山新聞 北國新聞 ご購読のお申し込み

※郵送のご連絡もこちらから

富山県、石川県にご在住の方 (宅配)

富山新聞 朝刊	(月ごめ購読料 3,072円・消費税込み)
北國新聞 朝夕刊セット	(月ごめ購読料 4,037円・消費税込み)
北國新聞 朝刊	(月ごめ購読料 3,093円・消費税込み)

富山県、石川県外にご在住の方 (郵送をご希望の方)

富山新聞 朝刊	(月ごめ購読料 3,072円 + 郵送料 1,590円、合計 4,662円)
北國新聞 朝夕刊セット	(月ごめ購読料 4,037円 + 郵送料 1,950円、合計 5,987円)
北國新聞 朝刊	(月ごめ購読料 3,093円 + 郵送料 1,770円、合計 4,863円)

福井県にご在住の方

一部地域で、富山新聞朝刊、北國新聞朝夕刊の戸別配達を行っています。詳細は、販売部 (076-491-8122) までお問い合わせ下さい。

離れた家族や大切な人に富山新聞を届けたい方

郵便番号	<input type="text"/> - <input type="text"/> (全角数字) 例: 920-8790
ご住所(必須)	富山県 <input type="text"/> (全角) ビル・アパートマンション名までご記入ください。
電話番号(必須)	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> 例: 076-260-3564
お名前(必須)	姓 <input type="text"/> 名 <input type="text"/>
ふりがな(必須)	姓 (ふりがな) <input type="text"/> 名 (ふりがな) <input type="text"/> (全角ひらがな)
メールアドレス	<input type="text"/> (半角英数字)
配達希望日(必須)	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
購読紙(必須)	<input type="radio"/> 富山新聞 朝刊 <input type="radio"/> 北國新聞 朝夕刊セット <input type="radio"/> 北國新聞 朝刊
お支払い方法(必須)	<input type="radio"/> 口座振替 <input type="radio"/> 現金集金 <input type="radio"/> クレジットカード VISA    Nicos 
ご購読のきっかけ(必須)	<input type="radio"/> テレビCM <input type="radio"/> ラジオCM <input type="radio"/> 新聞 <input type="radio"/> PRチラシ <input type="radio"/> HP (ホームページ)
現在お読みの新聞(必須)	<input type="radio"/> 定期購読をしている / <input type="radio"/> 定期購読はしていない <input type="checkbox"/> 読売新聞 <input type="checkbox"/> 日経新聞 <input type="checkbox"/> 朝日新聞 <input type="checkbox"/> 毎日新聞 <input type="checkbox"/> 北日本新聞

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。)

領収証

18年08月分 30年9月3日 No. 521001

お名前 富山市議会公明党 様

ご住所 新桜町 7-38 富山市役所 6F.

繰越額

合計金額

3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072

富山新聞販売(株)

富山センター 奥田販売所

富山市黒崎588  
TEL 076-493-1160  
FAX 076-493-1140

集金担当



お陰様で富山新聞は95周年を迎えました。  
引き続きご愛読賜りますようお願いいたします。



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-08-21	振込資金	*14,256		*1,939,769
2 30-08-22		*20,412	キョウト"ウシテム	*1,919,357
3 30-08-24*		*96,000	普通預金	*1,823,357
4 30-08-28		*7,093	フジ"タシクフ"ンホ	*1,816,264
5 30-08-28	振込資金	*31,561		*1,784,703
6 30-08-28*		*41,292	普通預金	*1,743,411
7 30-08-31	新聞代金	*3,072		*1,740,339
8 30-09-03		*2,988	チウニチシンフ	*1,737,351
9 30-09-03		*3,072	トヤマシンフ"ン	*1,734,279
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1. 通帳のご提出があるお取引のときは、年月日別に\*と表示します。  
 2. 並簿簿をお開き入れのときは、お支払いの簿籍に次のとおり表示します。

お支払いできる日  
 お支払できる期限は、所定の  
 不渡期限満了後となります。

<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					整理番号	3000058	2	1 枚目			
					会派名	公明党					
					議員名						
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄						
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.9.11	堀	藏島	30.9.7	堀	松	堀	●	堀	
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日						
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.9.11			30.9.10						
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)				起案日	支払完了報告				
<input type="checkbox"/>	資料購入費	支払回数	年	月	日	30.9.18	代表者	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	人件費					承認日	堀	堀	●	堀	
<input checked="" type="checkbox"/>	事務費	1	30	9	18	30.9.18	堀	堀	●	堀	
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)						
					調査研究に活用 (事前) 3000001-1						

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	3,118 円	内、振込手数料	北陸銀行 324 円
支出内容	9 月 度 会 派 控 室 イン タ ー ネ ッ ト 使 用 料		
積算根拠	基本料金 1,851 円 / メールアドレス料金 943 円 / 銀行振込手数料 324 円 /	価格の 説明	
購入(依頼) 業者	富山市議会インターネット支払口	<input type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input checked="" type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし
証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式 1 4 の貼付用紙に貼ってください)			



平成30年8月31日

公明党 会長 様

富山市議会議員  
村上 和



インターネット使用料について (ご依頼)

会派控室のインターネット使用料 (9月分) については、次のとおりです。

平成30年9月25日 (火) までに、指定の振込口座へお振込みいただきますようお願いいたします。

記

【請求額】

公明党  
金 2,794円 (基本料金 1,851円 マルド料金 943円)

【振込口座】

北陸銀行 富山市役所出張所 普通6020249

(口座名義) <sup>トヤマシギカイインターネットシハライグチ</sup> 富山市議会インターネット支払口

担当：議会事務局 庶務課  
(内線3314)

整理番号 3000058 2 3 枚目

貼付用紙

電信扱

翌日扱  
 翌日扱  
 当日扱  
 平成 年 月 日  
 3 0 9 1 8

振込金受取書(兼手数料受取書) } いずれかを二重線で抹消  
 振込受付書(兼手数料受取書)

振込先  
 銀行名(漢字) 左づめでご記入ください。 銀行 信金 農協 信組 その他  
 北陸 〇〇〇〇〇〇  
 支店名(漢字) 左づめでご記入ください。  
 富山市役所出張所 支店  
 カタカナで姓と名の間に1マスあけて左づめでご記入ください(濁点(゜)、半濁点(ㇿ)も1字)  
 トヤマシキョウカイインターネット  
 法人の場合は、(カ) 略称でご記入ください。  
 シハインクツチ  
 記入しきれない場合は、下記「備考」欄に続けてご記入ください。  
 富山市議会インターネット支払口 様  
 預金種目 普通 当座 貯蓄 その他  
 〇をおつけください  
 〇 〇 〇 〇  
 〇をおつけください  
 左づめでご記入ください。  
 6 0 2 0 2 4 9  
 金額  
 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円  
 〇 〇 〇 〇 〇 〇 2 7 9 4 円

お受取人  
 カタカナで姓と名の間に1マスあけて左づめでご記入ください(濁点(゜)、半濁点(ㇿ)も1字)  
 イロヤマイトヨホリエカズヨ  
 法人の場合は、(カ) 略称でご記入ください。  
 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇  
 記入しきれない場合は、下記「備考」欄に続けてご記入ください。  
 公明党 堀江かず代 様  
 日中のご連絡先( 076-443-2155 )

当行をご利用いただきありがとうございます。  
 今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

株式会社 北陸銀行  
 店

印紙  
 振込金+手数料  
 50円未満は貼付  
 50円以上の振込  
 入金小切手の振込  
 入金小切手を1枚貼付  
 30金0-18  
 北陸・富山市役所  
 1-1  
 振込受付書の場合  
 印紙不要

- 振込金として現金または有価証券(当座小切手等)を受領した場合は、「振込金受取書(兼手数料受取書)」、これ以外(預金払戻請求書・口座振替)による場合は、「振込受付書(兼手数料受取書)」として使用しています。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがあります。
- やむを得ない事由による通信機器・回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込は、振込規定により取り扱います(振込規定ご入用の方はお申し出ください)。
- 「翌日扱」の場合は、翌営業日のお振込となります。
- 相戻・訂正依頼に際しては、当行所定の手数料をいただきます。

振込金額のうち  
 未決済小切手  
 万一小切手が決済されなかった場合はその金額の振込を取り消し、小切手は当店においてお返しいたします。

		3万円未満	3万円以上		
振込手数料(消貨税込)	本店	(324)	(540)	その他(本支店)	
	他行	(648)	(864)	その他(他行)	



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-08-21	振込資金	*14,256		*1,939,769
2 30-08-22		*20,412	キョウトシステム	*1,919,357
3 30-08-24*		*96,000	普通預金	*1,823,357
4 30-08-28		*7,093	フジマシソンホ	*1,816,264
5 30-08-28	振込資金	*31,561		*1,784,703
6 30-08-28*		*41,292	普通預金	*1,743,411
7 30-08-31	新聞代金	*3,072		*1,740,339
8 30-09-03		*2,988	チウニチソフ	*1,737,351
9 30-09-03		*3,072	トヤマソフソフ	*1,734,279
10 30-09-04*		*3,072	普通預金	*1,731,207
11 30-09-04*		*3,072	普通預金	*1,728,135
12 30-09-11*		*67,896	普通預金	*1,660,239
13 30-09-11*		*3,072	普通預金	*1,657,167
14 30-09-11*		*3,072	普通預金	*1,654,095
15 30-09-18	振込資金	*3,118		*1,650,977
16 30-09-18*		*3,568		*1,647,409
17 30-09-18	振込資金	*36,000		*1,611,409
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日間に\*と表示します。  
 2. 証書類をお預け入れのときは、お支払い金額間に次のとおり表示します。  
 タケソフ  
 トリタテ

お支払いできる日  
 お支払できる期限は、所定の  
 不渡送付期限に準じます。

<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					整理番号	3000059	2	1 枚目		
					会派名	公明党				
					議員名					
<input type="checkbox"/> 調査研究費	第三者機関承認欄				会派承認欄					
<input type="checkbox"/> 研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/> 広報広聴費	H30.9.18	富	金平	30.9.14	堀江	(印)	(印)	(印)	(印)	
<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費	承認日			承認日						
<input type="checkbox"/> 会議費	H30.9.18			H30.9.14						
<input type="checkbox"/> 資料作成費	支払日(口座振込完了日)				起案日	支払完了報告				
<input type="checkbox"/> 資料購入費	支払回数	年	月	日	H30.9.18	代表者	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/> 人件費					承認日	堀江	(印)	(印)	(印)	
<input checked="" type="checkbox"/> 事務費	/	30	9	18	H30.9.18					
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					政務活動に関わる通信費 (事前) 3000003-1					

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	3,568 円 (税込)	内、振込手数料
支出内容	9 月度 会派控室電話 (FAX) 使用料	
積算根拠	回線使用料 (基本料) 2,350 円 ダイヤル通話料及びサービス料消費税等 1,218 円	価格の 説明
購入(依頼) 業者	西日本電信電話(株)富山支店	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )
		取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式 14 の貼付用紙に貼ってください)

電話料金等領収証 (Receipt)

二筆求番号 9067068453696

お客様氏名 公明 様

金額 平成 30 年 9 月分 ¥3,568

請求額 264 円

西日本電信電話株式会社 富山支店

お着まからのお料金お問合せ先 (無料) 0120-747488

領収日付印

出納 30.9.18

収入印紙貼付欄 (お着ま)

貼付用紙

**NTT 西日本** 西日本電信電話株式会社  
富山支店

930-0005

富山市新桜町7-38

TEL 0120-747488  
(無料)  
送付先:〒812-0012  
福岡市博多区 博多駅中央街  
博多郵便局 私書箱112号

富山市役所内  
公明 様

社用 101001311001 00746 00678 00\*  
コード  
NTT西日本料金請求書  
(NTTWEST-Bill)

※電話番号をお確かめのうえ、お間違のないようお願いいたします。

料金お問合せ先 (無料)  
**0120-747488**  
※受付時間:午前9時~午後5時 土曜・日曜・祭日・年末年始(12月29日~1月3日)は休業  
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

電話のご注文・お問合せは局番なしの「116」へ(無料) 携帯電話・PHSからは 0800-2000116へ  
電話の故障は局番なしの「113」へ(無料) 携帯電話・PHSからは 0120-444113へ  
フレッツサービス・ひかり電話に関するご注文・お問合せは 0120-116116へ  
フレッツサービス・ひかり電話に関する故障は 0120-248995へ

平成 30年 9月 9日発行

日ごろ、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。  
裏面のお支払場所にこの請求書をご持参のうえ、お支払いください。  
ご利用料金の内訳については、裏面をご覧ください。  
※お支払期限後に支払われた場合は、年14.5%(1日当たり約0.04%)の  
延滞利息をお支払いいただく場合もあります。

お客さま番号 (076)441-7516 ご請求番号 9067068453696	ご請求年月 平成 30年 9月分	ご請求額 (Charge) 3,568 円	お支払期限 (Due Date) 平成 30年 9月 25日
---	---------------------	--------------------------	-----------------------------------

ご請求の内訳	金額 (円)	お知らせ
NTT西日本ご利用分 (合計)	3,568 3,568	詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。

●お支払い方法についてクレジットカード決済へ変更される場合は、右のQRコードをスマートフォン等で読み取り申込みフォームへお進みください。  
※インターネット接続費用はご利用者自身の負担です。正常に読み取りできない場合は、下記URLをパソコンからご覧ください。  
<http://www.ntt-west.co.jp/denwa/charge/payment/payment.html>  
※お手続きには1~2ヶ月ほど要します。完了までの間は請求書でのお支払いとなります。予めご了承ください。  
※今回の請求書のお支払いはクレジットカードでの引き落としができませんので、裏面のお支払い場所にてこの請求書をご持参のうえ、お支払いください。



↓下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。<切り取り線>

社用コード 00678

ご利用料金内訳書

お客様番号 (076)441-7516

ページ

料金内訳名	金額 (円)	税区分	ご利用期間等のお知らせ
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料 (基本料) (事務用)	2,350	合算	7月26日～ 8月25日
ダイヤル通話料	952	合算	7月26日～ 8月25日。なお前月分は816円でした。
(内訳) ケンタくん適用分	(357)		次回 (来月分) の割引計算期間は、8月26日～ 9月25日です。
(内訳) ケンタくん適用通話料	<357>		ケンタくんをご利用にならなかった場合、357円となります。
(内訳) 通常通話料適用分	(595)		
ユニバーサルサービス料	2	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	264		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(264)		合算表示の料金を合計した3,304円に8%を乗じて算出しています。
(合計)	3,568		



年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	差し引き残高 (円)
1 30-08-21	振込資金	*14,256		*1,939,769
2 30-08-22		*20,412	キョウトシステム	*1,919,357
3 30-08-24*		*96,000	普通預金	*1,823,357
4 30-08-28		*7,093	フジタシンフンホ	*1,816,264
5 30-08-28	振込資金	*31,561		*1,784,703
6 30-08-28*		*41,292	普通預金	*1,743,411
7 30-08-31	新聞代金	*3,072		*1,740,339
8 30-09-03		*2,988	チウニチシンフ	*1,737,351
9 30-09-03		*3,072	トヤマシンフン	*1,734,279
10 30-09-04*		*3,072	普通預金	*1,731,207
11 30-09-04*		*3,072	普通預金	*1,728,135
12 30-09-11*		*67,896	普通預金	*1,660,239
13 30-09-11*		*3,072	普通預金	*1,657,167
14 30-09-11*		*3,072	普通預金	*1,654,095
15 30-09-18	振込資金	*3,118		*1,650,977
16 30-09-18*		*3,568		*1,647,409
17 30-09-18	振込資金	*36,000		*1,611,409
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日別に\*と表示します。  
 2 振替額をお預け入れのときは、お支払い金額別に次のとおり表示します。  
 タケン  
 トリダテ

お支払いできる日  
 お支払できる期限は、所定の  
 不渡延べ期限満後となります。

# 政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票

整理番号	3000060	2	1枚目
会派名	公明党		
議員名			

	第三者機関承認欄			会派承認欄					
	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/> 調査研究費				30.9.14	堀江	藤	山	●	山
<input type="checkbox"/> 研修費	2020.9.18	高	金	承認日					
<input type="checkbox"/> 広報広聴費				30.9.14					
<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費									
<input type="checkbox"/> 会議費	2020.9.18								
<input type="checkbox"/> 資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費	支払件数	年	月	日	20.9.18	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/> 人件費					承認日	堀江	山	●	山
<input type="checkbox"/> 事務費	1	20	9	18	30.9.18				
特記事項(第三者機関)				特記事項(会派)					
				調査研究に活用 (事前) 3000005-1					

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	36,000 円 /	内、振込手数料	みずほ銀行 864 円 /
---	------------	---------	------------------

支出内容	第一法規追録 / (追録作業・9月4日)		
積算根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉六法 16,668 円 /</li> <li>● 実務六法 18,468 円 /</li> <li>合計 35,136 円 /</li> </ul>	価格の 説明	
購入(依頼) 業者	第一法規株式会社 東京都港区南青山2丁目11番17号	<input type="checkbox"/> 市内業者 <input checked="" type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)



貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。)

納品書

〒107-8301 東京都港区南青山2丁目11番17号  
第一三井住友銀行株式会社  
代表取締役 中英 弘  
TEL 03-203-6950

富山市議会公明党 様 平成30年 9月 10日

下記のとおりご納品いたします。  
この金額には消費税及び地方消費税が含まれております。

ご納品額 **¥35,136**      お客様番号 **086-035696-0002**      請求書番号 **9739638**

商 品 名	明 細 (追録号数)	数量(号)	単 価 (号)		部 数	金 額		備 考
			千	円		千	円	
判例通達 実務大六法	5233-5251	19		972	1		18468	
注解 社会福祉六法	891-902	12		1389	1		16668	

個別  
【取引銀行】 【当座預金】 みずほ銀行青山支店 0013161 三井住友銀行長野支店 0005986 八十二銀行本店 2000858

請求書

〒107-8301 東京都港区南青山2丁目11番17号  
第一三井住友銀行株式会社  
代表取締役 中英 弘  
TEL 03-203-6950

富山市議会公明党 様 平成30年 9月 10日

ご購入ありがとうございます。下記のとおりご請求いたします。  
この金額には消費税及び地方消費税が含まれております。

平成30年10月31日までにお支払いをお願いします。

ご請求額 **¥35,136**      お客様番号 **086-035696-0002**      請求書番号 **9739638**

商 品 名	明 細 (追録号数)	数量(号)	単 価 (号)		部 数	金 額		備 考
			千	円		千	円	
判例通達 実務大六法	5233-5251	19		972	1		18468	
注解 社会福祉六法	891-902	12		1389	1		16668	

郵便局・金融機関・コンビニエンスストア(裏面参照)のどちらからでもお支払いいただけます。  
【取引銀行】 【当座預金】 みずほ銀行青山支店 0013161 三井住友銀行長野支店 0005986 八十二銀行本店 2000858





年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-08-21	振込資金	*14,256		*1,939,769
2 30-08-22		*20,412	トウトウシステム	*1,919,357
3 30-08-24*		*96,000	普通預金	*1,823,357
4 30-08-28		*7,093	ファミマショップ	*1,816,264
5 30-08-28	振込資金	*31,561		*1,784,703
6 30-08-28*		*41,292	普通預金	*1,743,411
7 30-08-31	新聞代金	*3,072		*1,740,339
8 30-09-03		*2,988	チウニチシマ	*1,737,351
9 30-09-03		*3,072	トヤマショップ	*1,734,279
10 30-09-04*		*3,072	普通預金	*1,731,207
11 30-09-04*		*3,072	普通預金	*1,728,135
12 30-09-11*		*67,896	普通預金	*1,660,239
13 30-09-11*		*3,072	普通預金	*1,657,167
14 30-09-11*		*3,072	普通預金	*1,654,095
15 30-09-18	振込資金	*3,118		*1,650,977
16 30-09-18*		*3,568		*1,647,409
17 30-09-18	振込資金	*36,000		*1,611,409
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に\*と表示します。  
 2 証券口座お預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

お支払いできる日  
 お支払できる期限は、所定の  
 不払期ご時限超過後となります。

備品導入					整理番号	3000061	2	1枚目		
政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票					会派名	公明党				
					議員名					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			全派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	1130.9.18			30.9.14					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	1730.9.18			30.9.14					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	代表者	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	人件費									
<input checked="" type="checkbox"/>	事務費	/	30	9	25					
特記事項(第三者機関)					特記事項(全派)					
					(事前) 3000002-1					

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	20,412円 (税込月額)	内、振込手数料
支出内容	コピー機リース代 ( 9月分 44回目/60回分)	
積算根拠	別途リース料支払い明細表に拠る	価格の 説明
購入(依頼) 業者	日通商事株式会社名古屋支店 名古屋市中村区名駅南 4-12-17	<input type="checkbox"/> 市内業者 <input checked="" type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )
取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし		
見積書等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)		

リース料 お支払明細表

年 月 日

富山市議会公明党

御中

日通商事株式会社

富山営業支店  
〒 939-8214

富山県富山市  
黒崎141-1(中央ビル2F)

TEL : 076-492-6180

お見積番号	00328478-00	期 間	60 か月
開 始 日	2015年02月16日	満 了 日	2020年02月15日
お見積物件名	リコー カラーデジタル複合機 MP C3003SP		
契約種類	リース		
支払方法	口座振替		
取扱銀行 支店名	北陸銀行 富山市役所出張所		
口座種類・口座番号	普通 No. 1004990		
お支払総額 (内消費税等) 残価(別途消費税)	1,224,720 円 ( 90,720 円 ) 円		

お支払金額内訳	
リース料	1,134,000 円
消費税	90,720 円
保守料	
消費税	

回数	支払	お支払日	お支払金額	残 高	回数	支払	お支払日	お支払金額	残 高
1			20,412	1,204,308	31		2017/08/22	20,412	591,948
2		2015/03/22	20,412	1,183,896	32		2017/09/22	20,412	571,536
3		2015/04/22	20,412	1,163,484	33		2017/10/22	20,412	551,124
4		2015/05/22	20,412	1,143,072	34		2017/11/22	20,412	530,712
5		2015/06/22	20,412	1,122,660	35		2017/12/22	20,412	510,300
6		2015/07/22	20,412	1,102,248	36		2018/01/22	20,412	489,888
7		2015/08/22	20,412	1,081,836	37		2018/02/22	20,412	469,476
8		2015/09/22	20,412	1,061,424	38		2018/03/22	20,412	449,064
9		2015/10/22	20,412	1,041,012	39		2018/04/22	20,412	428,652
10		2015/11/22	20,412	1,020,600	40		2018/05/22	20,412	408,240
11		2015/12/22	20,412	1,000,188	41		2018/06/22	20,412	387,828
12		2016/01/22	20,412	979,776	42		2018/07/22	20,412	367,416
13		2016/02/22	20,412	959,364	43		2018/08/22	20,412	347,004
14		2016/03/22	20,412	938,952	44	✓	2018/09/22	20,412	326,592
15		2016/04/22	20,412	918,540	45		2018/10/22	20,412	306,180
16		2016/05/22	20,412	898,128	46		2018/11/22	20,412	285,768
17		2016/06/22	20,412	877,716	47		2018/12/22	20,412	265,356
18		2016/07/22	20,412	857,304	48		2019/01/22	20,412	244,944
19		2016/08/22	20,412	836,892	49		2019/02/22	20,412	224,532
20		2016/09/22	20,412	816,480	50		2019/03/22	20,412	204,120
21		2016/10/22	20,412	796,068	51		2019/04/22	20,412	183,708
22		2016/11/22	20,412	775,656	52		2019/05/22	20,412	163,296
23		2016/12/22	20,412	755,244	53		2019/06/22	20,412	142,884
24		2017/01/22	20,412	734,832	54		2019/07/22	20,412	122,472
25		2017/02/22	20,412	714,420	55		2019/08/22	20,412	102,060
26		2017/03/22	20,412	694,008	56		2019/09/22	20,412	81,648
27		2017/04/22	20,412	673,596	57		2019/10/22	20,412	61,236
28		2017/05/22	20,412	653,184	58		2019/11/22	20,412	40,824
29		2017/06/22	20,412	632,772	59		2019/12/22	20,412	20,412
30		2017/07/22	20,412	612,360	60		2020/01/22	20,412	0





年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-08-21	振込資金	*14,256		*1,939,769
2 30-08-22		*20,412	キヨウノウシステム	*1,919,357
3 30-08-24*		*96,000	普通預金	*1,823,357
4 30-08-28		*7,093	フジタシヨフツホ	*1,816,264
5 30-08-28	振込資金	*31,561		*1,784,703
6 30-08-28*		*41,292	普通預金	*1,743,411
7 30-08-31	新聞代金	*3,072		*1,740,339
8 30-09-03		*2,988	チノウニチシヨフ	*1,737,351
9 30-09-03		*3,072	トヤマシヨフツホ	*1,734,279
10 30-09-04*		*3,072	普通預金	*1,731,207
11 30-09-04*		*3,072	普通預金	*1,728,135
12 30-09-11*		*67,896	普通預金	*1,660,239
13 30-09-11*		*3,072	普通預金	*1,657,167
14 30-09-11*		*3,072	普通預金	*1,654,095
15 30-09-18	振込資金	*3,118		*1,650,977
16 30-09-18*		*3,568		*1,647,409
17 30-09-18	振込資金	*36,000		*1,611,409
18 30-09-25 /		*20,412	キヨウノウシステム	*1,590,997
19 30-09-25*		*96,000	普通預金	*1,494,997
20 30-09-25	振込資金	*35,462		*1,459,535
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1 借入の残高のあるお取引のときは年月日に\*と表示します。  
 2 振替簿をお預け入れのときは、お支払い金額順に次のとおり表示します。

お支払いできる日  
 お支払できる期限は、所定の  
 不換期満期後となります。

<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					整理番号	3000062	2	1枚目	
					会派名	公明党			
					議員名				
<input type="checkbox"/> 調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/> 研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/> 広報広聴費	H30.9.18	[印]	[金平]	30.9.14	[堀江]	[印]	[印]	[印]	[印]
<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/> 会議費	H30.9.18			30.9.14					
<input type="checkbox"/> 資料作成費	支払日(口座振込完了日)				起案日	支払完了報告			
<input type="checkbox"/> 資料購入費	支払回数	年	月	日	30.9.25	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input checked="" type="checkbox"/> 人件費	1	30	9	25	承認日	[堀江]	[印]	[印]	[印]
<input type="checkbox"/> 事務費					30.9.25				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)				
					政務活動補助業務 (事前) 3000004-1				

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	96,000 円	内、振込手数料	
支出内容	会派事務職員人件費 ( 9月分)		
積算根拠	パートタイマー雇用契約書参照	価格の 説明	
購入(依頼) 業者	契約者 [黒]	<input type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input checked="" type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

## 受 取 証

富山市議会公明党様

平成 30 年 9 月 25 日

¥ 96,000

9 月分会派事務職員賃金として



# パートタイマー雇用契約書

契約期間	<input checked="" type="checkbox"/> 2018年4月1日～2019年3月31日まで (契約の更新: <input type="checkbox"/> 自動的に更新 <input checked="" type="checkbox"/> 更新する場合がある <input type="checkbox"/> 更新しない)	
	契約の更新の判断基準	<input checked="" type="checkbox"/> 能力、業務成績、勤務態度 <input checked="" type="checkbox"/> 契約期間満了時の業務量 <input checked="" type="checkbox"/> その他(政務活動費運用指針変更時など)
	試用期間	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり( 年 月 日まで)
就業場所	富山市議会 公明党 議員控室	
業務内容	富山市議会政務活動に関する補助業務	
就業時間	始業・終業	自 9 時 30 分 ～ 至 14 時 30 分 (1ヶ月80時間を目途とする。)
	休憩時間	12 時 00 分 より 13 時 00 分まで
所定外労働の有無に関する事項	時間外労働	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
	休日労働	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
	深夜労働	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
休日	土、日曜日、国民の祝日、その他(会派会長の認める日とする。)	
休暇	会派会長の認める日とする。(初年度年間7日、次年度より1日加算)	
賃金	基本給	月額 96,000 円 とする。(通勤手当を含む)
	諸手当	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり 通勤手当 16,000 円
	締切日/支払日	毎月 20 日締切 当月 / 25 日支払い
	労使協定に基づく賃金支払時の控除	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり 雇用保険(失業保険・労災保険)
	賃金改定	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
	賞与	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
	退職金	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
退職に関する事項	1 自己都合退職の手続: 退職する 30 日以上前に届け出ること 2 解雇の事由及び手続:	
その他	政務活動補助事務に関し知り得た個人情報保護、守秘義務を厳守すること。 ・この雇用契約書は、雇用主・労働者がそれぞれ保管する。	

2018 年 4 月 1 日

住所



所在地 富山市新桜町 7-38

労働者: 氏名



雇用主: 名称 富山市議会 公明党 会長

氏名

堀江かず代



貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。  
B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

出勤簿 / [Redacted]

9 September

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1
2	[Redacted]					8
9	[Redacted]					15
16	17 敬老の日	18	19	20	21	22
23 秋分の日	24 振替休日	25	26	27	28	29
30						

様式12

整理番号	3000062	2	4枚目
------	---------	---	-----

# 振替証明書

会派名 公明党

金額	96,000	円
----	--------	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

平成 30年 9月 25日

経理責任者 松尾 茂



氏名		受領印	
----	--	-----	--



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-08-21	振込資金	*14,256		*1,939,769
2 30-08-22		*20,412	キヨウトウシテム	*1,919,357
3 30-08-24*		*96,000	普通預金	*1,823,357
4 30-08-28		*7,093	フジマツコフンホ	*1,816,264
5 30-08-28	振込資金	*31,561		*1,784,703
6 30-08-28*		*41,292	普通預金	*1,743,411
7 30-08-31	新聞代金	*3,072		*1,740,339
8 30-09-03		*2,988	チユウニシソフ	*1,737,351
9 30-09-03		*3,072	トヤマソフン	*1,734,279
10 30-09-04*		*3,072	普通預金	*1,731,207
11 30-09-04*		*3,072	普通預金	*1,728,135
12 30-09-11*		*67,896	普通預金	*1,660,239
13 30-09-11*		*3,072	普通預金	*1,657,167
14 30-09-11*		*3,072	普通預金	*1,654,095
15 30-09-18	振込資金	*3,118		*1,650,977
16 30-09-18*		*3,568		*1,647,409
17 30-09-18	振込資金	*36,000		*1,611,409
18 30-09-25		*20,412	キヨウトウシテム	*1,590,997
19 30-09-25*		*96,000	普通預金	*1,494,997
20 30-09-25	振込資金	*35,462		*1,459,535
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1. 通帳のご振込のお取引のときは年月日別に必ず表示します。  
 2. 通帳にご振込のお取入れのときは、お支払い金額別に次のとおり表示します。  
 タケン  
 トリタテ

お支払いできる日  
 お支払できる期間は、所定の  
 不連続に時限が過ぎます。

<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					整理番号	3000063	2	1 枚目			
					会派名	公明党					
					議員名						
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄						
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起票日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.9.24			30.9.20						
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日						30.9.20
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.9.25									
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)				起票日	支払完了報告				
<input type="checkbox"/>	資料購入費	支払回数	年	月	日	H30.9.25	代表者	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	人件費					承認日					
<input checked="" type="checkbox"/>	事務費	1	00	9	25	H30.9.25					
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)						
					政務活動に関わる印刷に使用するため、2015年2月16日にパフォーマンス契約済み (事前) 3000006-1						

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	35,462 円,	内、振込手数料	北陸銀行 540 円
支出内容	コピーパフォーマンスチャージ料金 ( 9 月分)		
積算根拠	カウント料金 32,336 円 / 消費税 2,586 円 / 合計 34,922 円,	価格の 説明	請求書に金額内訳添付
購入(依頼) 業者	欄大用堂 富山市二口町 3-2-16	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし
証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式 1 4 の貼付用紙に貼ってください)			

# 御 請 求 書

2018年 9月 20日締切分 /

文具事務用品・複写機・OA機器・教育映像

株式会社 **豊 新 堂**

〒939-8221 富山県富山市田島引

〒939-8221 富山県富山市田島引

TEL : 076-421-1128 FAX : 076-421-1129

930-8510

富山市新桜町 7-38  
富山市役所内 6F

富山市議会 公明党 /  
P/C 御中

北陸銀行 越前町支店 (当座) 2601780  
富山第一銀行 本店 (普通) 016249  
ゆうちょ銀行 記号13260 番号11860921

お客様No. 41482 (20)

下記の通り、御請求申し上げます。

前月御請求額	御入金額	調整額	繰越金額	当月御買上額	消費税額	御請求額
31,021	31,021	0	0	32,336	2,586	34,922

伝票日付	伝票No.	品 名	数 量	単 価	金 額
2018/ 8/28	5956	[入金 (振 込)]			[ 31,021]
2018/ 9/20	16694	パフォーマンスチャージ	1 式	32,336.00	32,336
		9月分			32,336
		【当月御買上額】			2,586
		【消 費 税】			34,922
		【合 計】			

【ご請求金額内訳】

パフォーマンスチャージ	単価/金額	カウント/月/率	内訳金額
モノカラー総出力		1,101カウント	
控除 2%の控除カウント		23カウント	
請求カウント		1,078カウント	
1 - 1000 /月	5.0円	1,000カウント	5,000円
1001 - 2000 /月	4.3円	78カウント	335円
フルカラーコピー		617カウント	
控除 3%の控除カウント		19カウント	
請求カウント		598カウント	
1 - 1000 /月	28.0円	598カウント	16,744円
フルカラープリント		445カウント	
控除 3%の控除カウント		14カウント	
請求カウント		431カウント	
1 - 1000 /月	23.8円	431カウント	10,257円
消費税等	32,336円	8%	2,586円
合計 (税込み)			34,922円

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません)

電信扱

翌日扱 平成 30 年 9 月 26 日

振込受取書(兼手数料受取書) 振込受付書(兼手数料受取書) いずれかを二重線で抹消

振込先

銀行名(漢字) 北陸 銀行 信金 農協 信組 その他 支店名(漢字) 越前野

お受取人

カタカナで姓と名の間に1マスあけて左づめでご記入ください(濁点(゜)、半濁点(ㇿ)も1字) カ) タイ ヨ ヨ ト ヲ ヲ

預金種目 普通 当座 貯蓄 その他 金額 2601780 十 億 千 万 百 十 円 34922

株 大用堂 様

ご依頼人

カタカナで姓と名の間に1マスあけて左づめでご記入ください(濁点(゜)、半濁点(ㇿ)も1字) コウメイ トヨ ホリエ カズ ヨ

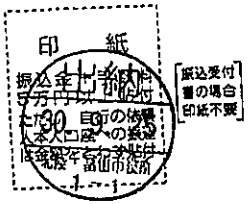
公明党 堀江かず代 様

日中のご連絡先 (076-440-2155)

当行をご利用いただきありがとうございます。 今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

株式会社 北陸銀行

店



- 振込金として現金または有価証券(当座小切手等)を受領した場合は、「振込金受取書(兼手数料受取書)」(これ以外(預金払戻請求書・口座振替)による場合は、「振込受付書(兼手数料受取書)」)として使用しています。
○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがあります。
○やむを得ない事由による通信機器・回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○この振込は、振込規定により取り扱います(振込規定ご入用の方はお申し出ください)。
○「翌日扱」の場合は、翌営業日のお振込となります。
○組戻・訂正依頼に際しては、当行所定の手数料をいただきます。

振込金額のうち未決済小切手 万一千切手が決済されなかった場合はその金額の振込を取り消し、小切手は当店においてお返しいたします。

Table with columns for branch type (本店, 他行) and amount (3万円未満, 3万円以上).

為(2025)5029 A5 2/2 29.11(29.11) 200組X3,500 D

領収証

No. 10175

平成30年 9月25日

富山市議会 公明党 様

金額 ￥34922

Table for payment methods: 現金, 小切手, 手形, 相殺.

但 コピ- 料

上記正に領収いたしました 株式会社 大用堂 〒939-8211 富山市 山崎1-11-15 Tel. 076-421-1128 Fax. 076-421-1129














年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-08-21	振込資金	*14,256		*1,939,769
2 30-08-22		*20,412	キヨウトウシステム	*1,919,357
3 30-08-24*		*96,000	普通預金	*1,823,357
4 30-08-28		*7,093	ワシタシツブ	*1,816,264
5 30-08-28	振込資金	*31,561		*1,784,703
6 30-08-28*		*41,292	普通預金	*1,743,411
7 30-08-31	新聞代金	*3,072		*1,740,339
8 30-09-03		*2,988	チユウニチシツ	*1,737,351
9 30-09-03		*3,072	トヤマシツブ	*1,734,279
10 30-09-04*		*3,072	普通預金	*1,731,207
11 30-09-04*		*3,072	普通預金	*1,728,135
12 30-09-11*		*67,896	普通預金	*1,660,239
13 30-09-11*		*3,072	普通預金	*1,657,167
14 30-09-11*		*3,072	普通預金	*1,654,095
15 30-09-18	振込資金	*3,118		*1,650,977
16 30-09-18*		*3,568		*1,647,409
17 30-09-18	振込資金	*36,000		*1,611,409
18 30-09-25		*20,412	キヨウトウシステム	*1,590,997
19 30-09-25*		*96,000	普通預金	*1,494,997
20 30-09-25	振込資金	*35,462		*1,459,535
21				
22				
23				
24				

(お知れ)  
 1 振込の日に比のあるお取付のときは年月日に\*と表示します。  
 2 振替額をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。  
 タケン  
 トリタテ

お支払いできる日  
 お支払できる時間は、所定の  
 不渡還臨時限を越すとあります。



<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					管理番号	3000064	2	1枚目		
					会派名	公明党				
					議員名					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	4/20.9.24	 		30.9.20					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	4/20.9.24			30.9.20					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	30.9.28	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費	1	30	9	28	承認日				
<input type="checkbox"/>	事務費					30.10.1				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					調査研究に活用 (事前)3000007-1					

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	7,093 円	内、振込手数料
支出内容	9月度 読売・日本経済新聞購読料 (会派控室)	
積算根拠	読売新聞 3,093 円 日本経済新聞 4,000 円	価格の 説明
購入(依頼) 業者	(株)藤田新聞舗 富山市弥生町 2-1-2	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )
		取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等

**読売新聞 領収書**

区域016 金戸0014 お問合せNo 01759

お名前 **富山市議会 公明党 様**

富山市市役所  
東6F 市議会  
30年 9月分 振替


銘	部数	金額
1 読売新聞朝刊	1	3,093
2 日本経済新聞	1	4,000
3 合計		7,093 円

領収日 30年9月28日

(株)藤田新聞舗 ☎424-0257(代)

☎富山東部 富山市中川原新町65 ☎424-0257  
☎富山中央 富山市弥生町2-1-2 ☎433-2315

領収印



裏面もあわせて内容を十分お確かめください。



日本経済新聞 | 日経からのお知らせ

## 新聞購読料の改定について

2017年11月から新聞の購読料（月額税込）が変わります。

■10月まで

	日本経済新聞(宅配)	宅配+電子版(日経Wプラン)
セット版地域	4,509円 (税込/月額)	5,509円 (税込/月額)
全日版地域	3,670円 (税込/月額)	4,670円 (税込/月額)



■11月から

	日本経済新聞(宅配)	宅配+電子版(日経Wプラン)
セット版地域	4,900円 (税込/月額)	5,900円 (税込/月額)
全日版地域	4,000円 (税込/月額) /	5,000円 (税込/月額)

### セット版地域、全日版地域とは？配達先の地域による料金の違い

日本経済新聞（宅配）の購読料は、お客様のお住まいの地域により異なります。ニュースを1日2回に分けてお届けする朝・夕刊セット版と、1日のニュースを朝刊のみでお届けする全日版に分かれており、購読料が異なります。

※地域による購読料の違いは、上記の価格表をご参照ください。

### どこがセット版地域？全日版地域？

全日版地域 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

※上記地域以外はセット版地域になります。

### 10月の途中で配達を開始した場合の購読料（日経Wプランまたは日経ID決済の場合）

宅配を新規にお申し込みの方が、10月の途中で新聞の宅配を開始した場合、10月分の新聞購読料は、配達期間について改定前購読料を日割り計算し、セット版地域で1日あたり150円、全日版地域で1日あたり122円となります。



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-08-21	振込資金	*14,256		*1,939,769
2 30-08-22		*20,412	キヨウト"ウシステム	*1,919,357
3 30-08-24*		*96,000	普通預金	*1,823,357
4 30-08-28		*7,093	フジ"タシマ"ンホ	*1,816,264
5 30-08-28	振込資金	*31,561		*1,784,703
6 30-08-28*		*41,292	普通預金	*1,743,411
7 30-08-31	新聞代金	*3,072		*1,740,339
8 30-09-03		*2,988	チノウエチシマ	*1,737,351
9 30-09-03		*3,072	トヤマシマ"ン	*1,734,279
10 30-09-04*		*3,072	普通預金	*1,731,207
11 30-09-04*		*3,072	普通預金	*1,728,135
12 30-09-11*		*67,896	普通預金	*1,660,239
13 30-09-11*		*3,072	普通預金	*1,657,167
14 30-09-11*		*3,072	普通預金	*1,654,095
15 30-09-18	振込資金	*3,118		*1,650,977
16 30-09-18*		*3,568		*1,647,409
17 30-09-18	振込資金	*36,000		*1,611,409
18 30-09-25		*20,412	キヨウト"ウシステム	*1,590,997
19 30-09-25*		*96,000	普通預金	*1,494,997
20 30-09-25	振込資金	*35,462		*1,459,535
21 30-09-28	新聞代金	*3,072		*1,456,463
22 30-09-28		*7,093	フジ"タシマ"ンホ	*1,449,370
23				
24				

(お知らせ)  
 1 振込の金額は振込のお取引のときは年月日別に\*と表示します。  
 2 振込額をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。  
 タケン  
 トリタテ

お支払いできる日  
 お支払できる期限は、振込の  
 不払期限を超過してはなりません。

<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					整理番号	3000065	2	1 枚目		
					会派名	公明党				
					議員名					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	1920.9.25	[印]	[印]	30.9.20	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	1920.9.25			30.9.20					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	支払回数	年	月	日	30.9.28	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費	1	30	9	28	承認日	[印]	[印]	[印]	[印]
<input type="checkbox"/>	事務費					30.10.1				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					調査研究に活用 (事前) 3000008-1					

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	3,072 円	内、振込手数料	
支出内容	9 月度 北日本新聞購読料 (会派控室)		
積算根拠	3,072 円/月	価格の 説明	
購入(依頼) 業者	(株)北日本新聞前澤販売店 富山市舟橋北町 6-20	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類 (領収証) (この欄に貼るための場合は、控室に貼ってください)

### 領 収 証

30-00-080-00 (00011488) 2018年 9月分  
富山市新桜町 7-3 8 市役所 6 階  
**公明党 様**

銘 柄	部数	金 額	合 計 金 額
北日本新聞 朝刊	1	3,072	¥3,072

(消費税込)  
毎度ご購読有難うございます。  
上記金額正に領収致しました。  
2018年 9 月 28 日

ご購入有り難うございます。購読料の口座振替受付中。

(株)北日本新聞前澤販売店  
富山市舟橋北町 6-20  
電話：076-432-1680

**北日本新聞**  
KITANIPPON SHIMBUN

当社の個人情報、当誌面において適切に管理し、利用の目的を達成するための必要最低限度の範囲内で利用させていただきます。

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。)

ご購入料のご案内

▼富山県内にお住まいの方

富山県内にお住まいの方		
北日本新聞 (朝刊)	月ぎめ	3,072円 (消費税込み)

ご購入のお申し込み

ご購入先の変更

朝刊無料のお試し

カードお支払いに変更

[https://webun.jp/regist/entry\\_top](https://webun.jp/regist/entry_top)














年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-08-21	振込資金	*14,256		*1,939,769
2 30-08-22		*20,412	キヨウトウシステム	*1,919,357
3 30-08-24*		*96,000	普通預金	*1,823,357
4 30-08-28		*7,093	フジタシヅフンホ	*1,816,264
5 30-08-28	振込資金	*31,561		*1,784,703
6 30-08-28*		*41,292	普通預金	*1,743,411
7 30-08-31	新聞代金	*3,072		*1,740,339
8 30-09-03		*2,988	子ユウニ子シヅフ	*1,737,351
9 30-09-03		*3,072	トヤマシヅフン	*1,734,279
10 30-09-04*		*3,072	普通預金	*1,731,207
11 30-09-04*		*3,072	普通預金	*1,728,135
12 30-09-11*		*67,896	普通預金	*1,660,239
13 30-09-11*		*3,072	普通預金	*1,657,167
14 30-09-11*		*3,072	普通預金	*1,654,095
15 30-09-18	振込資金	*3,118		*1,650,977
16 30-09-18*		*3,568		*1,647,409
17 30-09-18	振込資金	*36,000		*1,611,409
18 30-09-25		*20,412	キヨウトウシステム	*1,590,997
19 30-09-25*		*96,000	普通預金	*1,494,997
20 30-09-25	振込資金	*35,462		*1,459,535
21 30-09-28	新聞代金	*3,072	/	*1,456,463
22 30-09-28		*7,093	フジタシヅフンホ	*1,449,370
23				
24				

(お知らせ)

1. 当座のご振込のあるお取引のときは年月日1日に\*と表示します。
2. 前振込をお預け入れのときは、お支払い金額順に次のとおり表示します。

タテマ  
トリタテ

▶ お支払いできる日  
お支払いできる期間は、所定の  
不連続な時間経過後となります。

<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					整理番号	3000066	2	1枚目		
					会派名	公明党				
					議員名					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.9.25	 		30.9.20					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.9.25			30.9.20					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	支払回数	年	月	日	30.10.2	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費	/	30	10	2	承認日				
<input type="checkbox"/>	事務費					承認日				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					調査研究に活用 (事前) 3000009-1					

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	2,988 円	内、振込手数料
支出内容	9 月度 北陸中日新聞購読料 (会派控室)	
積算根拠	2,988 円/月	価格の 説明
購入(依頼) 業者	北陸中日新聞富山中央専売所 富山市安野屋 2-1-22	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )
		取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等

( ください)

**口座振替済通知書兼領収証** 平成30年 9月

富山市役所 東 6F  
富山市議会 公明党 様

お問合せ№ 66  
2区 69.00

銘柄名	冊数	金額	備考	合計金額
北陸中日新聞朝刊	1	2,988		2,988 円 (本体:¥2,767) (消費税:¥221)

毎度ご愛読いただき、ありがとうございます。

購読料のお支払には、便利な口座振替やクレジット決済もご利用いただけます。

領収日 平成30年 10月 2日

北陸中日新聞  
富山中央専売所  
代表 高柳 康弘  
〒930-0087 富山市安野屋2-1-22  
TEL076-432-7022 FAX076-432-7023

領  
収



chunichi web 内 文字 (0)

2017年(平成29年)11月9日(木)

天気	ウーマン	環境	住まい	就職・転職	進学・教育	旅行	相談	囲碁・将棋	暮らし	医療	イベント
地域のニュース	認知	旅単	三重	静岡	長野	福井	滋賀	石川	富山		
一面	社会	政治	経済	マーケット	国際	特報	スポーツ	特集・連載	社説・コラム	映画	

トップ > 新聞購読のご案内 > 北陸中日新聞購読のご案内

北陸中日新聞購読のご案内



ご購読プレゼントキャンペーン

朝・夕刊セットまたは朝刊を新規に購読お申し込みの方、6ヶ月以上で洗剤セットをプレゼント！(兼品は変更する場合があります)



富中日新聞

お引越しWeb連絡キャンペーン

「お引越しの方へ」⇒「ご住所変更フォーム」からお引越し情報をご連絡いただいた方先着500名様に『北陸中日新聞特設クオカード(500円分)』をプレゼント！(新しく転居される住所が、石川県、富山県である方限定です)

購読お申し込み	ためしよみお申し込み	お引越しの方へ	学割プラン
---------	------------	---------	-------

紙面の特徴

充実の各地方版・地域情報をワイドで展開  
石川・富山に関わる大きなニュースから、読者の皆様が住んでいる地域に密着した身近な生活情報まで、幅広く記事にします。まさに地方版は読むとこいっぱい！

購読をお申し込みの方へ

【朝夕刊セット】 1か月 3,981円 (税込)	【朝刊のみ】 1か月 2,988円 (税込)	【中日スポーツ】 1か月 2,726円 (税込)
-----------------------------	---------------------------	-----------------------------

購読のお申し込み

- 申し込み時間、地域によっては配達開始日が遅れる場合があります。
- 銀行、郵便局の自動引き落とし、およびクレジットカードでのお支払いについては当該販売店がお問い合わせしたときにご相談ください。
- 富山県全域と石川県の一部の地域では朝刊のみのお届けとなります。

郵送をご希望の方へ (石川県、富山県以外の方)

1部売りの場合 (料金は切手にて)

【朝刊】 200円 (朝刊130円+送料70円)	【夕刊】 100円 (夕刊50円+送料50円)	【中日スポーツ】 180円 (中日スポーツ120円+送料60円)
-----------------------------	----------------------------	-------------------------------------

※2部以上の部数をお求めの場合の料金は、(株) 中日サービス お問い合わせ下さい。  
【1部売り お問い合わせ・切手送付先】 (株) 中日サービス  
〒920-0025 金沢市駅西本町2丁目12番30号  
電話番号 076-221-6833  
営業時間 9:30~17:30 (日・祝休み)

月額の場合 (料金は振込にて)

【朝・夕刊】 5,561円 (うち送料1,580円)	【朝刊】 4,438円 (うち送料1,450円)	【中日スポーツ】 4,176円 (うち送料1,450円)
-------------------------------	-----------------------------	---------------------------------

※いずれも3ヶ月分前納です。

【月額 お問い合わせ先】 中日新聞北陸本社 販売部  
〒920-8573 金沢市駅西本町2丁目12番30号  
フリーダイヤル 0120-461051 (携帯・PHS可)  
【振込先】 (口座名 株式会社中日新聞社)  
・北陸銀行金沢支店 当座(1078030)  
・北国銀行本店 当座(003882)  
・郵便貯金 00760-7-815



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-08-21	振込資金	*14,256		*1,939,769
2 30-08-22		*20,412	キヨウトウシステム	*1,919,357
3 30-08-24*		*96,000	普通預金	*1,823,357
4 30-08-28		*7,093	フジタシフンホ	*1,816,264
5 30-08-28	振込資金	*31,561		*1,784,703
6 30-08-28*		*41,292	普通預金	*1,743,411
7 30-08-31	新聞代金	*3,072		*1,740,339
8 30-09-03		*2,988	チウニチシフ	*1,737,351
9 30-09-03		*3,072	トヤマシフン	*1,734,279
10 30-09-04*		*3,072	普通預金	*1,731,207
11 30-09-04*		*3,072	普通預金	*1,728,135
12 30-09-11*		*67,896	普通預金	*1,660,239
13 30-09-11*		*3,072	普通預金	*1,657,167
14 30-09-11*		*3,072	普通預金	*1,654,095
15 30-09-18	振込資金	*3,118		*1,650,977
16 30-09-18*		*3,568		*1,647,409
17 30-09-18	振込資金	*36,000		*1,611,409
18 30-09-25		*20,412	キヨウトウシステム	*1,590,997
19 30-09-25*		*96,000	普通預金	*1,494,997
20 30-09-25	振込資金	*35,462		*1,459,535
21 30-09-28	新聞代金	*3,072		*1,456,463
22 30-09-28		*7,093	フジタシフンホ	*1,449,370
23 30-10-02		*2,988	チウニチシフ	*1,446,382
24 30-10-02		*3,072	トヤマシフン	*1,443,310

(お知らせ)  
 1. 通算のご提出のあるお取引のときは年月日欄に\*と表示します。  
 2. 振込額をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

お支払いできる日  
 お支払できる時間帯は、所定の  
 不渡日は時間経過となりません。

<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					整理番号	3000067	2	1枚目		
					会派名	公明党				
					議員名					
		第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	研修費				30.9.20					
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	承認日								
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費									
<input type="checkbox"/>	会議費				30.9.20					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)				起案日	支払完了報告			
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	30.10.2	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費					承認日				
<input type="checkbox"/>	事務費	1	30	10	2	30.10.9				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					調査研究に活用 (事前) 3000010-1,					

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	3,072 円	内、振込手数料	
支出内容	9 月度 富山新聞購読料 (会派控室)		
積算根拠	3,072 円/月	価格の 説明	
購入(依頼) 業者	富山新聞販売(株)富山センター奥田販売所 富山市黒崎 588	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式 1 4 の貼付用紙に貼ってください)



原稿のお申し込み かんぱ よこよ  
☎ 0120-367-464 | ご購読申込 | 試し読み | お支払い方法の変更 | **北國新聞**

富山新聞 北國新聞 ご購読のお申し込み ※配達のご連絡もこちらから

富山県、石川県にご在住の方 (宅配)

富山新聞 朝刊	(月ぎめ購読料 3,072円・消費税込み) /
北國新聞 朝夕刊セット	(月ぎめ購読料 4,037円・消費税込み)
北國新聞 朝刊	(月ぎめ購読料 3,093円・消費税込み)

富山県、石川県外にご在住の方 (郵送をご希望の方)

富山新聞 朝刊	(月ぎめ購読料 3,072円 + 郵送料 1,590円、合計 4,662円)
北國新聞 朝夕刊セット	(月ぎめ購読料 4,037円 + 郵送料 1,950円、合計 5,987円)
北國新聞 朝刊	(月ぎめ購読料 3,093円 + 郵送料 1,770円、合計 4,863円)

福井県にご在住の方

一部地域で、富山新聞朝刊、北國新聞朝夕刊の戸別配達を行っています。詳細は、販売部 (076-491-8122) までお問い合わせ下さい。

離れた家族や大切な人に富山新聞を届けたい方

郵便番号	<input type="text"/> - <input type="text"/> (全角数字) 例: 920-8790
ご住所(必須)	富山県 <input type="text"/> (全角) ビル・アパートマンション名までご記入ください。
電話番号(必須)	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> 例: 076-260-3564
お名前(必須)	姓 <input type="text"/> 名 <input type="text"/>
ふりがな(必須)	姓 (ふりがな) <input type="text"/> 名 (ふりがな) <input type="text"/> (全角ひらがな)
メールアドレス	<input type="text"/> (半角英数字)
配達希望日(必須)	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
購読紙(必須)	<input type="radio"/> 富山新聞 朝刊 <input type="radio"/> 北國新聞 朝夕刊セット <input type="radio"/> 北國新聞 朝刊
お支払い方法(必須)	<input type="radio"/> 口座振替 <input type="radio"/> 現金集金 <input type="radio"/> クレジットカード 
ご購読のきっかけ(必須)	<input type="radio"/> テレビCM <input type="radio"/> ラジオCM <input type="radio"/> 新聞 <input type="radio"/> PRチラシ <input type="radio"/> HP (ホームページ)
現在お読みの新聞(必須)	<input type="radio"/> 定期購読をしている / <input type="radio"/> 定期購読はしていない <input type="checkbox"/> 読売新聞 <input type="checkbox"/> 日経新聞 <input type="checkbox"/> 朝日新聞 <input type="checkbox"/> 毎日新聞 <input type="checkbox"/> 北日本新聞

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

領収証

18 年 09 月分 30 年 10 月 2 日 No. 521001

お名前 富山市議会公明党 様

ご住所 新桜町 7-38 富山市役所 6 F

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072

富山新聞販売(株)

富山センター 奥田販売所

富山市黒崎588  
TEL 076-493-1160  
FAX 076-493-1140

集金担当



お陰様で富山新聞は95周年を迎えました。  
引き続きご愛読賜りますようお願いいたします。



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-08-21	振込資金	*14,256		*1,939,769
2 30-08-22		*20,412	キヨウト"ウシテム	*1,919,357
3 30-08-24*		*96,000	普通預金	*1,823,357
4 30-08-28		*7,093	フジ"タシマフ"ンホ	*1,816,264
5 30-08-28	振込資金	*31,561		*1,784,703
6 30-08-28*		*41,292	普通預金	*1,743,411
7 30-08-31	新聞代金	*3,072		*1,740,339
8 30-09-03		*2,988	チウニチシマフ	*1,737,351
9 30-09-03		*3,072	トヤマシマフ"ン	*1,734,279
10 30-09-04*		*3,072	普通預金	*1,731,207
11 30-09-04*		*3,072	普通預金	*1,728,135
12 30-09-11*		*67,896	普通預金	*1,660,239
13 30-09-11*		*3,072	普通預金	*1,657,167
14 30-09-11*		*3,072	普通預金	*1,654,095
15 30-09-18	振込資金	*3,118		*1,650,977
16 30-09-18*		*3,568		*1,647,409
17 30-09-18	振込資金	*36,000		*1,611,409
18 30-09-25		*20,412	キヨウト"ウシテム	*1,590,997
19 30-09-25*		*96,000	普通預金	*1,494,997
20 30-09-25	振込資金	*35,462		*1,459,535
21 30-09-28	新聞代金	*3,072		*1,456,463
22 30-09-28		*7,093	フジ"タシマフ"ンホ	*1,449,370
23 30-10-02		*2,988	チウニチシマフ	*1,446,382
24 30-10-02		*3,072	トヤマシマフ"ン	*1,443,310








(お知らせ)

1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に\*と表示します。
2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

デクレー  
トリタデー

お支払いできる日

お支払できる期間は、所定の  
不渡期(時間)を超えません。

<b>市政報告会・広聴会 実施計画書</b> 政務活動費 《事前》審査書					整理番号	3000046	1	1枚目		
					会派名	公明党				
					議員名					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	総務責任者	事務局	申請者
<input checked="" type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.7.24			2018/7/18					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.7.24			2018/7/18					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	特記事項(第三者機関)			特記事項(会派)					
<input type="checkbox"/>	資料購入費									
<input type="checkbox"/>	人件費									
<input type="checkbox"/>	事務費									

項目	内容		留意点	
1	実施者	公明党		
2	名称	広報誌「富山市議会公明党市政報告」発行	名称の適切さ	
3	目的・趣旨	平成30年3月議会での公明党代表質問を印刷し、市民に配布することによって、市政に対する会派の取り組みを理解していただき、提案や意見をお受けし、更なる施策提言に活かしていく。	政務活動としての目的趣旨に沿っているか。	
4	配布日時	8月～10月	日時、規模等が適切か。報告会(単独開催)の条件を満たしているか。	
5	配布場所	会派議員4名で(一人500枚程度)、地元中学校区エリアに、訪問配布する。(詳細は、下記7)		
6	他の会合(懇談会等)の状況	開催しない。		
7	案内対象者	住民区分 <u>地域</u> ・職域・団体・企業・市民グループ・その他	「広く市民に案内」の趣旨に適合するか。	
	具体的対象及び案内数	藤ノ木中学校区内の藤ノ木町内、西部中学校区内の有明団地、五福末広町、速星中学校区内の希望ヶ丘、夢ヶ丘、岩瀬中学校区の犬島新町、豊城新町に配布。		
8	配布資料その他の取扱事項	規格・仕様 A4両面、3色、20ページ	政務活動のみの内容か、政党、選挙、後援会活動等とみなされる表現、構成になっていないか。	
	印刷方法	<u>業者で印刷</u> ・コピー(完成原稿持込・デザイン原稿作成込) 会派でコピー・その他( )		
	原稿(予定)	校正分を添付		
	その他			
9	意見聴取の方法	訪問		
10	開催経費見込み及び政務活動費充当予定額(振込手数料を含まず)	会場費	無	対象費用及び単価見積が適切か。政務活動費充当方法は適切か。按分率適用の分母は適切か。(混在不明確な部分があるか。明確な部分は当初除外してあるか。)
		設備借上料	無	
		資料印刷代	198,720円(単価92円×2,000部+消費税14,720円)	
		資料送付代	無	
		合計額	198,720円(見積書 添付)	
	按分類(充当額)			
	取引規定	抵触しない		取引制限の確認

No. 000004040

見 積 書

平成 30 年 07 月 05 日

富山市議会公明党 殿

下記の通りお見積いたします。

株式会社 富山印刷

代表取締役 富山 隆夫

〒930-0892 富山市新富田町北詰20号  
TEL 076-761-7674  
FAX 076-761-3854

納期 ..... 納入場所 .....

合計金額 ￥ 198,720.-

品 名	数 量	単 価	金 額
市政報告 20P 3色	2,000部	92	184000
摘 要	小 計		184000 /
	消費税		14720 /
	合 計		198720 /



# 富山市議会

# 公明党

# 市政報告

## 平成30年3月議会の代表質問

平成30年3月定例会に当たり、公明党より代表質問を行います。

平成30年度は、診療報酬、介護報酬の同時改定や、第7期介護保険事業計画と第7次医療計画の開始、また国民健康保険の財政運営が富山県単位化になることなど、大きな制度改革が始まります。

富山市においても、少子・超高齢社会に立ち向かい、市民生活を守り抜く決意と実効性のある施策の展開が求められます。財政の健全性を堅持し、富山広域連携中枢都市圏の形成を着実に推進しつつ、誰もが置去りにされず、尊厳を輝かせながら、ともに支えともに生きる富山市を構築していただきたく、質問に入ります。

### I まず、予算編成について伺います。

平成30年度政府予算案は、経済・財政再生計画の集中改革期間の最終年度として、経済再生と財政健全化を両立する予算となっております。

人づくり革命として、人生100年時代を見据え、社会保障制度を全世代型社会保障へ転換し、人への投資を拡充する、すなわち保育の受け皿の拡大、保育士の処遇改善、幼児教育の段階的無償化、給付型奨学金の拡充等であります。

生産性革命としては、持続的な賃金上昇とデフレからの脱却につなげるため、生産性向上のための施策を推進。例えば地域の中核企業や中小企業による設備・人材への投資の促進、賃上げ(生産性向上等のための税制上の措置の実施、産学官連携での研究開発等の支援、生産性向上のためのインフラ整備への重点化等となっております。

今後も、次の世代を担う若い人を育て新たな経済成長を生み出すとともに、将来に対する安心感を市民にもたらす施策が重要であります。

富山市においては、国の予算の人づくり革命に相当するものとして、生活保護世帯やひとり親家庭の中学生への学習支援、大学等への進学に係る奨学金への給付や産後ケア事業などを既に行っているところであります。

生産性革命としては、工場等への新增設経費への補助や富山市スーパーシニア活躍促進人材バンクの設置などを行っておられますが、①新年度予算案では、人づくり革命、生産性革命、それぞれにおいてどのような新規事業や拡充事業が計上されておりますか。②また、ボトムアップとトップダウンの事業は主にどのようなものがあるのか伺います。

予算編成においては、決算や類似都市との比較などから、富山市の財政状況を分析し対応策をとることも重要と考えております。③標準財政規模という財政の身の丈を知ることで、基金残高、市債残高、予算規模が認識できます。富山市の現状と課題をお聞かせください。

富山市の市民1人当たりの市債残高は58万円で、中核市の38万6,000円を大きく上回っております。また、平成28年度の実質公債費比率が12.9%で、中核市平均の6.8%を大きく上回っております。

④1人当たりの市債残高と実質公債費比率が高い理由と今後の推移について伺います。

CM K

行とみ

②

③

④

## Ⅱ 次に、環境未来都市について伺います。

富山市では、今年度から第2次富山市環境未来都市計画がスタートしました。この計画において新たにSDGs（持続可能な開発目標）について盛り込まれたところであり、国においても、昨年11月に自治体SDGs推進のための有識者検討会で、「地方創生に向けた自治体SDGs推進のあり方コンセプト取りまとめ」が定められました。この中で、地方創生を一層促進する上で環境未来都市構想をさらに発展させ、新たにSDGsの手法を取り入れて戦略的に進めていくことが有効である旨が盛り込まれております。

昨年9月議会でも述べましたが、このたびSDGs推進事業費999万円が計上されております。

政府はすぐれた提案をする都市をSDGs未来都市として先導的な取組みをモデル事業として選定するとのことですが、⑤改めてSDGs推進について御見解を伺います。

富山市は平成23年12月に環境未来都市に選定され、現在は、平成29年4月から平成34年3月を計画期間とする第2次富山市環境未来都市計画に基づき事業を推進しておられます。

⑥今後も先進的で独自性のある事業の推進を期待いたします。平成30年度の主な事業について伺います。

去る2月27日、森市長は上京され、UNCRD（国際連合地域開発センター）トレーニングコースの講義をされました。コンパクトシティ、LRT、公共交通を生かしたまちづくり等の内容とお聞きいたしました。⑦講義をされての御所見を伺います。

また、去る2月12日、石井国土交通大臣が来県された折、市長は要望書を提出されました。第2次環境未来都市計画に位置づけられている路面電車南北接続事業の推進と橋梁の適正な維持管理・更新の推進についてであります。

老朽化する橋梁の維持管理をさらに推進するため、このたび橋りょう保全対策室を課に格上げされ常設組織とされることは大変評価しております。⑧大臣への要望とその回答について御所見をお聞かせください。

## Ⅲ 次に、中小企業支援について伺います。

国では、今後10年の間に平均引退年齢である70歳を超える中小・小規模事業所の経営者は約245万人となり、その約半数の127万人——これは日本の企業全体の約3分の1に当たりますが——が後継者未定となるとのことであり、現状を放置すると中小企業廃業の急増となり、2025年ごろまでの10年間、累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性があるとのこと、特に地方においては事業承継は深刻であります。

富山県が昨年12月に実施した調査では、経営者が60歳以上の約1,500社のうち、後継者が決まっていない会社は約4割を占めたとのこと。事業承継問題の解決なくして地方経済の再生、持続的発展はありません。

⑨ここで、富山市の現状と課題をお聞きします。

円滑な世代交代により生産性向上を図り、事業承継を後押しし、多様な経営引継ぎの形態に応じた次世代経営者の事業承継を加速させる必要があります。親族内での後継者確保が困難となる中、親族以外へ事業を承継するケースもありますが、中小・小規模事業所の場合は個人が事業を承継することも多く、事業者や株主等の資産を取得する際には資金調達の面が課題となります。

新年度政府予算案によると、都道府県ごとに事業承継ネットワークを構築し、企業の事業承継・再編・統合を促進する支援を行うこととなっており、ネットワーク内での市町村の役割については事業承継支援策の立案が期待されております。

⑩そこで、富山市の中小企業への今後の事業承継支援策について伺います。

去る2月9日、生産性向上特別措置法案が閣議決定されました。今後3年間を集中投資期間と位置づけ、中小企業の実現のため、市町村の認定を受けた中小企業の先端設備等導入計画に基づく設備投資を支援するとしています。

認定を受けた中小企業の設備投資については、臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じるとして、市町村の判断により新規取得設備の固定資産税が3年間ゼロから2分の1になるとのことです。

①この生産性向上特別措置法案が成立した際、国の導入促進指針に基づき、市は導入促進基本計画の策定が必要となりますが、策定されるのか伺います。

今国会での法案成立を期待しております。成立後には条例制定が必要となります。中小企業支援のため、その際はぜひ取り組んでいただきたいと思います。②必要となる条例の制定や改正について御見解を伺います。

#### IV 次に、共生社会の推進について伺います。

子どもや高齢者、障害者など、全ての一人一人の持つ可能性や能力を最大限に発揮できる社会という視点を政策の中心に、出発点にすることが重要であります。一億総活躍社会の実現、働き方改革、人づくり革命、生産性革命の目的もそこにあると考えます。

③富山市では現在、第5期富山市障害福祉計画の策定に取り組んでおられますが、策定の趣旨、重点施策を伺います。

④予算案に地域共生社会推進モデル事業に取り組むとしておられますが、改めてその背景、目指すものをお聞かせください。

#### 次に、子育て支援について伺います。

富山市は、母子の健康と子どもの健やかな成長のため、妊娠期から出産・育児までの切れ目ない支援に取り組んでおられます。昨年9月の一般質問で、全ての産婦に健康診査を実施すべきと質問したところ、このたび予算計上があり評価いたします。子育て支援のさらなる充実を求め、以下質問をいたします。

現在、7つの子育て世代包括支援センターにおいて、妊産婦・乳幼児の実情把握や相談に応じた情報提供・助言、支援プランの策定、また関係機関との連絡調整に取り組んでいただいておりますが、さらなる充実が求められます。

⑤切れ目ない子育て支援体制を構築するに当たり、子育て世代包括支援センター事業が担う役割と今後の方向性を伺います。

⑥産後の母子に心身のケアなどを行う産後ケア事業も好評であります。より利用しやすい環境を整える必要があると考えますが、御見解をお聞かせください。

#### 次に、障害児支援について伺います。

平成28年6月の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、新たな児童福祉法に基づき、富山市は平成30年度から平成32年度までの第1期富山市障害児福祉計画を策定することとなりました。障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援を基本理念とし、早期からの相談体制の強化など、支援の提供体制の整備を図るとしています。

⑦成長段階ごとに切れ目のない障害児支援をどのように行っていくのか伺います。

⑧第1期富山市障害児福祉計画の策定に当たり、医療的ケア児に対してどのような事業を推進されるのか伺います。

常時看護・介護をしておられる医療的ケア児を持つお母さんから、その兄弟の保育所入所の相談を受けました。お母さんが在宅ということで、点数が低く設定されているため、入所が認められなかったのではないかとという内容でありました。

富山市は、保育所等入所利用調整に関する基準を設けて入所決定を行っておられます。しか

し、㉑24時間医療的ケア児の世話をしている母親等の実態を反映している点数にはなっていないのではないのでしょうか。基準点の見直しをする必要があると考えます。今後の取組みをお聞きいたします。

### 次に、ひとり親家庭へのサポートについて伺います。

ひとり親家庭支援の制度はとても幅広く、どのような制度があるかわかりにくいという声をよく耳にします。㉒利用できる制度やサービスが一目でわかり、気軽に問合せのできるような内容になっている配布物を作成すべきと考えます。

無機質のただの配布物ではなく、ひとり親への心配りがにじむものを望みます。御見解を伺います。

また、㉓今回の予算案で拡充された母子家庭等自立支援事業についてお聞かせください。

### 次に、高齢者対策について伺います。

人口減少や少子・高齢化が進む中、日本が将来にわたり活力を維持するには、高齢者の力が欠かせません。政府は、高齢社会施策の指針として、概ね5年ごとに見直している高齢社会対策大綱を決定しました。掲げたのは年齢に関係なく活躍できるエイジレス社会、すなわち65歳以上を一律に高齢者とみなす考え方からの大きな転換であります。

そこで欠かせないのは就労環境の整備であります。定年や継続雇用を延長する企業への支援、パソコンなど情報通信機器を使い、場所を選ばず働けるテレワークの拡大といった取組みが必要になると考えます。

㉔柔軟な働き方が可能となるよう、富山市としても定年・雇用延長の企業支援、求人開拓、起業資金調達など、意欲ある高齢者が経済社会の担い手として活躍できる環境の整備促進を進めるべきと考えます。現状と今後の取組みをお聞かせください。

国立社会保障・人口問題研究所が本年1月に発表した世帯数の将来推計によると、2040年には単身世帯が全世帯の約4割に達し、単身世帯に占める65歳以上の割合は45%に達すると予測されております。ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせる工夫がさらに必要となります。

㉕ひとり暮らし高齢者への支援策について主な事業をお聞きします。

最近、全国的に火災で亡くなるひとり暮らし高齢者のニュースをよく耳にします。㉖ひとり暮らし高齢者への火災予防対策について伺います。

### V 次に、健康まちづくりについて伺います。

このたび、条例改正として戦略的なまちづくりを推進しようと、㉗都市整備部を「活力都市創造部」、そして「活力都市推進課」を新設する案が提出されております。

まず、その目的について伺います。

散歩やウォーキングなど、歩くことは健康保持、生活習慣病の予防・改善など、健康寿命の延伸になります。歩いて暮らせるまちづくり、自然と歩きたくなるまち、歩いて元気になるまち等、歩くこととまちづくりを一体的に捉え、健康づくりと融合した包括的な魅力あるまちづくりを組織横断的に取り組むことが重要であると考えます。

㉘「健康まちづくりの推進」について、どのように取り組まれるのか伺います。

㉙また、ヘルスケア推進事業費が計上されておりますが、健康寿命の延伸、医療費削減等どのように強化していこうとお考えなのか、お聞きいたします。

昨年、市議会として富山市歯科医師会による研修会が開催されたのをきっかけに、会派視察として、豊島区池袋保健所と豊島区口腔保健センター「あぜりあ歯科診療所」を視察してまいりました。豊島区は、23区で唯一消滅可能性都市になるかもしれないとの不安から、女性にやさしいまちづくりを目指し、結婚・出産・育児と切れ目ない支援を掲げ、歯科口腔の取組みとしても強化を図ることとされたそうであります。

平成24年に歯と口腔の健康づくり推進条例を制定、平成26年には推進計画も策定され、1歳児歯科健診の導入や、歯科医師、歯科衛生士、保健師、栄養士など多職種がICTを活用した連携により実績を上げておられます。

さらに、豊島区口腔保健センター「あぜりあ歯科診療所」は、区の歯科医師会が運営し、障害者診療、訪問診療、歯科衛生相談、休日診療の4つの役割を担って、ワンストップで対応、働く環境を改善し、歯科衛生士の確保にも努めておられました。

近年、歯周病と糖尿病など全身の疾患との関係が明らかになり、歯と口腔の健康が全身の健康に大きく寄与していることがわかってきております。健康診査事業費として歯周疾患・口腔がん検診事業費が計上されておりますが、⑳歯と口腔の健康づくりをどのように推進していくのか、推進計画を策定するなどさらに強化すべきと考えますが、今後の取組みをお聞きいたします。

## VI 最後に、教育環境の充実について伺います。

児童・生徒が安全で快適に学ぶことができる教育環境の改善は、常に取り組んでいかなければなりません。学校施設は児童・生徒の学習の場であることはもちろん、地域コミュニティの拠点でもあり、災害発生時には地域住民の避難所としても活用されます。

我が国では東日本大震災以降、一昨年の熊本県において県の中部を走る断層帯を震源とする震度7の連続する地震が発生しております。富山市においても、早期に小・中学校の学校施設の耐震化を達成するとともに、地震の揺れによる落下被害を防ぐため、天井や窓ガラスなどの非構造部材についても耐震化を進め、安全の確保を図っていかなければなりません。

また、児童・生徒が快適な学校生活を送るため、老朽化したトイレの改修や洋式化、さらに普通教室等へのエアコン設置など、学校施設の環境改善も必要であります。

㉑安心して子育てができ、高齢者や障害者も集える環境を確保するため、学校施設の老朽化対策や防災機能の強化、バリアフリー化等は欠かせません。今後のスケジュールについてお聞かせください。

新学習指導要領によると、平成32年度から小学校においてプログラミング教育が実施されることになっておりました。そのことについては㉒答弁がありましたので割愛をさせていただきます。

では、学校における働き方改革に関する緊急対策の中で、教職員の負担軽減を図り授業に専念できるよう、学校運営に必要な多様な専門スタッフや民間指導者等の外部人材を配置し、その人材が専門性を発揮しながら業務を担うことができるよう、積極的な参画を促進していくことを求めています。そのスタッフとして、スクールロイヤー、部活動指導員等が挙げられておりますが、スクールロイヤーについては、行政管理課に配置されている法務専門監に指導・助言を受けながら対応に当たるとのことですが、㉓部活動指導員配置事業を来年度より実施することになっております。

今後どのように部活動指導員を活用していくのかお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

## 森市長答弁

公明党を代表されましての堀江議員の御質問にお答えします。

私のほうからは、基本的な事項についてお答えし、その他の事項につきましては教育長及び担当部長から答弁を申し上げます。

I-①新年度予算について、あえて国の予算の人づくり革命及び生産性革命に相当すると見ての新規事業はどのようなものがあるかとお尋ねです。

人づくり革命や生産性革命というものを意識して予算をつくっているわけではないのですが、

それに相当するだろうと思うものをピックアップしたいと思います。

国では、経済の好循環をより確かなものとし、持続的な経済成長をなし遂げるための鍵は少子・高齢化への対応であり、この最大の壁に立ち向かうためには、人づくり革命と生産性革命を車の両輪として取り組んでいく必要があるとの認識から、平成30年度予算においては、保育の受け皿拡大などの人づくりのための事業や、地域の中小企業による設備や人材投資等の促進を図ることにより生産性を高める事業を重点項目として予算を編成されたところであります。

私はかねてからこの少子・超高齢化に強い危機感を持ってきたところであり、人口減少の流れの中にあって人口を吸引する力のあるまちづくりを行うには、まずは雇用機会を充実させることが大変重要であると考えてきました。雇用機会を充実させ、人口を吸引するため、企業の誘致や産業の強化に取り組んできたところであります。

さらに、この企業誘致を図るためには、子どもたちや子育て世代が安心して生活できる環境を整備することが重要であり、子育て環境が充実していれば企業経営者が本市に進出するという決断ができ、また、本市に転勤を命じられた従業員の方が、単身ではなく家族と一緒に過ごしていただけることにつながるからであります。

これらのことを踏まえ、昨年度から、全国初の地方自治体直営の産後ケア応援室などからなる富山市まちなか総合ケアセンターを開設いたしました。

また、少しでも多くの子どもたちや子育て世代が安心して生活ができるよう、平成26年度から、生活保護世帯や児童養護施設の子どもたちが進学する場合に、篤志による寄附を財源として、返済を要しない奨学金を支給することとしました。

さらに、平成27年度からは、ひとり親家庭の学習支援をはじめとする、ひとり親家庭支援事業を行うなど、他都市に先駆けて子育て環境の充実策にいち早く取り組んできたところであります。

平成30年度予算においても、これまでの取組みを踏まえた新規・拡充事業を盛り込んでおります。

まず、国の施策の人づくり革命に相当する事業としては、1つに、保育の受け皿として期待されている企業主導型保育事業所の設置に対する市単独の支援の実施、2つに、放課後児童健全育成事業について国の補助制度を活用するとともに、市単独の新たな補助制度を加え、1億1,200万余円という思い切った予算とした民間の施設開設に対する支援の実施、3つとして、ひとり親家庭の中学生を対象とした学習支援箇所の2カ所から3カ所への拡大、4つとして、小・中学校における外国語指導助手（ALT）を6名増員するとともに、ネイティブスピーカーも1名増員、5つとして、小学校で平成32年度から実施される新学習指導要領のプログラミング教育に向けた教員の指導力向上のための研修会などの実施、6つとして、一般就労を希望する障害者と一般企業とのマッチングを行うためのコーディネーター2名の配置などの新規・拡充事業を盛り込んでおります。

また、国の施策の生産性革命に相当する雇用機会の充実や産業の強化のための事業としては、1つとして、昨年設置したスーパーシニア活躍促進人材バンクにおける一層の雇用のマッチング強化のための高年齢者雇用促進アドバイザーの配置、2つとして、介護が原因となる離職を防止するため、事業所内における通所介護サービスの送迎待機場所の設置に対する支援の実施、3つとして、子育て中の親が就労を継続できるようにするため、テレワークができる環境を整備しようとする社会福祉法人等への支援の実施、4つとして、現在、中小企業で大きな問題となっている後継者不足への対応として、企業が事業承継を行うに当たり本市の融資制度を利用する場合の利子の全額助成、全ての企業団地が入居済みとなり、新たな企業を誘致するため、平成29年度の用地取得に引き続き、第2期呉羽南部企業団地の造成工事の着手、6つとして、本市の農林産物の付加価値を一層高めるための農林産物のブランド化や輸出戦略プランの策定などの事業を盛り込んでおります。

今後とも、さまざまな施策で都市の総合力を高めることにより、全ての世代から選ばれるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

II-⑤次に、SDGs推進について見解を問うにお答えいたします。

SDGsは、国連サミットにおいて、193全ての国連加盟国が合意し、2030年までに達成すべき課題とその具体的目標をあらわしたものであることから、単なる開発途上国のみに対する支援の目標ではなく、先進国を含む全ての国々における貧困や不平等、不健康等の撲滅や環境衛生の改善を図るもの、いわば人々のQOLを向上させる目標であるものと認識しております。

また、SDGsの理念は、持続可能な開発を達成する上で重要とされる経済、社会、環境の3つの価値を調和させるものであり、環境や超高齢化等の課題解決に向けて、世界に類のない成功事例を創出していく環境未来都市として、本市の将来像と軌を一にするものと考えております。

今年度からスタートしている第2次総合計画をはじめ第2期環境基本計画、新たな中心市街地活性化基本計画などの各種計画における取組みは、SDGsの目標の達成においても大きく貢献できるものと考えており、本市では、時代の変化や社会の要請に柔軟かつ迅速に対応し、現（市）民だけでなく将来市民の利益も絶えず意識しながら、SDGsの目標11に掲げる持続可能なまちづくりに取り組んでいるところであります。

SDGsは、その理念を踏まえると、個別の目標のみならず、分野横断的な取組みの展開によってシナジー効果が発揮されることになることから、環境未来都市、環境モデル都市等の各種計画の熟度を高め着実に実行することで、地域の特性や魅力を高めた総合力の高いまちづくりが実現するものと考えており、そのためにも、本市として自治体SDGsの推進に積極的に取り組んでいく必要があるものと考えております。

II-⑦次に、国際連合地域開発センタートレーニングコースの講義についての所見をお答えします。

国際連合地域開発センター主催によるこのトレーニングコースは、アジアの鉄道における課題への対処や開発途上国の鉄道交通システム構築の促進を目的として開催されました。

私は、昨年10月に同センター主催によりタイで開催されたアジアにおける環境的に持続可能な交通研修に講師として参加した後に、再度講義を行ってほしいとの要請があったことから参加したものです。

このトレーニングコースには、アジアを中心とした15の国の交通政策担当者が参加し、当日は20分程度の講義でありましたが、熱心に聞き入る姿に、本市のコンパクトシティ政策への関心の高さをうかがうことができました。

また、国連関係者からは、今後、環境的に持続可能な交通に関する会議や学会の富山市での開催を検討したいとのコメントをいただき、大変名誉なことと感じておりますし、改めて国連において本市のコンパクトシティ政策が高く評価されていることを実感したところであり、今後も国際的な評価に込められるよう、コンパクトシティ政策を軸として、福祉、医療なども含めた包括的な施策を着実に展開してまいりたいと考えております。

II-⑧最後に、路面電車南北接続事業の推進、橋梁の適正な維持管理・更新の推進に関する国土交通大臣への要望と回答に対する所見はとの問いに答えます。

去る2月12日、石井 啓一国土交通大臣が来県された際、本市が取り組んでいる路面電車南北接続事業や橋梁の維持管理・更新におけるこれまでの国の支援に対し感謝を申し上げるとともに、引き続きの支援について要望したところであります。

これに対し大臣からは、「富山市のコンパクトなまちづくりに関する取組みは、国内のみならず海外からも大きな評価を受けており、その中枢を担う路面電車南北接続事業の果たす役割を大いに期待している。また、橋梁など社会インフラの老朽化への対応は、我が国にとって将来にわたり安全・安心で豊かな国民生活や社会経済活動を確保する上で急務であり、橋梁トリアー

ジなどの取組みは先進的な事例である」との評価をいただき、これらの取組みに対し国としても支援していきたいとする趣旨の回答をいただきました。

本市といたしましては、路面電車南北接続事業や橋梁の維持管理・更新などの取組みに対しこのような評価、回答をいただいたことは大変心強く感じており、今後も両事業をはじめとする取組みを着実に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

## 宮口教育長答弁

VI-⑨教育環境の充実についてお尋ねのうち、学校施設の老朽化対策や防災機能の強化、バリアフリー化等について、今後のスケジュールを問うにお答えいたします。

学校施設の老朽化対策については、従来から総合計画に位置づけ、耐震化とあわせた大規模改造や改築により計画的に進めてきているところであります。

また、防災機能については、建設中の浜黒崎小学校では、津波対策として外部から屋上へ避難できる階段を設置、新庄小学校では、防災担当課のマンホールトイレ設置への協力など、地域からの要望や関係部局とも協議しながら対応してきており、バリアフリー機能についても、改築や大規模改造の際に多目的トイレや手すり、スロープを設置するなど学校施設の環境改善に努めております。

災害時の避難所となる体育館についても、改築などの機会を捉えてバリアフリー機能を導入するとともに、窓には強化ガラスを使用して、万一割れた場合でも鋭利な破片とならないようにしております。

また、地震発生時に落下の危険性があるつり天井については、統合校建設予定の中学校2校を除き、平成30年度に予定をしている芝園及び山室中部小学校の体育館2棟の改修をもって予定どおり完了するものであります。

今後のスケジュールであります。現在は学校施設の耐震化完了が最優先であることから、目標年次の平成33年度末までの耐震化率100%達成を目指し、事業の一層の促進を図っているところであります。

普通教室等へのエアコン設置につきましては、平成29年度に中学校の調査を行っており、平成30年度からは小学校の調査に取りかかることとしております。

VI-⑩次に、今後どのように部活動指導員を活用していくのかにお答えいたします。

平成29年3月に学校教育法施行規則の一部が改正され、教員の部活動指導に係る時間の軽減や指導経験のない部活動の指導による心理的負担の解消、生徒の技能の向上等を目的として、中学校への部活動指導員の配置がこの4月から可能となりました。

その職務といたしましては、1つに、専門性の高さを生かして技術指導を行うこと、2つに、生徒が安全に部活動に取り組めるように、活動場所や使用する用具等の点検や管理を行うこと、3つに、年間を見通して部活動を行うための指導計画を立て、指導方法や部活動運営の成果と課題を報告書にまとめることなどであり、顧問の教員がいなくても一人で指導することが可能であります。

また、部活動指導員は市の定数外職員として採用することとしており、平日の週3日、1日当たり2時間の勤務となっております。

市教育委員会では、まずは来年度、部活動指導員を5校に1名ずつ配置する予定にしており、活動面や運用面における成果や課題の検証を行いながら、部活動指導員の配置が有効とわかれば、順次事業を拡大し、教員の負担軽減につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。



## 奥村財務部長答弁

I-②まず、予算編成について、新年度予算案について御質問のうち、ボトムアップとトップダウンの事業はどのようなものが計上されているのかにお答えいたします。

本市の予算のうち継続事業は、事業を始めたときの経緯は別として、各部局において翌年度の必要額を見積もって予算要求を行っていることから、一般的にはボトムアップ型の予算と言えると思います。

新規事業や拡充事業につきましては、職員の創意工夫や組織横断的に構成されたタスクフォースの提案によりボトムアップ型で予算化される事業がある一方で、市長の着眼と発想によりトップダウン型で作り出される事業もあり、これらの新規・拡充事業が予算の華となり目玉事業となっているものでございます。

平成30年度予算の新規・拡充事業などのうち、まずボトムアップ型の事業といたしましては、育児用品を詰め合わせたベビーボックスの配布、C i C 5階における中央児童館の開設、放課後児童健全育成事業の開設に係る新たな市単独の支援の実施、国際規模のコンベンションの誘致を促進するため、歴史的建造物などを会議会場とするユニークベニューの実施に向けた調査（研究費などを計上しております）。

次に、トップダウン型の事業といたしましては、1つには、ふるさと納税として、寄附をしていただいた市外の方への体験型の返礼品や特産品の送付の開始、2つには、全ての企業団地が入居済みとなり、新たな企業を誘致するための第2期呉羽南部企業団地の造成工事の着手、3つには、プログラミング教育に向けた教員の指導力の向上などを計上しております。

このようなボトムアップ型の予算とトップダウン型の予算が一体となって、本市の予算が成り立っているものでございます。

I-③次に、標準財政規模の類似都市との比較で本市の財政状況を分析することが重要であり、基金残高や市債残高、予算規模についての本市の現状と課題を問うにお答えいたします。

本市の標準財政規模は1,000億円余りであるため、中核市のうち標準財政規模が本市とほぼ同規模と認められる1,100億円から900億円の間である金沢市や長崎市など、本市を含めた13市と比較を行ってみました。

まず、基金残高につきましては、ほとんどの自治体が保有している財政調整基金と減債基金の残高の標準財政規模に対する割合を比較しますと、平均が16.1%、本市は10.2%と、少ないほうから2番目であります。

次に、市債残高の標準財政規模に対する割合につきましては、平均が180.1%で、本市は242%と多いほうから3番目となっております。

最後に、予算規模の標準財政規模に対する割合につきましては、平均が181.3%で、本市は155.7%と最も少なくなっております。

比較した結果は以上のとおりであります。基金につきましては、本市は類似都市の平均より少ないですが、市町村合併後、リーマンショックの影響などで大きく残高が減ってきていたところ、決算剰余金などの積立てに努めることによって、近年になって合併前の水準まで回復させたものであります。

市債残高については、本市は類似都市の平均よりも多いですが、全会計の残高は、公共下水道事業債の償還が進んでいることから、今後とも減少傾向になると見込んでいるところであります。

予算規模については、本市は類似都市の中で最も小さくなっておりますが、他都市の予算の内容を見ますと、企業に対する貸付額の一定割合を歳出予算に計上していたり、生活保護受給者が多いために、国の補助金を財源とした生活保護費が膨らんでいるなど地域ごとの特殊事情の影響が大きく、標準財政規模と予算規模との比較結果から評価を加えることは困難であります。

今後の課題といたしましては、決算剰余金などを活用し、基金残高の維持・増加に努めるとともに、市債残高の抑制に努めることが財政健全化につながるものであります。

しかし、一方で、都市の魅力を高めるための投資を行うことも重要であります。将来に向けた投資を行い市債を発行する場合、それに見合った資産が形成されますので、将来世代にもその市債の償還に協力をいただくということにつながります。

これらのことを踏まえ、今後とも本市財政全体のバランスを考慮しつつ、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

I-④次に、本市の1人当たりの市債残高と実質公債費比率が高い理由及び今後の推移について問うにお答えいたします。

本市の一般会計の市債残高が他の中核市と比べて大きくなっている理由につきましては、1つには、市町村合併後の新市における均衡ある発展を目的として、合併特例債を活用し道路、学校、公民館などを整備してきたことがあります。2つには、北陸新幹線の開業に伴う建設負担金や富山駅周辺整備を行ってきたこと、3つには、他の中核市と比べて多くの再開発事業が行われており、その補助金の財源として市債を発行してきたことなどがあります。

また、企業会計において下水道の整備を短期間で積極的に行ってきたことから、市全体の市債残高も他の中核市と比べて大きくなっております。

次に、標準的な財政規模に占める公債費等の割合を示す実質公債費比率が他の中核市と比べて高い理由といたしましては、先ほども申し上げましたが、合併特例債の活用や新幹線関連の整備、再開発事業への補助の実施、短期間での下水道の整備などに充てた起債が大きかったことのほか、富山地区広域圏事務組合のクリーンセンターの整備に充てた起債の償還に対する負担金が大きかったことなどがあります。

特にこれらのことがここ20年ぐらいの間に重なったことが、他の中核市と比べて市債残高が大きかったり、実質公債費比率が高い原因になっていると考えております。

次に、今後の市債残高の推移につきましては、一般会計においては、過去の起債の償還が進む一方で、路面電車の南北接続事業や市街地再開発事業への支援、学校施設の耐震化、道路・橋梁等の老朽化対策などに引き続き取り組む必要があること、さらには、臨時財政対策債の発行を考慮しますと、市債残高は当面の間、横ばい傾向で推移するものと見込んでおります。

一方、特別会計や企業会計においては、農業集落排水事業や公共下水道事業に係る市債の償還が進んでいくことから、市債残高は減少傾向で推移するものと見込んでおります。

これらのことから、現在のところ、市全体の市債残高については緩やかな減少傾向で推移するものと見込んでおります。

また、実質公債費比率の今後の推移につきましては、公共下水道事業会計の起債残高の減少や広域圏事務組合への負担金が減少することが見込まれることから、徐々に改善するものと見込んでおります。

今後とも、予算編成に当たりましては、市税等の一般財源の確保に努めるとともに、市債の発行をできる限り抑制し、また、発行に当たっては、交付税措置のある有利な起債の活用を図るなど、市債残高の減少と公債費負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

Ⅲ-⑫次に、中小企業支援についてお尋ねのうち、生産性向上特別措置法案の成立に伴い実施される固定資産税の特例措置を講じる場合、必要となる条例の制定や改正についての見解を問うにお答えいたします。

平成30年度の税制改正の1つといたしまして、生産性向上特別措置法の成立後、市町村が条例で中小事業者等の新たな設備投資に係る固定資産税を軽減することを定めた場合には、3年間税額が軽減される特例措置が創設され、現在、国会で審議中であります。

軽減後の固定資産税がゼロから2分の1の範囲となるように条例で定めることとされていますが、固定資産税の減収分の75%が交付税で措置されるとともに税額がゼロとなるように定

めた場合、中小事業者等が国の補助金の優先採択を受けることができることとされております。  
 本市といたしましては、中小事業者などの新たな設備投資を後押しする観点から、軽減後の固定資産税がゼロとなるよう市税条例において定めてまいりたいと考えており、国会で法案が成立した際には、必要となる市税条例の改正に対応してまいりたいと考えております。  
 以上でございます。

**伊藤環境部長答弁**

Ⅱ-⑥環境未来都市について、平成30年度の主な事業内容を問うにお答えをいたします。

平成29年3月に策定いたしました第2次富山市環境未来都市計画には、第1次計画から継続するものと新規を含む15の事業を位置づけており、これらを実施するため、産民学と市で構成するプロジェクトチームを順次設置し、事業化に向けて取り組んできているところでございます。

計画の2年目に当たる平成30年度の主な事業内容といたしましては、1つには、LRTネットワークの形成事業では、2020年春の開業を目指す路面電車の南北接続事業の第2期工事の開始、2つには、再生可能エネルギーを活用した農業活性化事業では、営農サポートセンターに今年度末に追加導入する地中熱ヒートポンプを活用した農作物の栽培実証及び再生可能エネルギーの見える化の実施、3つには、エゴマ6次産業化による多様なビジネスの推進事業では、新たな地域ブランド名である「富山えごま」のPRや、イタリアをはじめとする日本産食材サポーター認定店の拡大を目指した展開、市民普及を図るイベントや種子の無料配布、4つには、水素エネルギーの利用促進による持続可能な社会システムの構築事業では、エネルギー関連事業者らが進める水素エネルギー普及事業に対する支援、5つには、環境未来都市とやまのパッケージ化による都市間連携の推進事業では、インドネシアやマレーシアの都市における再生可能エネルギーの普及などを目的とした連携促進などであります。

また、これら以外の事業につきましても、進捗に差はあるものの、プロジェクトチームの場で検討を重ねるなど、事業化に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。

いずれにいたしましても、本市といたしましては、環境未来都市として取り組むべき課題は、環境や超高齢化への対応など極めて重要な課題であると認識しており、今後も先進的で独自性のある各種事業を着実に推進していくことにより、持続可能な経済社会構造の実現を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**上谷商工労働部長答弁**

Ⅲ-⑨中小企業支援についての御質問のうち、中小企業の事業承継に関して、本市の現状と課題を問うにお答えします。

生産年齢人口の減少や消費活動の縮小などにより経済活動の停滞が懸念される中、中小企業が廃業することなく事業を円滑に引き継いでいただくことは、地域経済を維持し、雇用の確保や技術の承継、さらには税収の確保にもつながることなどから、市内中小企業が事業承継を着実に進めていただくことは重要であると考えております。

本市では、市内中小企業を対象とした事業承継に関する調査は実施しておりませんが、県では昨年12月に、県内中小企業の60歳以上の経営者5,000人を対象にアンケート調査を実施しており、県内の事業所数に対する本市の占める割合は約4割であることから、このアンケート結果についても、本市の現状と概ね同様の状況であると考えております。

そのアンケート結果によりますと、回答のあった約1,500件のうち37.6%が後継者が決まっていないことや、事業の継続を考えている経営者のうちの44.1%が事業承継への準備ができていないなど、事業承継への取り組みが遅れているのではないかと懸念しております。

さらに、事業承継に必要な期間が5年以内と考えている経営者が6割以上となっておりますが、中小企業庁が公表している事業承継ガイドラインによると、事業承継には後継者の育成期間も含めて5年から10年を要するとされております。

このアンケートの調査対象が60歳以上の高齢であることを考えると、事業承継に必要な期間を適切に認識されていないことは問題であり、事業承継に早くから取り組む重要性を経営者に周知していくことが必要であると考えております。

Ⅲ-⑩次に、本市の中小企業への今後の事業承継支援策について問うにお答えします。

企業が事業承継を確実に進めるためには、経営者に早くから事業承継に取り組んでいただくとともに、事業承継に取り組む場合には、専門家によるアドバイス等の支援を適時に受けられることが重要であると考えております。

このため本市では、商工会議所や商工会、金融機関等で実施されている事業承継に関するセミナー等のPRに努め、経営者の意識啓発を行っております。

なお、事業承継や企業間でのM&Aを推進するためには、市町村の範囲を超え、県下全域で広域的に企業や人材の情報を集積させ活用していくことがより効果的であります。

こうした中、アドバイス等の支援につきましては、公益財団法人富山県新世紀産業機構が富山県事業引継ぎ支援センターに事業承継に係る専門家や相談員を配置し、後継者がいない、事業承継に不安がある等の事業承継全般に関する相談を行うなど、事業承継における課題解決への取組みを支援されており、本市へ事業承継に関する相談があった場合には富山県事業引継ぎ支援センターを紹介しているところであります。

本市としましては、事業承継においての相談に関する体制は概ね整ってきていると考えておりますが、一方では、事業を承継する際に、知的資産や既存施設、株式等の取得に関する資金調達が必要となるケースが想定されることから、本年4月より、事業承継に必要な経費の調達のため、本市の融資制度を利用された方を対象に、利子の全額を助成し、実質無利子とする富山市事業承継支援補助金を新たに設け、中小企業の円滑な事業承継を支援してまいりたいと考えております。

Ⅲ-⑪次に、生産性向上特別措置法案が成立した際、国の導入促進指針に基づき、市は導入促進基本計画を策定するのかにお答えします。

生産性向上特別措置法案につきましては、現在、国会で審議中ではありますが、法案が成立した際には、特例措置の対象となる設備投資は、市町村が策定する先端設備等の導入促進基本計画と合致する企業の導入計画に基づくものとされておりますので、国の動向を注視し、導入促進のための指針が示されれば、速やかに導入促進基本計画を策定し、このたびの特例措置とともに中小企業に周知してまいりたいと考えております。

Ⅳ-⑫次に、共生社会の推進についての御質問のうち高齢者対策について、定年・雇用延長の企業支援、求人開拓、起業資金調達など、本市において高齢者が活躍できる環境整備を促進すべきと考えるが、現状と今後の取組みについて問うにお答えします。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律では、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に定年制の廃止や定年の引上げ、継続雇用制度の導入のいずれかの措置を講じるよう義務づけており、平成29年6月現在、従業員31人以上の県内企業におきましては99%が実施済みであり、ほぼ全ての企業において法で定める雇用確保措置がとられております。

しかしながら、少子・超高齢社会の進展などにより生産年齢人口が減少する中、企業が生産性を維持・拡大していくためには、法で定める65歳という基準を超える就労環境の整備が求められることから、国におきましては、65歳以上への定年の引上げや定年の定め廃止等の措置を実施する企業に対し奨励金を交付するなど、企業の積極的な高齢者の雇用を支援しており、本市といたしましても、市ホームページへの掲載や企業訪問等を通じて、市内企業に対し国の支援策の周知に努めております。

また、本市におきましては、市庁舎内に設置した富山市無料職業紹介所や富山市スーパーシニア活躍促進人材バンクにおいて、高年齢者のニーズに応じた就労機会の創出に努めるとともに、65歳以上の高年齢者を新たに雇用した企業に対する奨励金を交付することにより、高年齢者の雇用の促進に努めております。

さらには、65歳以上の高年齢者が創業される場合の初期費用の負担を軽減するため、新産業支援センター等の創業支援施設の使用料を最大1年間助成する制度や、創業者支援資金融資制度の活用等により、高年齢者が起業しやすい環境整備にも努めているところであります。

今後も生産年齢人口の減少が続くことが予想されていることから、本市といたしましては、働き手となる高年齢者のさらなる発掘や企業ニーズの掘起こしにより、マッチング支援の体制強化を図るため、スーパーシニア活躍促進人材バンクに市内企業経営者との人脈や高年齢者雇用の知見を持つ高年齢者雇用促進アドバイザーを新たに配置し、高年齢者が活躍できる環境整備を促進してまいりたいと考えております。

また、65歳以上の高年齢者の方は、そのほとんどが公的年金を受給されていることから、フルタイムでの就労ばかりではなく、例えば週3日の就労やパートタイム等の多様な勤務形態での働き方を提案していくことも重要ではないかと考えております。

このため本市においては、就労に伴う収入の年金額への影響のほか、健康保険をはじめとする社会保険料、税金がどうなるのかなどについて、社会保険労務士等の専門家の御意見をいただきながら研究することとしており、高年齢者の方が今後のライフプラン等を踏まえ、どのように働くことが自身にとって最良となるのか考えていただくための有意な情報を提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

## 西田福祉保健部長答弁

IV-⑬初めに、共生社会の推進についての御質問のうち、まず第5期富山市障害福祉計画の策定の趣旨、重点施策についてお答えをいたします。

第5期富山市障害福祉計画は、障害者基本法の理念やノーマライゼーション社会の実現を目指す富山市障害者計画を踏まえ、第1期富山市障害児福祉計画と一体的に策定したものであります。

本市の障害福祉施策における課題といたしましては、1つに、障害者の親亡き後の生活に対する不安をはじめ、虐待や差別など障害者の権利擁護等について、身近な地域で相談できる体制を推進すること、2つに、障害者が住みなれた地域で生活していくために、地域での見守り支援体制やグループホーム等の住まいの場の整備を推進すること、3つに、障害者にとって、働くことが単に経済的側面だけではなく社会参加や生きがいにつながることから、障害者の就労支援を推進すること、4つに、子ども、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り高め合う地域共生社会を推進することなどがあると考えております。

こうした課題を踏まえ、本計画における重点施策といたしましては、1つに、基幹相談支援室の機能強化や地域を基盤とした相談体制づくりなど相談支援体制の充実、2つに、グループホームの整備促進や地域生活支援拠点等の整備など在宅生活の基盤整備、3つに、福祉的就労から一般就労への推進や工賃向上など就労支援の促進、4つに、我が事・丸ごとの地域づくりなど、地域共生社会の推進の4つを位置づけております。

本市といたしましては、本計画を着実に推進し、障害者が住みなれた地域で安心して生活でき、障害のある人もない人も、誰もが互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

IV-⑭次に、地域共生社会推進モデル事業に取り組むとしているが、背景、目指すものを問うにお答えをいたします。

社会保障制度はこれまで、子ども、高齢者、障害者など対象ごとに、また生活に必要な機能ごとに整備が図られてきましたが、人口減少、超高齢社会では、複雑で複合的な課題を抱えた人の増加や介護の担い手の減少等が見込まれることから、公的支援の縦割りから丸ごとへの転換、いわゆる我が事・丸ごとの地域づくりが重要と言われております。

こうした中、お尋ねの地域共生社会推進モデル事業につきましては、これまでの制度や分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、子ども、高齢者、障害者、その家族など、地域のあらゆる住民が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしや生きがい、地域をともにつくり高め合うことができる地域共生社会の実現を目指すために、国の補助金を活用し、平成30年度から3カ年の計画で実施することとして、今定例会に提出しているところであります。

具体的には、育児、介護、障害、貧困や、これらが複合化・複雑化した課題を包括的に受けとめる総合的な相談体制づくりを図るため、1つには、保健福祉センターにおける包括的総合相談窓口の設置、2つに、複合的・複雑な相談に対応する人材の育成、3つに、縦割りを丸ごとに変換していくための部局横断的な会議の開催や、学識経験者等で構成する「我が事・丸ごと研究会」の設置など、包括的支援体制構築事業に取り組むこととしております。

また、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを図るため、1つに、地域ぐるみで妊婦や子育て中の母親を支援する地域づくりを推進するための「まちぐるみ子育て応援事業」、2つに、医療的ケアを必要とする障害児及び家族が安心して生活するための「医療的ケア児支援事業」、3つに、地域住民が、地域の課題を我が事・丸ごとと受けとめ、地域づくりを推進する「わがまち・わがごと・まるごとモデル地域事業」など、地域力強化推進事業にも取り組むこととしております。

本市といたしましては、市民、企業とも協働しながら、このモデル事業にしっかり取り組み、地域共生社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

IV-⑩次に、障害児支援についてお尋ねがございましたうち、まず、成長段階ごとに切れ目ない障害児支援をどのように行うのかにお答えをいたします。

現在策定中の第1期富山市障害児福祉計画においては、切れ目のない一貫した支援を施策に位置づけております。本計画では、学齢期への移行時、進学時、卒業時において支援のつながりが途切れるおそれがあることから、関係者の連携を強化するとともに、気づきの段階から適切な支援につなぎ、ライフステージに応じて切れ目のない支援に努めることとしております。

具体的には、1つに、障害児とその保護者が安心して地域で生活するための障害児通所支援等サービス事業者などのネットワークの構築、2つに、学校卒業後も地域で健やかに成長していくための学校から地域への連携強化、3つに、発達が気になる子や障害児とその保護者が適切なサービス等を受けるための障害児施策の周知・啓発、4つに、災害時に適切なケアを安定して受けるための障害のある子どもに対する防災対策の4つの柱で取り組むこととしております。

また、これらの取組みにつきましては、まちなか総合ケアセンターのこども発達支援室を拠点として、ライフステージに応じた一貫した切れ目ない支援や、医療、保健、福祉、教育、雇用などの各分野の関係機関の連携した支援、さらには、身近な地域における支援を推進してまいりたいと考えております。

IV-⑪次に、第1期富山市障害児福祉計画の策定に当たり、医療的ケア児に対してどのような事業を推進するのかにお答えをいたします。

本市では、在宅で生活する医療的ケアを必要とする障害児は、平成29年5月現在、障害児通所支援等サービス支給決定者のうち24人となっており、年々増加傾向にあります。

本市の医療的ケア児の課題といたしましては、1つに、医療的ケア児への接し方や保育の仕方についての理解が深まっていないこと、2つに、保育所や学校、サービス事業所等の受入れ

体制が整っていないこと、3つに、関係機関の連携体制が十分ではないことなどがあると考えております。

このような中、第1期富山市障害児福祉計画の策定に当たっては、特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備を施策の1つに位置づけ、平成30年度から医療的ケア児支援事業に取り組むこととしております。

具体的には、1つには、障害児通所支援事業者や保健師、保育士を対象とした医療的ケア研修会の開催、2つには、医療的ケア児を受け入れる保育所や小学校、中学校等をサポートするための看護師の派遣、3つには、医療的ケア児や家族のリフレッシュを目的とした社会体験や家族同士の交流の場の提供、4つには、保健、医療、福祉、教育、保育などの各関係者が情報を共有し、課題解決に向けて協議を行うための連携体制の整備など、県や市医師会等と連携し、身近な地域における医療的ケア児への支援体制づくりを推進してまいりたいと考えております。

IV-②次に、高齢者対策についてお尋ねがございましたうち、ひとり暮らし高齢者への支援策について主な事業を問うにお答えをいたします。

本市では、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方々が、地域で不安や孤立を感じることをなく、安心して在宅生活を送れることが大切であると考えております。このことから、市民の約88%が半径2キロメートル圏内に居住しており、中核市で最も多い32カ所の地域包括支援センターにおいて、実態の把握や総合的な相談など、きめ細やかな地域保健活動を行うとともに、民生委員や地区社会福祉協議会などの地域の方々と連携し、必要に応じて閉じこもり予防情報交換会の開催や要援護高齢者地域支援ネットワークを構築し、地域で高齢者を見守る体制づくりなどに取り組んでおります。

また、日常的な生活の主な支援といたしましては、1つに、緊急時に迅速な対応を可能とするための緊急通報装置の設置、2つに、火災警報器、自動消火器、電磁調理器などの日常生活用具の給付といった火災予防につながる支援のほか、3つに、地域においてひとり暮らし高齢者の日常的な見守りを行う高齢福祉推進員の配置、4つに、バランスのとれた食事の配食とともに安否確認を行う食の自立支援事業、5つに、訪問介護の対象とならない軽易な日常生活上の援助を行う軽度生活援助事業などを実施しております。

V-①次に、健康まちづくりについての御質問のうち、ヘルスケア推進事業費が計上されているが、健康寿命の延伸、医療費削減等、どう強化していくのかにお答えをいたします。

一定例会に提出しておりますヘルスケア推進事業費における健康長寿コンシェルジュ・サービス事業につきましては、本市の国民健康保険加入者の特定健康診査受診率の低さを背景として、まずは受診を呼びかけるとともに、糖尿病など慢性疾患の発症リスクが低い段階から、健康づくりや疾病予防に取り組むプログラムを官民一体で提供するというものであります。

具体的には、国民健康保険の加入者が受診する特定健康診査の結果を専門業者が分析した上で疾病リスクの階層化を図り、その結果、リスクが中程度から高いと判定された方に対しては個別に保健指導を行うなど、疾病の重症化予防事業を実施したいと考えております。

また、リスクが低いと判定された方に対しては、健診結果とあわせ、今後、罹患する可能性がある疾病について注意を喚起する疾病リスク分析を通知するとともに、ヘルスケア事業者等が実施する運動や栄養、生活面から構成される多様な健康づくり・疾病予防プログラムメニューの情報を提供いたします。

プログラムの参加者には、行動や生活の変化等の実績をモニターしていただき、その実績を医療関係者や学識経験者等から構成される有識者会議において、健康力の増進や疾病の予防の観点から分析・評価を行い、参加者やヘルスケア事業者に還元することによって健康増進を推進していくこととしております。

また、健康づくりに関心が低い健康無関心層も含め、参加者の健康づくりに対する行動変容を図るため、健康行動にインセンティブを付与することを想定しており、その手段の1つとし

て健康アプリの導入を検討してまいりたいと考えております。

なお、特定健康診査の未受診者には、このような事業の魅力をもPRした上で受診勧奨を行いたいと考えております。

本事業は平成30年度からの3カ年計画で実施し、まずは現行の健康づくり施策との整合性を図りながら、健康づくり・疾病予防プログラムの提供者となるヘルスケア事業者への意向調査を行うとともに、魅力的なプログラムの実施に向けて具体的な事業体制の検討を行う予定としております。

また、将来的には事業の対象者を国民健康保険加入者以外にも拡大してまいりたいと考えており、これらのことにより市民の健康寿命の延伸や医療費削減、さらにはヘルスケア産業の育成が図られることを期待しているところであります。

V-⑩最後に、歯と口腔の健康づくりについて、推進計画を策定するなど、さらに強化すべきと考えるが、今後の取組みを問うにお答えをいたします。

歯と口腔の健康を維持することは、生涯にわたって食事を味わう喜びや会話をする楽しみなど、健康で豊かな人生を送る上で不可欠であることはもちろんのこと、糖尿病など生活習慣病をはじめとした全身疾患の予防や健康寿命の延伸においても重要な役割を担っていると認識しております。

本市では、富山市健康プラン21において、歯と口腔の健康づくりも健康増進の重要施策の1つに位置づけ、達成すべき目標値を8項目にわたって定めており、富山市歯科医師会のお力添えをいただきながら、妊婦歯科健診をはじめ、乳幼児から小・中学生に至るまでの健康診断やフッ化物塗布による予防処置、さらには成人期における歯周疾患検診など、ライフステージに応じた歯科健診事業を実施してまいりました。

こうした取組みの結果、学校健診における12歳児の虫歯の本数につきましては、目標値の1人平均1本以下に対し0.72本、60歳で24本以上みずからの歯を有する者の割合につきましては、85.0%の目標値に対し84.0%など、7項目について目標値を達成あるいは改善傾向にあり、成果があらわれてきていることから、御提案の推進計画の策定につきましては、現時点では考えておりませんが、現状の評価に甘んじることなく、これまでの取組みを一層強化すべきと考えております。

また、歯科医師会より、歯周疾患検診とあわせて口腔がん検診を実施したいとのありがたい申し出をいただいたことから、口腔がん検診を広く啓発し、歯周疾患検診とあわせて実施することにより、疾病の早期発見・早期治療を図るとともに、受診率の向上にもつなげてまいりたいと考えております。

さらに、かかりつけ歯科医は、地域において虫歯や歯周病の進行状況に応じた治療を行うだけでなく、市民一人一人が歯科疾患の予防に関する正しい知識や生活習慣を身につける上でも重要な役割を担っていることから、かかりつけ歯科医を持つことの重要性について周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

加えて、歯科医師会や医師会の御意見を伺いながら医科歯科連携を強化するとともに、医師、歯科医師をはじめ介護福祉士等の専門職や保健推進員、さらには学校関係者等の関係機関からも定期的に歯科検診を受診するよう促すことにより、歯と口腔の健康づくり、ひいては市民の健康増進につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### 中村こども家庭部長答弁

共生社会の推進についてお尋ねのうち、子育て支援について2点お答えいたします。

IV-⑯まず、切れ目ない子育て支援体制を構築するに当たり、子育て世代包括支援センター事業が担う役割と今後の方向性について問うにお答えします。



子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行うワンストップ拠点として、市内の7つの保健福祉センターに設置しており、その役割は、子育て世帯の安心感を醸成し、妊産婦等を支える地域の包括的支援体制を構築することです。

午前中の質問にもお答えしましたが、切れ目ない子育て支援体制を強化するため、今回提案させていただいております、子育て世代包括支援センター事業やベビーボックスプレゼント事業、産前産後・養育支援訪問事業などは、子育て世代包括支援センターを拠点に行っていく事業でございます。

今後の方向性につきましては、全ての妊産婦や子育て世帯にとって気軽に相談でき、利用しやすくするため、その役割や場所などを広く周知するとともに、妊産婦や子育て世帯を地域ぐるみで支える体制づくりにも取り組み、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

IV-⑯次に、産後ケア事業について、より利用しやすい環境を整える必要があると考えるが、見解を問うにお答えいたします。

○後ケア応援室では、24時間体制で助産師が寄り添い、母親の身体の回復と心理的な安定を図るとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、自宅に戻ってからでも健やかな育児ができるよう支援しております。

また、利用を促進するために、母子健康手帳交付時や新生児訪問の際に、この施設とサービスの内容を紹介しているほか、産婦人科へのパンフレットの配置、さらには、商工会議所や経済同友会などの企業に対してもチラシを配布するなどしてPRしてまいりました。

その結果、開設当初より着実に利用人数は増えてきており、一定の成果はあったと考えております。

しかしながら、家族からの協力が得られない方や育児に悩んでいる方という利用の条件について、母親からは「家族と同居していたら使えないと思っていた」という声も聞かれたことから、より気軽に、休息だけでも利用できるということを実際の利用例などを提示しながら、今後ともホームページやパンフレット、「広報とやま」などで周知に努めてまいりたいと考えております。

さらに、産後ケア応援室を知ったきっかけが、出産した病院や産科で聞いたという方が最も多かったことから、産科等の医療機関にも、産後ケア応援室の活用の仕方やケアの内容について改めて情報提供するなど、より利用しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

IV-⑳次に、障害児支援について、保育所等入所利用調整に関する基準は、24時間医療的ケア児の世話をしている母親等の実態を反映している点数にはなっておらず、基準点の見直しをする必要があると考えるが、今後の取組みを問うにお答えします。

保育所の入所につきましては、保育の必要性が高いと判断できる児童から入所者を決定しているところであります。本市の基準では、保育を必要とする事由が同居親族の介護や看護である場合と同様に、医療的ケア児の看護に携わる時間、これも就労時間とみなして、居宅内就労と同等に取り扱っております。

医療的ケア児を持つ御家庭の支援は大切であると考えておりますが、保育所の利用調整基準の見直しに当たっては、国の通知において「保育の必要度の高い順に受け入れる」と方針が示されていることから、その見直しに当たっては慎重に判断することが必要であると考えております。

IV-㉑次に、ひとり親家庭へのサポートについて2点お尋ねのうち、まず、利用できる制度やサービスが一目でわかり、気軽に問合せのできるような内容になっている配布物を作成すべきと考えるが、見解を問うにお答えします。

本市では、平成27年度から、ひとり親家庭の支援を一層充実させ、本市独自の子育て支援金の給付や子どもの奨学金の給付など、きめ細やかな事業を展開しているところであります。

これらの事業の周知を図るため、ひとり親家庭の支援内容を盛り込んだA4サイズの案内リーフレットを作成し、本庁舎や行政サービスセンターの窓口などに配置するほか、出前講座や関係団体の会議で配付するなど、機会を捉えて事業の浸透に努めてきたところであります。

今後、案内リーフレットにつきましては、ひとり親家庭への支援のみならず、子育て支援全般についても盛り込み、わかりやすく、親しみやすいものとなるよう工夫してまいりたいと考えております。

IV-⑭次に、今回の予算案で拡充された母子家庭等自立支援事業について問うにお答えいたします。

母子家庭等自立支援事業につきましては、ひとり親家庭の就業を効率的に促進し、生活の安定と児童の福祉増進を図ることを目的として、国の制度を活用し実施しております。

今回、拡充となるのは高等職業訓練促進給付金事業で、この事業は、ひとり親家庭の親が看護師等の資格を取得するため養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費として、月額で課税世帯に7万500円、非課税世帯に10万円を給付するものであります。

これまでは、准看護師養成機関に修業中の者について、卒業後、キャリアアップのため看護師養成機関へ進学した場合、継続して給付できませんでしたが、平成30年度からは、進学後も引き続き、通算で3年まで給付できるよう支援を拡充するものであります。

現在、対象となる准看護師養成機関の卒業予定者は11名であり、この制度を活用し、さらに高度な資格取得を目指すことで、よりよい条件での就職に結びつき、ひとり親家庭の自立につながるものと考えております。

以上でございます。

#### 戸川消防局長答弁

IV-⑭共生社会の推進についての御質問のうち、高齢者対策について、ひとり暮らし高齢者への火災予防対策を問うにお答えいたします。

火災から身を守るためには、火災を未然に防ぐこととあわせて、万が一火災が発生した場合は、早い消火、通報、避難が重要となり、いずれの行動が欠けても、人的・物的被害が拡大することが予想されます。

これらのことから、消防局では従来から、消防団や関係機関と協力しながら、ひとり暮らし高齢者家庭の防火訪問や高齢者を対象とした出前講座を通して、適切な火気の取扱いや住宅用火災警報器の設置について説明するなど、高齢者の方々の火災予防対策に取り組んでおります。

加えて、ひとり暮らし高齢者情報を消防総合指令情報システムに登録しており、万一の場合の現場活動において活用し、高齢者の方々の安全確保に努めているところであります。

以上でございます。

#### 本田企画管理部長

V-⑭健康まちづくりについてのお尋ねのうち1点、都市整備部を活力都市創造部に変更する案が提出されているが、その目的について問うにお答えいたします。

今日の超高齢社会や人口減少時代にあって、これからの基礎自治体は、住民サービスに密着した分野において、さまざまな市民ニーズをよりの確に把握するとともに、社会経済環境の変化に柔軟に対応できる簡素で効率的な組織づくりに取り組んでいくことが大変重要なことであるとと考えております。

このたび都市整備部を活力都市創造部に改称する主な目的は、市民の皆さんに過度にマイカーに依存しないライフスタイルの重要性を認識していただくため、公共交通指向型の歩きたくな

るまちづくりを集中的に展開し、健康まちづくりをより一層推進していくことで、持続可能で活力ある都市の創造を戦略的に推進する体制を確立することであります。

また、昨今、まちづくりとは、必ずしも新たに道路や橋梁をつくるとか街区や建築物を整備するとかにとどまらず、暮らし方やコミュニティーのあり方などの文化性というものまでを含めて都市をつくっていくことが重要であると考え、そういった意味を込めた名称としたものであります。

この活力都市創造部には、都市政策と交通政策の連携強化や地域生活拠点の利便性向上などを目的として、新たに活力都市推進課を設置するものであります。

その主な事業の1つとして、例えば、これまで各部局でそれぞれ実施していた歩くことに関するイベントを集約し戦略的に実施することで、健康寿命の延伸や環境負荷の低減、新しい出会いの創出などの施策を包括的に展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

### 高森都市整備部長答弁

◎健康まちづくりについてお尋ねのうち、健康まちづくりの推進にどのように取り組むのかにお答えいたします。

本市の健康まちづくりは、超高齢化が急速に進展する中であって、健康寿命の延伸や地域の活性化、持続可能な都市経営などの諸課題に対応するため、公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりをさらに進化させ、公共交通を賢く使い、歩いて暮らすことで健康増進やコミュニティーの醸成、にぎわいの創出につなげていくことを目指すものであります。



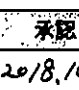




健康まちづくりを推進するための取組みといたしましては、先ほど村家議員にもお答えしましたが、ウォーキングイベントの開催や、まちなかで開催するイベントや公共交通の利用促進施策との連携を図ることで、これまで以上に市民の歩くことに対する関心を高めてまいりたいと考えております。

また、都市施設や公共交通、さらには福祉、医療など各種データを収集・分析することで、歩きたくなるまちづくりの推進に向けた分野横断的な施策を検討してまいりたいと考えております。

さらには、市民の皆さんの過度に車に依存したライフスタイルからの転換を図るため、マスメディアを活用した意識啓発を行ってまいります。

こうした取組みにより、全ての世代がいつまでも社会参画し、幸せに生き生きと暮らせるよう、健康・医療・福祉政策と都市政策が連携し、歩きたくなる環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

<b>市政報告会・広聴会 実績報告書</b> 政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票					整理番号	3000046	2	1 枚目		
					会派名	公明党				
					議員名					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input checked="" type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.10.2	 		2018.9.27					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.10.2			2018.10.1					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	代表者	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	人件費					承認日				
<input type="checkbox"/>	事務費	/	30	10	2	30.10.9				

特記事項(第三者機関)	特記事項(会派)

項目	内容		留意点
1 実施者	公明党		
2 名称	広報誌「富山市議会公明党市政報告」発行		名称の適切さ
3 目的趣旨	平成 30 年 3 月議会での公明党代表質問を印刷し、市民に配布することによって、市政に対する会派の取り組みを理解していただき、提案や意見をお受けし、更なる施策提言に活かしていく。		政務活動としての目的趣旨に沿っているか。
4 配布日時	8 月 1 日～9 月 25 日		日時、規模等が適切か。報告会(単独開催)の条件を満たしているか。
5 配布場所	会派議員 4 人で(一人 450 枚～650 枚程度)、地元中学校区エリアに、訪問配布(詳細は、下記 7)		
6 他の会合(懇談、後援会等)の状況	開催しない		
7 案内対象者	住民区分	地域・職域・団体・企業・市民グループ・その他	「広く市民に案内」の趣旨に適合するか。
	具体的対象及び案内数	藤ノ木中学校区内の藤ノ木町内(約 420)、藤の木台町内(約 230)、西部中学校区内の有明団地(約 330)、五福末広町(約 120)、速星中学校区内の希望ヶ丘(約 300)、夢ヶ丘(約 150)、岩瀬中学校区内の犬島新町(約 200)、豊城新町(約 50)、城川原(約 200)に 2,000 部配布。	
8 配布資料その他の取扱事項	規格・仕様	A4 両面、3 色、20 ページ	政務活動のみの内容か、政党、選挙、後援会活動等とみなされる表現、構成になっていないか。
	印刷方法	業者で印刷	
	配布資料	実物添付	
	その他		

項目	内容	留意点
<p>市政報告の内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 予算編成について</li> <li>2. 環境未来都市について</li> <li>3. 中小企業支援について</li> <li>4. 共生社会の推進について (子育て支援、障害児支援、ひとり親家庭へのサポート、高齢者対策)</li> <li>5. 健康まちづくりについて</li> <li>6. 教育環境の充実について</li> </ol>	
<p>意見聴取・要望等の内容</p>	<p>頂いたご意見</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 予算編成を見る時、基金残高、市債残高、実質公債費比率を他都市と比較することは大事だが、大きな事業を推進する流れの中では、いかがなものか。</li> <li>2. 環境未来都市に選定された富山市に期待する。</li> <li>3. 支援制度を知らないなので、もっと周知を図ってほしい。</li> <li>4. 子育て世代包括支援センターをもっと有効に生かしてほしい。 産後ケア事業が大事なので、もっとPRすれば？ 医療的ケア児のいるご家庭への配慮をたのむ。 ひとり親家庭支援のガイドチラシができてうれしい。 高齢者雇用の推進を頼む。</li> <li>5. 特定健康診査の受診率が低いので、何か名案はないか。 口腔ケアが大事なので、市としてもっと推進してほしい。 ヘルスケアポイントを導入してほしい。</li> <li>6. 自然災害が多発している中、老朽化対策を速やかに！ 部活動指導員を増やしてほしい。 地震対策や冷房設備の完備を強く求める。</li> </ol>	<p>政務活動のみ の内容か。 政務活動以外 の政党活動、 選挙活動、 後援会活動等 とみなされる 表現、構成に なっていない か。 政務活動費を 支出できる内 容か。 (全額、1/2 支出不可)</p>
<p>市政への反映等</p>	<p>以上の貴重なご意見を今後の議会対策に生かしてまいりたい。</p>	
<p>その他及び政務活動以外で取り扱った内容</p>	<p>無し</p>	

3

9

8

項目		内容			留意点	
10 開催経費 及び 政務活動費 支出額	印刷費	支出金額	198,720 円 /	支出方法 <input checked="" type="checkbox"/> 債権者口座 <input type="checkbox"/> 議員口座 (立替)	対象費用及び単価見積が適切か。 政務活動費充当方法は適切か。 按分率適用の分母は適切か。 (混在不明確な部分が対象。明確な部分は当初除外してあるか。)	
		支出先	(株)宮越印刷			
		支出内容及び積算根拠	「市政報告 平成 30 年 3 月議会の代表質問」 単価 92 円×2,000 部+消費税 14,720 円 /			
	振込手数料	支出金額	540 円 /	支出方法 <input checked="" type="checkbox"/> 債権者口座 <input type="checkbox"/> 議員口座 (立替)		
		支出先	北陸銀行 /			
		支出内容及び積算根拠	振込手数料 /			
		支出金額		支出方法 <input type="checkbox"/> 債権者口座 <input type="checkbox"/> 議員口座 (立替)		
		支出先				
		支出内容及び積算根拠				
		支出金額		支出方法 <input type="checkbox"/> 債権者口座 <input type="checkbox"/> 議員口座 (立替)		
		支出先				
		支出内容及び積算根拠				
	支出金額		支出方法 <input type="checkbox"/> 口座振込 <input type="checkbox"/> 議員立替え			
	支出先					
	支出内容及び積算根拠					
取引規定	低触なし /					
経費総額	199,260 円 /	按分率 (充当率)	100%・50%			
按分率適用対象経費及び按分理由						
政務活動費支出(充当)額	199,260 円 /					







3000046-2-9

3



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-10-02 /	振込資金	*199,260	/	*1,244,050
2 30-10-02*		*3,072	普通預金	*1,240,978
3 30-10-02*		*3,072	普通預金	*1,237,906
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)

- 1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日[]に\*と表示します。
- 2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

タケノコ ○○-○○  
トリタテ ○○-○○

お支払いできる日  
お支払できる期限は、所定の  
不渡通知期限を経過後となります。

3

富山市議会

公明党

市政報告

## 平成30年3月議会の代表質問

平成30年3月定例会に当たり、公明党より代表質問を行います。

平成30年度は、診療報酬、介護報酬の同時改定や、第7期介護保険事業計画と第7次医療計画の開始、また国民健康保険の財政運営が富山県単位化になることなど、大きな制度改革が始まります。

富山市においても、少子・超高齢社会に立ち向かい、市民生活を守り抜く決意と実効性のある施策の展開が求められます。財政の健全性を堅持し、富山広域連携中枢都市圏の形成を着実に推進しつつ、誰もが置去りにされず、尊厳を輝かせながら、ともに支えともに生きる富山市を構築していただきたく、質問に入ります。

## I まず、予算編成について伺います。

平成30年度政府予算案は、経済・財政再生計画の集中改革期間の最終年度として、経済再生と財政健全化を両立する予算となっております。

人づくり革命として、人生100年時代を見据え、社会保障制度を全世代型社会保障へ転換し、人への投資を拡充する、すなわち保育の受け皿の拡大、保育士の処遇改善、幼児教育の段階的無償化、給付型奨学金の拡充等であります。

生産性革命としては、持続的な賃金上昇とデフレからの脱却につなげるため、生産性向上のための施策を推進。例えば地域の中核企業や中小企業による設備・人材への投資の促進、賃上げや生産性向上等のための税制上の措置の実施、産学官連携での研究開発等の支援、生産性向上のためのインフラ整備への重点化等となっています。

今後も、次の世代を担う若い人を育て新たな経済成長を生み出すとともに、将来に対する安心感を市民にもたらす施策が重要であります。

富山市においては、国の予算の人づくり革命に相当するものとして、生活保護世帯やひとり親家庭の中学生への学習支援、大学等への進学に係る奨学金への給付や産後ケア事業などを既に行っているところであります。

生産性革命としては、工場等への新增設経費への補助や富山市スーパーシニア活躍促進人材バンクの設置などを行っておられますが、

I-①新年度予算案では、人づくり革命、生産性革命、それぞれにおいてどのような新規事業や拡充事業が計上されておりますか。

I-②また、ボトムアップとトップダウンの事業は主にどのようなものがあるのか伺います。

予算編成においては、決算や類似都市との比較などから、富山市の財政状況を分析し対応策をとることも重要と考えております。

I-③標準財政規模という財政の身の丈を知ること、基金残高、市債残高、予算規模が認識できます。富山市の現状と課題をお聞かせください。

富山市の市民1人当たりの市債残高は58万円で、中核市の38万6,000円を大きく上回っております。また、平成28年度の実質公債費比率が12.9%で、中核市平均の6.8%を大きく上回っ

ております。

I-④ 1人当たりの市債残高と実質公債費比率が高い理由と今後の推移について伺います。

## II 次に、環境未来都市について伺います。

富山市では、今年度から第2次富山市環境未来都市計画がスタートしました。この計画において新たにSDGs（持続可能な開発目標）について盛り込まれたところであり、国においても、昨年11月に自治体SDGs推進のための有識者検討会で、「地方創生に向けた自治体SDGs推進のあり方コンセプト取りまとめ」が定められました。この中で、地方創生を一層促進する上で環境未来都市構想をさらに発展させ、新たにSDGsの手法を取り入れて戦略的に進めていくことが有効である旨が盛り込まれております。

昨年9月議会でも述べましたが、このたびSDGs推進事業費999万円が計上されております。

政府はすぐれた提案をする都市をSDGs未来都市として先導的な取組みをモデル事業として選定するとのことですが、

II-⑤改めてSDGs推進について御見解を伺います。

富山市は平成23年12月に環境未来都市に選定され、現在は、平成29年4月から平成34年3月を計画期間とする第2次富山市環境未来都市計画に基づき事業を推進しております。

II-⑥今後も先進的で独自性のある事業の推進を期待いたします。平成30年度の主な事業について伺います。

去る2月27日、森市長は上京され、UNCRD（国際連合地域開発センター）トレーニングコースの講義をされました。コンパクトシティ、LRT、公共交通を生かしたまちづくり等の内容とお聞きいたしました。

II-⑦講義をされての御所見を伺います。

また、去る2月12日、石井国土交通大臣が来県された折、市長は要望書を提出されました。第2次環境未来都市計画に位置づけられている路面電車南北接続事業の推進と橋梁の適正な維持管理・更新の推進についてであります。

老朽化する橋梁の維持管理をさらに推進するため、このたび橋りょう保全対策室を課に格上げされ常設組織とされることは大変評価しております。

II-⑧大臣への要望とその回答について御所見をお聞かせください。

## III 次に、中小企業支援について伺います。

国では、今後10年の間に平均引退年齢である70歳を超える中小・小規模事業所の経営者は約245万人となり、その約半数の127万人——これは日本の企業全体の約3分の1に当たりますが——が後継者未定となるとのことであり、現状を放置すると中小企業廃業の急増となり、2025年ごろまでの10年間、累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性があるとのこと、特に地方においては事業承継は深刻であります。

富山県が昨年12月に実施した調査では、経営者が60歳以上の約1,500社のうち、後継者が決まっていない会社は約4割を占めたとのこと。事業承継問題の解決なくして地方経済の再生、持続的発展はありません。

III-⑨ここで、富山市の現状と課題をお聞きします。

円滑な世代交代により生産性向上を図り、事業承継を後押しし、多様な経営引継ぎの形態に応じた次世代経営者の事業承継を加速させる必要があります。親族内での後継者確保が困難となる中、親族以外へ事業を承継するケースもありますが、中小・小規模事業所の場合は個人が事業を承継することも多く、事業者や株主等の資産を取得する際には資金調達の面が課題となります。

新年度政府予算案によると、都道府県ごとに事業承継ネットワークを構築し、企業の事業承

継・再編・統合を促進する支援を行うこととなっており、ネットワーク内での市町村の役割については事業承継支援策の立案が期待されております。

Ⅲ-⑩そこで、富山市の中小企業への今後の事業承継支援策について伺います。

去る2月9日、生産性向上特別措置法案が閣議決定されました。今後3年間を集中投資期間と位置づけ、中小企業の実現のため、市町村の認定を受けた中小企業の先端設備等導入計画に基づく設備投資を支援するとしています。

認定を受けた中小企業の設備投資については、臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じるとして、市町村の判断により新規取得設備の固定資産税が3年間ゼロから2分の1になるとのことであります。

Ⅲ-⑪この生産性向上特別措置法案が成立した際、国の導入促進指針に基づき、市は導入促進基本計画の策定が必要となりますが、策定されるのか伺います。

今国会での法案成立を期待しております。成立後には条例制定が必要となります。中小企業支援のため、その際はぜひ取り組んでいただきたいと思います。

Ⅲ-⑫必要となる条例の制定や改正について御見解を伺います。

#### Ⅳ 次に、共生社会の推進について伺います。

子どもや高齢者、障害者など、全ての一人一人の持つ可能性や能力を最大限に発揮できる社会という視点を政策の中心に、出発点にすることが重要であります。一億総活躍社会の実現、働き方改革、人づくり革命、生産性革命の目的もそこにあると考えます。

Ⅳ-⑬富山市では現在、第5期富山市障害福祉計画の策定に取り組んでおられますが、策定の趣旨、重点施策を伺います。

Ⅳ-⑭予算案に地域共生社会推進モデル事業に取り組むとしておられますが、改めてその背景、目指すものをお聞かせください。

#### 次に、子育て支援について伺います。

富山市は、母子の健康と子どもの健やかな成長のため、妊娠期から出産・育児までの切れ目ない支援に取り組んでおられます。昨年9月の一般質問で、全ての産婦に健康診査を実施すべきと質問したところ、このたび予算計上があり評価いたします。子育て支援のさらなる充実を求め、以下質問をいたします。

現在、7つの子育て世代包括支援センターにおいて、妊産婦・乳幼児の実情把握や相談に応じた情報提供・助言、支援プランの策定、また関係機関との連絡調整に取り組んでいただいておりますが、さらなる充実が求められます。

Ⅳ-⑮切れ目ない子育て支援体制を構築するに当たり、子育て世代包括支援センター事業が担う役割と今後の方向性を伺います。

Ⅳ-⑯産後の母子に心身のケアなどを行う産後ケア事業も好評であります。より利用しやすい環境を整える必要があると考えますが、御見解をお聞かせください。

#### 次に、障害児支援について伺います。

平成28年6月の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、新たな児童福祉法に基づき、富山市は平成30年度から平成32年度までの第1期富山市障害児福祉計画を策定することとなりました。障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援を基本理念とし、早期からの相談体制の強化など、支援の提供体制の整備を図るとしています。

Ⅳ-⑰成長段階ごとに切れ目のない障害児支援をどのように行っていくのか伺います。

Ⅳ-⑱第1期富山市障害児福祉計画の策定に当たり、医療的ケア児に対してどのような事業を推進されるのか伺います。

常時看護・介護をしておられる医療的ケア児を持つお母さんから、その兄弟の保育所入所の

相談を受けました。お母さんが在宅ということで、点数が低く設定されているため、入所が認められなかったのではないかと内容でありました。

富山市は、保育所等入所利用調整に関する基準を設けて入所決定を行っておられます。しかし、

IV-⑩24時間医療的ケア児の世話をしている母親等の実態を反映している点数にはなっていないのではないのでしょうか。基準点の見直しをする必要があると考えます。今後の取組みをお聞きいたします。

### 次に、ひとり親家庭へのサポートについて伺います。

ひとり親家庭支援の制度はとても幅広く、どのような制度があるかわかりにくいという声をよく耳にします。

IV-⑪利用できる制度やサービスが一目でわかり、気軽に問合せのできるような内容になっている配布物を作成すべきと考えます。

無機質のただの配布物ではなく、ひとり親への心配りがにじむものを望みます。御見解を伺います。

また、

IV-⑫今回の予算案で拡充された母子家庭等自立支援事業についてお聞かせください。

### 次に、高齢者対策について伺います。

人口減少や少子・高齢化が進む中、日本が将来にわたり活力を維持するには、高齢者の力が欠かせません。政府は、高齢社会施策の指針として、概ね5年ごとに見直している高齢社会対策大綱を決定しました。掲げたのは年齢に関係なく活躍できるエイジレス社会、すなわち65歳以上を一律に高齢者とみなす考え方からの大きな転換であります。

そこで欠かせないのは就労環境の整備であります。定年や継続雇用を延長する企業への支援、パソコンなど情報通信機器を使い、場所を選ばず働けるテレワークの拡大といった取組みが必要になると考えます。

IV-⑬柔軟な働き方が可能となるよう、富山市としても定年・雇用延長の企業支援、求人開拓、起業資金調達など、意欲ある高齢者が経済社会の担い手として活躍できる環境の整備促進を進めるべきと考えます。現状と今後の取組みをお聞かせください。

国立社会保障・人口問題研究所が本年1月に発表した世帯数の将来推計によると、2040年には単身世帯が全世帯の約4割に達し、単身世帯に占める65歳以上の割合は45%に達すると予測されております。ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせる工夫がさらに必要となります。

IV-⑭ひとり暮らし高齢者への支援策について主な事業をお聞きします。

最近、全国的に火災で亡くなるひとり暮らし高齢者のニュースをよく耳にします。⑮ひとり暮らし高齢者への火災予防対策について伺います。

### V 次に、健康まちづくりについて伺います。

このたび、条例改正として戦略的なまちづくりを推進しようと、

V-⑯都市整備部を「活力都市創造部」、そして「活力都市推進課」を新設する案が提出されております。

まず、その目的について伺います。

散歩やウォーキングなど、歩くことは健康保持、生活習慣病の予防・改善など、健康寿命の延伸になります。歩いて暮らせるまちづくり、自然と歩きたくなるまち、歩いて元気になるまち等、歩くこととまちづくりを一体的に捉え、健康づくりと融合した包括的な魅力あるまちづくりを組織横断的に取り組むことが重要であると考えます。

V-⑰「健康まちづくりの推進」について、どのように取り組まれるのか伺います。

V-⑲また、ヘルスケア推進事業費が計上されておりますが、健康寿命の延伸、医療費削減等どのように強化していこうとお考えなのか、お聞きいたします。

昨年、市議会として富山市歯科医師会による研修会が開催されたのをきっかけに、会派視察として、豊島区池袋保健所と豊島区口腔保健センター「あぜりあ歯科診療所」を視察してまいりました。豊島区は、23区で唯一消滅可能性都市になるかもしれないとの不安から、女性にやさしいまちづくりを目指し、結婚・出産・育児と切れ目ない支援を掲げ、歯科口腔の取組みとしても強化を図ることとされたそうであります。

平成24年に歯と口腔の健康づくり推進条例を制定、平成26年には推進計画も策定され、1歳児歯科健診の導入や、歯科医師、歯科衛生士、保健師、栄養士など多職種がICTを活用した連携により実績を上げておられます。

さらに、豊島区口腔保健センター「あぜりあ歯科診療所」は、区の歯科医師会が運営し、障害者診療、訪問診療、歯科衛生相談、休日診療の4つの役割を担って、ワンストップで対応、働く環境を改善し、歯科衛生士の確保にも努めておられました。

近年、歯周病と糖尿病など全身の疾患との関係が明らかになり、歯と口腔の健康が全身の健康に大きく寄与していることがわかってきております。健康診査事業費として歯周疾患・口腔がん検診事業費が計上されておりますが、

VI-⑳歯と口腔の健康づくりをどのように推進していくのか、推進計画を策定するなどさらに強化すべきと考えますが、今後の取組みをお聞きいたします。

## VI 最後に、教育環境の充実について伺います。

児童・生徒が安全で快適に学ぶことができる教育環境の改善は、常に取り組んでいかなければなりません。学校施設は児童・生徒の学習の場であることはもちろん、地域コミュニティの拠点でもあり、災害発生時には地域住民の避難所としても活用されます。

我が国では東日本大震災以降、一昨年の熊本県において県の中部を走る断層帯を震源とする震度7の連続する地震が発生しております。富山市においても、早期に小・中学校の学校施設の耐震化を達成するとともに、地震の揺れによる落下被害を防ぐため、天井や窓ガラスなどの非構造部材についても耐震化を進め、安全の確保を図っていかなければなりません。

また、児童・生徒が快適な学校生活を送るため、老朽化したトイレの改修や洋式化、さらに普通教室等へのエアコン設置など、学校施設の環境改善も必要であります。

VI-㉑安心して子育てができ、高齢者や障害者も集える環境を確保するため、学校施設の老朽化対策や防災機能の強化、バリアフリー化等は欠かせません。今後のスケジュールについてお聞かせください。

新学習指導要領によると、平成32年度から小学校においてプログラミング教育が実施されることになっておりました。そのことについては

VI-㉒答弁がありましたので割愛をさせていただきます。

国では、学校における働き方改革に関する緊急対策の中で、教職員の負担軽減を図り授業に専念できるよう、学校運営に必要な多様な専門スタッフや民間指導者等の外部人材を配置し、その人材が専門性を発揮しながら業務を担うことができるよう、積極的な参画を促進していくことを求めています。そのスタッフとして、スクールロイヤー、部活動指導員等が挙げられておりますが、スクールロイヤーについては、行政管理課に配置されている法務専門監に指導・助言を受けながら対応に当たるとのことですが、

VI-㉓部活動指導員配置事業を来年度より実施することになっております。

今後どのように部活動指導員を活用していくのかお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

## 森市長答弁

公明党を代表されましての堀江議員の御質問にお答えします。

私のほうからは、基本的な事項についてお答えし、その他の事項につきましては教育長及び担当部長から答弁を申し上げます。

I-①新年度予算について、あえて国の予算の人づくり革命及び生産性革命に相当すると見ての新規事業はどのようなものがあるかとお尋ねです。

人づくり革命や生産性革命というものを意識して予算をつくっているわけではないのですが、それに相当するだろうと思うものをピックアップしたいと思います。

国では、経済の好循環をより確かなものとし、持続的な経済成長をなし遂げるための鍵は少子・高齢化への対応であり、この最大の壁に立ち向かうためには、人づくり革命と生産性革命を車の両輪として取り組んでいく必要があるとの認識から、平成30年度予算においては、保育の受け皿拡大などの人づくりのための事業や、地域の中小企業による設備や人材投資等の促進を図ることにより生産性を高める事業を重点項目として予算を編成されたところであります。

私はかねてからこの少子・超高齢化に強い危機感を持ってきたところであり、人口減少の流れの中にあって人口を吸引する力のあるまちづくりを行うには、まずは雇用機会を充実させることが大変重要であると考えてきました。雇用機会を充実させ、人口を吸引するため、企業の誘致や産業の強化に取り組んできたところであります。

さらに、この企業誘致を図るためには、子どもたちや子育て世代が安心して生活できる環境を整備することが重要であり、子育て環境が充実していれば企業経営者が本市に進出するという決断ができ、また、本市に転勤を命じられた従業員の方が、単身ではなく家族と一緒に過ごしていただけることにつながるからであります。

これらのことを踏まえ、昨年度から、全国初の地方自治体直営の産後ケア応援室などからなる富山市まちなか総合ケアセンターを開設いたしました。

また、少しでも多く子どもたちや子育て世代が安心して生活ができるよう、平成26年度から、生活保護世帯や児童養護施設子どもたちが進学する場合に、篤志による寄附を財源として、返済を要しない奨学金を支給することとしました。

さらに、平成27年度からは、ひとり親家庭の学習支援をはじめとする、ひとり親家庭支援事業を行うなど、他都市に先駆けて子育て環境の充実策にいち早く取り組んできたところであります。

平成30年度予算においても、これまでの取組みを踏まえた新規・拡充事業を盛り込んでおります。

まず、国の施策の人づくり革命に相当する事業としては、1つに、保育の受け皿として期待されている企業主導型保育事業所の設置に対する市単独の支援の実施、2つに、放課後児童健全育成事業について国の補助制度を活用するとともに、市単独の新たな補助制度を加え、1億1,200万余円という思い切った予算とした民間の施設開設に対する支援の実施、3つとして、ひとり親家庭の中学生を対象とした学習支援箇所の2カ所から3カ所への拡大、4つとして、小・中学校における外国語指導助手（ALT）を6名増員するとともに、ネイティブスピーカーも1名増員、5つとして、小学校で平成32年度から実施される新学習指導要領のプログラミング教育に向けた教員の指導力向上のための研修会などの実施、6つとして、一般就労を希望する障害者と一般企業とのマッチングを行うためのコーディネーター2名の配置などの新規・拡充事業を盛り込んでおります。

また、国の施策の生産性革命に相当する雇用機会の充実や産業の強化のための事業としては、1つとして、昨年設置したスーパーシニア活躍促進人材バンクにおける一層の雇用のマッチング強化のための高年齢者雇用促進アドバイザーの配置、2つとして、介護が原因となる離職を防止するため、事業所内における通所介護サービスの送迎待機場所の設置に対する支援の実施、

3つとして、子育て中の親が就労を継続できるようにするため、テレワークができる環境を整備しようとする社会福祉法人等への支援の実施、4つとして、現在、中小企業で大きな問題となっている後継者不足への対応として、企業が事業承継を行うに当たり本市の融資制度を利用する場合の利子の全額助成、全ての企業団地が入居済みとなり、新たな企業を誘致するため、平成29年度の用地取得に引き続き、第2期呉羽南部企業団地の造成工事の着手、6つとして、本市の農林産物の付加価値を一層高めるための農林産物のブランド化や輸出戦略プランの策定などの事業を盛り込んでおります。

今後とも、さまざまな施策で都市の総合力を高めることにより、全ての世代から選ばれるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

II-⑥次に、SDGs推進について見解を問うにお答えいたします。

SDGsは、国連サミットにおいて、193全ての国連加盟国が合意し、2030年までに達成すべき課題とその具体的目標をあらわしたものであることから、単なる開発途上国のみに対する支援の目標ではなく、先進国を含む全ての国々における貧困や不平等、不健康等の撲滅や環境衛生の改善を図るもの、いわば人々のQOLを向上させる目標であるものと認識しております。

また、SDGsの理念は、持続可能な開発を達成する上で重要とされる経済、社会、環境の3つの価値を調和させるものであり、環境や超高齢化等の課題解決に向けて、世界に類のない成功事例を創出していく環境未来都市として、本市の将来像と軌を一にするものと考えております。

今年度からスタートしている第2次総合計画をはじめ第2期環境基本計画、新たな中心市街地活性化基本計画などの各種計画における取組みは、SDGsの目標の達成においても大きく貢献できるものと考えており、本市では、時代の変化や社会の要請に柔軟かつ迅速に対応し、現在市民だけではなく将来市民の利益も絶えず意識しながら、SDGsの目標11に掲げる持続可能なまちづくりに取り組んでいるところであります。

SDGsは、その理念を踏まえると、個別の目標のみならず、分野横断的な取組みの展開によってシナジー効果が発揮されることになることから、環境未来都市、環境モデル都市等の各種計画の熟度を高め着実に実行することで、地域の特性や魅力を高めた総合力の高いまちづくりが実現するものと考えており、そのためにも、本市として自治体SDGsの推進に積極的に取り組んでいく必要があるものと考えております。

II-⑦次に、国際連合地域開発センタートレーニングコースの講義についての所見をお答えいたします。

国際連合地域開発センター主催によるこのトレーニングコースは、アジアの鉄道における課題への対処や発展途上国の鉄道交通システム構築の促進を目的として開催されました。

私は、昨年10月に同センター主催によりタイで開催されたアジアにおける環境的に持続可能な交通研修に講師として参加した後に、再度講義を行ってほしいとの要請があったことから参加したものです。

このトレーニングコースには、アジアを中心とした15の国の交通政策担当者が参加し、当日は20分程度の講義でありましたが、熱心に聞き入る姿に、本市のコンパクトシティ政策への関心の高さをうかがうことができました。

また、国連関係者からは、今後、環境的に持続可能な交通に関する会議や学会の富山市での開催を検討したいとのコメントをいただき、大変名誉なことと感じておりますし、改めて国連において本市のコンパクトシティ政策が高く評価されていることを実感したところであり、今後も国際的な評価に応えられるよう、コンパクトシティ政策を軸として、福祉、医療なども含めた包括的な施策を着実に展開してまいりたいと考えております。



II-㊟最後に、路面電車南北接続事業の推進、橋梁の適正な維持管理・更新の推進に関する国土交通大臣への要望と回答に対する所見はとの問いに答えます。

去る2月12日、石井 啓一国土交通大臣が来県された際、本市が取り組んでいる路面電車南北接続事業や橋梁の維持管理・更新におけるこれまでの国の支援に対し感謝を申し上げるとともに、引き続きの支援について要望したところであります。

これに対し大臣からは、「富山市のコンパクトなまちづくりに関する取組みは、国内のみならず海外からも大きな評価を受けており、その中枢を担う路面電車南北接続事業の果たす役割を大いに期待している。また、橋梁など社会インフラの老朽化への対応は、我が国にとって将来にわたり安全・安心で豊かな国民生活や社会経済活動を確保する上で急務であり、橋梁トリアージなどの取組みは先進的な事例である」との評価をいただき、これらの取組みに対し国としても支援していきたいとする趣旨の回答をいただきました。

本市といたしましては、路面電車南北接続事業や橋梁の維持管理・更新などの取組みに対しこのような評価、回答をいただいたことは大変心強く感じており、今後も両事業をはじめとする取組みを着実に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

## 宮口教育長答弁

VI-㊟教育環境の充実についてお尋ねのうち、学校施設の老朽化対策や防災機能の強化、バリアフリー化等について、今後のスケジュールを問うにお答えいたします。

学校施設の老朽化対策については、従来から総合計画に位置づけ、耐震化とあわせた大規模改造や改築により計画的に進めてきているところであります。

また、防災機能については、建設中の浜黒崎小学校では、津波対策として外部から屋上へ避難できる階段を設置、新庄小学校では、防災担当課のマンホールトイレ設置への協力など、地域からの要望や関係部局とも協議しながら対応してきており、バリアフリー機能についても、改築や大規模改造の際に多目的トイレや手すり、スロープを設置するなど学校施設の環境改善に努めております。

災害時の避難所となる体育館についても、改築などの機会を捉えてバリアフリー機能を導入するとともに、窓には強化ガラスを使用して、万一割れた場合でも鋭利な破片とならないようにしております。

また、地震発生時に落下の危険性があるつり天井については、統合校建設予定の中学校2校を除き、平成30年度に予定をしている芝園及び山室中部小学校の体育館2棟の改修をもって予定どおり完了するものであります。

今後のスケジュールであります。現在は学校施設の耐震化完了が最優先であることから、目標年次の平成33年度末までの耐震化率100%達成を目指し、事業の一層の促進を図っているところであります。

普通教室等へのエアコン設置につきましては、平成29年度に中学校の調査を行っており、平成30年度からは小学校の調査に取りかかることとしております。

VI-㊟次に、今後どのように部活動指導員を活用していくのかにお答えいたします。

平成29年3月に学校教育法施行規則の一部が改正され、教員の部活動指導に係る時間の軽減や指導経験のない部活動の指導による心理的負担の解消、生徒の技能の向上等を目的として、中学校への部活動指導員の配置がこの4月から可能となりました。

その職務といたしましては、1つに、専門性の高さを生かして技術指導を行うこと、2つに、生徒が安全に部活動に取り組めるように、活動場所や使用する用具等の点検や管理を行うこと、3つに、年間を見通して部活動を行うための指導計画を立て、指導方法や部活動運営の成果と

課題を報告書にまとめることなどであり、顧問の教員がいなくても一人で指導することが可能であります。

また、部活動指導員は市の定数外職員として採用することとしており、平日の週3日、1日当たり2時間の勤務となっております。

市教育委員会では、まずは来年度、部活動指導員を5校に1名ずつ配置する予定にしており、活動面や運用面における成果や課題の検証を行いながら、部活動指導員の配置が有効とわかれば、順次事業を拡大し、教員の負担軽減につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

## 奥村財務部長答弁

I-②まず、予算編成について、新年度予算案について御質問のうち、ボトムアップとトップダウンの事業はどのようなものが計上されているのかにお答えいたします。

本市の予算のうち継続事業は、事業を始めたときの経緯は別として、各部局において翌年度の必要額を見積もって予算要求を行っていることから、一般的にはボトムアップ型の予算と言えると思います。

新規事業や拡充事業につきましては、職員の創意工夫や組織横断的に構成されたタスクフォースの提案によりボトムアップ型で予算化される事業がある一方で、市長の着眼と発想によりトップダウン型で作り出される事業もあり、これらの新規・拡充事業が予算の華となり目玉事業となっているものでございます。

平成30年度予算の新規・拡充事業などのうち、まずボトムアップ型の事業といたしましては、育児用品を詰め合わせたベビーボックスの配布、C i C 5階における中央児童館の開設、放課後児童健全育成事業の開設に係る新たな市単独の支援の実施、国際規模のコンベンションの誘致を促進するため、歴史的建造物などを会議会場とするユニークベニユーの実施に向けた調査・研究費などを計上しております。

次に、トップダウン型の事業といたしましては、1つには、ふるさと納税として、寄附をしていただいた市外の方への体験型の返礼品や特産品の送付の開始、2つには、全ての企業団地が入居済みとなり、新たな企業を誘致するための第2期呉羽南部企業団地の造成工事の着手、3つには、プログラミング教育に向けた教員の指導力の向上などを計上しております。

このようなボトムアップ型の予算とトップダウン型の予算が一体となって、本市の予算が成り立っているものでございます。

I-③次に、標準財政規模の類似都市との比較で本市の財政状況を分析することが重要であり、基金残高や市債残高、予算規模についての本市の現状と課題を問うにお答えいたします。

本市の標準財政規模は1,000億円余りであるため、中核市のうち標準財政規模が本市とほぼ同規模と認められる1,100億円から900億円の間である金沢市や長崎市など、本市を含めた13市と比較を行ってみました。

まず、基金残高につきましては、ほとんどの自治体が保有している財政調整基金と減債基金の残高の標準財政規模に対する割合を比較しますと、平均が16.1%、本市は10.2%と、少ないほうから2番目であります。

次に、市債残高の標準財政規模に対する割合につきましては、平均が180.1%で、本市は242%と多いほうから3番目となっております。

最後に、予算規模の標準財政規模に対する割合につきましては、平均が181.3%で、本市は155.7%と最も少なくなっております。

比較した結果は以上のとおりであります。基金につきましては、本市は類似都市の平均より少ないですが、市町村合併後、リーマンショックの影響などで大きく残高が減ってきていた

ところ、決算剰余金などの積立てに努めることによって、近年になって合併前の水準まで回復させたものであります。

市債残高については、本市は類似都市の平均よりも多いですが、全会計の残高は、公共下水道事業債の償還が進んでいることから、今後とも減少傾向になると見込んでいるところであります。

予算規模については、本市は類似都市の中で最も小さくなっておりませんが、他都市の予算の内容を見ても、企業に対する貸付額の一定割合を歳出予算に計上していたり、生活保護受給者が多いために、国の補助金を財源とした生活保護費が膨らんでいるなど地域ごとの特殊事情の影響が大きく、標準財政規模と予算規模との比較結果から評価を加えることは困難であります。

今後の課題といたしましては、決算剰余金などを活用し、基金残高の維持・増加に努めるとともに、市債残高の抑制に努めることが財政健全化につながるものであります。

しかし、一方で、都市の魅力を高めるための投資を行うことも重要であります。将来に向けた投資を行い市債を発行する場合、それに見合った資産が形成されますので、将来世代にもその市債の償還に協力をいただくということにつながります。

これらのことを踏まえ、今後とも本市財政全体のバランスを考慮しつつ、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

I-④次に、本市の1人当たりの市債残高と実質公債費比率が高い理由及び今後の推移について問うにお答えいたします。

本市の一般会計の市債残高が他の中核市と比べて大きくなっている理由につきましては、1つには、市町村合併後の新市における均衡ある発展を目的として、合併特例債を活用し道路、学校、公民館などを整備してきたことがあります。2つには、北陸新幹線の開業に伴う建設負担金や富山駅周辺整備を行ってきたこと、3つには、他の中核市と比べて多くの再開発事業が行われており、その補助金の財源として市債を発行してきたことなどがあります。

また、企業会計において下水道の整備を短期間で積極的に行ってきたことから、市全体の市債残高も他の中核市と比べて大きくなっております。

次に、標準的な財政規模に占める公債費等の割合を示す実質公債費比率が他の中核市と比べて高い理由といたしましては、先ほども申し上げましたが、合併特例債の活用や新幹線関連の整備、再開発事業への補助の実施、短期間での下水道の整備などに充てた起債が大きかったことのほか、富山地区広域圏事務組合のクリーンセンターの整備に充てた起債の償還に対する負担金が大きかったことなどがあります。

特にこれらのことがここ20年ぐらいの間に重なったことが、他の中核市と比べて市債残高が大きかったり、実質公債費比率が高い原因になっていると考えております。

次に、今後の市債残高の推移につきましては、一般会計においては、過去の起債の償還が進む一方で、路面電車の南北接続事業や市街地再開発事業への支援、学校施設の耐震化、道路・橋梁等の老朽化対策などに引き続き取り組む必要があること、さらには、臨時財政対策債の発行を考慮しますと、市債残高は当面の間、横ばい傾向で推移するものと見込んでおります。

一方、特別会計や企業会計においては、農業集落排水事業や公共下水道事業に係る市債の償還が進んでいくことから、市債残高は減少傾向で推移するものと見込んでおります。

これらのことから、現在のところ、市全体の市債残高については緩やかな減少傾向で推移するものと見込んでおります。

また、実質公債費比率の今後の推移につきましては、公共下水道事業会計の起債残高の減少や広域圏事務組合への負担金が減少することが見込まれることから、徐々に改善するものと見込んでおります。

今後とも、予算編成に当たりましては、市税等の一般財源の確保に努めるとともに、市債の

発行をできる限り抑制し、また、発行に当たっては、交付税措置のある有利な起債の活用を図るなど、市債残高の減少と公債費負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

Ⅲ-⑫次に、中小企業支援についてお尋ねのうち、生産性向上特別措置法案の成立に伴い実施される固定資産税の特例措置を講じる場合、必要となる条例の制定や改正についての見解を問うにお答えいたします。

平成30年度の税制改正の1つといたしまして、生産性向上特別措置法の成立後、市町村が条例で中小事業者等の新たな設備投資に係る固定資産税を軽減することを定めた場合には、3年間税額が軽減される特例措置が創設され、現在、国会で審議中であります。

軽減後の固定資産税がゼロから2分の1の範囲となるように条例で定めることとされていますが、固定資産税の減取分の75%が交付税で措置されるとともに税額がゼロとなるように定めた場合、中小事業者等が国の補助金の優先採択を受けることができることとされております。

本市といたしましては、中小事業者などの新たな設備投資を後押しする観点から、軽減後の固定資産税がゼロとなるよう市税条例において定めてまいりたいと考えており、国会で法案が成立した際には、必要となる市税条例の改正に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

## 伊藤環境部長答弁

Ⅱ-⑥環境未来都市について、平成30年度の主な事業内容を問うにお答えをいたします。

平成29年3月に策定いたしました第2次富山市環境未来都市計画には、第1次計画から継続するものと新規を含む15の事業を位置づけており、これらを実施するため、産民学と市で構成するプロジェクトチームを順次設置し、事業化に向けて取り組んできているところでございます。

計画の2年目に当たる平成30年度の主な事業内容といたしましては、1つには、LRTネットワークの形成事業では、2020年春の開業を目指す路面電車の南北接続事業の第2期工事の開始、2つには、再生可能エネルギーを活用した農業活性化事業では、営農サポートセンターに今年度末に追加導入する地中熱ヒートポンプを活用した農作物の栽培実証及び再生可能エネルギーの見える化の実施、3つには、エゴマ6次産業化による多様なビジネスの推進事業では、新たな地域ブランド名である「富山えごま」のPRや、イタリアをはじめとする日本産食材サポーター認定店の拡大を目指した展開、市民普及を図るイベントや種子の無料配布、4つには、水素エネルギーの利用促進による持続可能な社会システムの構築事業では、エネルギー関連事業者らが進める水素エネルギー普及事業に対する支援、5つには、環境未来都市とやまのパッケージ化による都市間連携の推進事業では、インドネシアやマレーシアの都市における再生可能エネルギーの普及などを目的とした連携促進などであります。

また、これら以外の事業につきましても、進捗に差はあるものの、プロジェクトチームの場で検討を重ねるなど、事業化に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。

いずれにいたしましても、本市といたしましては、環境未来都市として取り組むべき課題は、環境や超高齢化への対応など極めて重要な課題であると認識しており、今後も先進的で独自性のある各種事業を着実に推進していくことにより、持続可能な経済社会構造の実現を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

## 上谷商工労働部長答弁

Ⅲ-⑨中小企業支援についての御質問のうち、中小企業の事業承継に関して、本市の現状と課題を問うにお答えします。

生産年齢人口の減少や消費活動の縮小などにより経済活動の停滞が懸念される中、中小企業が廃業することなく事業を円滑に引き継いでいただくことは、地域経済を維持し、雇用の確保や技術の承継、さらには税収の確保にもつながることなどから、市内中小企業が事業承継を着実に進めていただくことは重要であると考えております。

本市では、市内中小企業を対象とした事業承継に関する調査は実施しておりませんが、県では昨年12月に、県内中小企業の60歳以上の経営者5,000人を対象にアンケート調査を実施しており、県内の事業所数に対する本市の占める割合は約4割であることから、このアンケート結果についても、本市の現状と概ね同様の状況であると考えております。

そのアンケート結果によりますと、回答のあった約1,500件のうち37.6%が後継者が決まっていなかったことや、事業の継続を考えている経営者のうちの44.1%が事業承継への準備ができていないなど、事業承継への取組みが遅れているのではないかと懸念しております。

さらに、事業承継に必要な期間が5年以内と考えている経営者が6割以上となっておりますが、中小企業庁が公表している事業承継ガイドラインによると、事業承継には後継者の育成期間も含めて5年から10年を要するとされております。

このアンケートの調査対象が60歳以上の高齢であることを考えると、事業承継に必要な期間を適切に認識されていないことは問題であり、事業承継に早くから取り組む重要性を経営者に周知していくことが必要であると考えております。

Ⅲ-⑩次に、本市の中小企業への今後の事業承継支援策について問うにお答えします。

企業が事業承継を確実に進めるためには、経営者に早くから事業承継に取り組んでいただくとともに、事業承継に取り組む場合には、専門家によるアドバイス等の支援を適時に受けられることが重要であると考えております。

このため本市では、商工会議所や商工会、金融機関等で実施されている事業承継に関するセミナー等のPRに努め、経営者の意識啓発を行っております。

なお、事業承継や企業間でのM&Aを推進するためには、市町村の範囲を超え、県下全域で広域的に企業や人材の情報を集積させ活用していくことがより効果的であります。

こうした中、アドバイス等の支援につきましては、公益財団法人富山県新世紀産業機構が富山県事業引継ぎ支援センターに事業承継に係る専門家や相談員を配置し、後継者がいない、事業承継に不安がある等の事業承継全般に関する相談を行うなど、事業承継における課題解決への取組みを支援されており、本市へ事業承継に関する相談があった場合には富山県事業引継ぎ支援センターを紹介しているところであります。

本市としましては、事業承継においての相談に関する体制は概ね整ってきていると考えておりますが、一方では、事業を承継する際に、知的資産や既存施設、株式等の取得に関する資金調達が必要となるケースが想定されることから、本年4月より、事業承継に必要な経費の調達のため、本市の融資制度を利用された方を対象に、利子の全額を助成し、実質無利子とする富山市事業承継支援補助金を新たに設け、中小企業の円滑な事業承継を支援してまいりたいと考えております。

Ⅲ-⑪次に、生産性向上特別措置法案が成立した際、国の導入促進指針に基づき、市は導入促進基本計画を策定するのかにお答えします。

生産性向上特別措置法案につきましては、現在、国会で審議中ではありますが、法案が成立した際には、特例措置の対象となる設備投資は、市町村が策定する先端設備等の導入促進基本計画と合致する企業の導入計画に基づくものとされておりますので、国の動向を注視し、導入促進のための指針が示されれば、速やかに導入促進基本計画を策定し、このたびの特例措置とと

もに中小企業に周知してまいりたいと考えております。

IV-②次に、共生社会の推進についての御質問のうち高齢者対策について、定年・雇用延長の企業支援、求人開拓、起業資金調達など、本市において高齢者が活躍できる環境整備を促進すべきと考えるが、現状と今後の取組みについて問うにお答えします。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律では、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に定年制の廃止や定年の引上げ、継続雇用制度の導入のいずれかの措置を講じるよう義務づけており、平成29年6月現在、従業員31人以上の県内企業におきましては99%が実施済みであり、ほぼ全ての企業において法で定める雇用確保措置がとられております。

しかしながら、少子・超高齢社会の進展などにより生産年齢人口が減少する中、企業が生産性を維持・拡大していくためには、法で定める65歳という基準を超える就労環境の整備が求められることから、国におきましては、65歳以上への定年の引上げや定年の定め廃止等の措置を実施する企業に対し奨励金を交付するなど、企業の積極的な高齢者の雇用を支援しており、本市といたしましても、市ホームページへの掲載や企業訪問等を通じて、市内企業に対し国の支援策の周知に努めております。

また、本市におきましては、市庁舎内に設置した富山市無料職業紹介所や富山市スーパーシニア活躍促進人材バンクにおいて、高齢者のニーズに応じた就労機会の創出に努めるとともに、65歳以上の高齢者を新たに雇用した企業に対する奨励金を交付することにより、高齢者の雇用の促進に努めております。

さらには、65歳以上の高齢者が創業される場合の初期費用の負担を軽減するため、新産業支援センター等の創業支援施設の使用料を最大1年間助成する制度や、創業者支援資金融資制度の活用等により、高齢者が起業しやすい環境整備にも努めているところであります。

今後生産年齢人口の減少が続くことが予想されていることから、本市といたしましては、働き手となる高齢者のさらなる発掘や企業ニーズの掘起こしにより、マッチング支援の体制強化を図るため、スーパーシニア活躍促進人材バンクに市内企業経営者との人脈や高齢者雇用の知見を持つ高齢者雇用促進アドバイザーを新たに配置し、高齢者が活躍できる環境整備を促進してまいりたいと考えております。

また、65歳以上の高齢者の方は、そのほとんどが公的年金を受給されていることから、フルタイムでの就労ばかりではなく、例えば週3日の就労やパートタイム等の多様な勤務形態での働き方を提案していくことも重要ではないかと考えております。

このため本市においては、就労に伴う収入の年金額への影響のほか、健康保険をはじめとする社会保険料、税金がどうなるのかなどについて、社会保険労務士等の専門家の御意見をいただきながら研究することとしており、高齢者の方が今後のライフプラン等を踏まえ、どのように働くことが自身にとって最良となるのか考えていただくための有意な情報を提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

## 西田福祉保健部長答弁

IV-⑬初めに、共生社会の推進についての御質問のうち、まず第5期富山市障害福祉計画の策定の趣旨、重点施策についてお答えをいたします。

第5期富山市障害福祉計画は、障害者基本法の理念やノーマライゼーション社会の実現を目指す富山市障害者計画を踏まえ、第1期富山市障害児福祉計画と一体的に策定したものであります。

本市の障害福祉施策における課題といたしましては、1つに、障害者の親亡き後の生活に対する不安をはじめ、虐待や差別など障害者の権利擁護等について、身近な地域で相談できる体制を推進すること、2つに、障害者が住みなれた地域で生活していくために、地域での見守り支援体制やグループホーム等の住まいの場の整備を推進すること、3つに、障害者にとって、働くことが単に経済的側面だけではなく社会参加や生きがいにつながることから、障害者の就労支援を推進すること、4つに、子ども、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り高め合う地域共生社会を推進することなどがあると考えております。

こうした課題を踏まえ、本計画における重点施策といたしましては、1つに、基幹相談支援室の機能強化や地域を基盤とした相談体制づくりなど相談支援体制の充実、2つに、グループホームの整備促進や地域生活支援拠点等の整備など在宅生活の基盤整備、3つに、福祉的就労から一般就労への推進や工賃向上など就労支援の促進、4つに、我が事・丸ごとの地域づくりなど、地域共生社会の推進の4つを位置づけております。

本市といたしましては、本計画を着実に推進し、障害者が住みなれた地域で安心して生活でき、障害のある人もない人も、誰もが互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

IV-⑭次に、地域共生社会推進モデル事業に取り組むとしているが、背景、目指すものを問うにお答えをいたします。

社会保障制度はこれまで、子ども、高齢者、障害者など対象ごとに、また生活に必要な機能ごとに整備が図られてきましたが、人口減少、超高齢社会では、複雑で複合的な課題を抱えた人の増加や介護の担い手の減少等が見込まれることから、公的支援の縦割りから丸ごとへの転換、いわゆる我が事・丸ごとの地域づくりが重要と言われております。

こうした中、お尋ねの地域共生社会推進モデル事業につきましては、これまでの制度や分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、子ども、高齢者、障害者、その家族など、地域のあらゆる住民が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしや生きがい、地域をともに作り高め合うことができる地域共生社会の実現を目指すために、国の補助金を活用し、平成30年度から3カ年の計画で実施することとして、今定例会に提出しているところであります。

具体的には、育児、介護、障害、貧困や、これらが複合化・複雑化した課題を包括的に受けとめる総合的な相談体制づくりを図るため、1つには、保健福祉センターにおける包括的総合相談窓口の設置、2つに、複合的・複雑な相談に対応する人材の育成、3つに、縦割りを丸ごとへ転換していくための部局横断的な会議の開催や、学識経験者等で構成する「我が事・丸ごと研究会」の設置など、包括的支援体制構築事業に取り組むこととしております。

また、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを図るため、1つに、地域ぐるみで妊婦や子育て中の母親を支援する地域づくりを推進するための「まちぐるみ子育て応援事業」、2つに、医療的ケアを必要とする障害児及び家族が安心して生活するための「医療的ケア児支援事業」、3つに、地域住民が、地域の課題を我が事・丸ごとと受けとめ、地域づくりを推進する「わがまち・わがごと・まるごとモデル地域事業」など、地域力強化推進事業にも取り組むこととしております。

本市といたしましては、市民、企業とも協働しながら、このモデル事業にしっかり取り組み、

地域共生社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

IV-⑦次に、障害児支援についてお尋ねがございましたうち、まず、成長段階ごとに切れ目ない障害児支援をどのように行うのかにお答えをいたします。

現在策定中の第1期富山市障害児福祉計画においては、切れ目のない一貫した支援を施策に位置づけております。本計画では、学齢期への移行時、進学時、卒業時において支援のつながりが途切れるおそれがあることから、関係者の連携を強化するとともに、気づきの段階から適切な支援につなぎ、ライフステージに応じて切れ目のない支援に努めることとしております。

具体的には、1つに、障害児とその保護者が安心して地域で生活するための障害児通所支援等サービス事業者などのネットワークの構築、2つに、学校卒業後も地域で健やかに成長していくための学校から地域への連携強化、3つに、発達が気になる子や障害児とその保護者が適切なサービス等を受けるための障害児施策の周知・啓発、4つに、災害時に適切なケアを安定して受けるための障害のある子どもに対する防災対策の4つの柱で取り組むこととしております。

また、これらの取組みにつきましては、まちなか総合ケアセンターのこども発達支援室を拠点として、ライフステージに応じた一貫した切れ目ない支援や、医療、保健、福祉、教育、雇用などの各分野の関係機関の連携した支援、さらには、身近な地域における支援を推進してまいりたいと考えております。

IV-⑧次に、第1期富山市障害児福祉計画の策定に当たり、医療的ケア児に対してどのような事業を推進するのかにお答えをいたします。

本市では、在宅で生活する医療的ケアを必要とする障害児は、平成29年5月現在、障害児通所支援等サービス支給決定者のうち24人となっており、年々増加傾向にあります。

本市の医療的ケア児の課題といたしましては、1つに、医療的ケア児への接し方や保育の仕方についての理解が深まっていないこと、2つに、保育所や学校、サービス事業所等の受入れ体制が整っていないこと、3つに、関係機関の連携体制が十分ではないことなどがあると考えております。

このような中、第1期富山市障害児福祉計画の策定に当たっては、特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備を施策の1つに位置づけ、平成30年度から医療的ケア児支援事業に取り組むこととしております。

具体的には、1つには、障害児通所支援事業者や保健師、保育士を対象とした医療的ケア研修会の開催、2つには、医療的ケア児を受け入れる保育所や小学校、中学校等をサポートするための看護師の派遣、3つには、医療的ケア児や家族のリフレッシュを目的とした社会体験や家族同士の交流の場の提供、4つには、保健、医療、福祉、教育、保育などの各関係者が情報を共有し、課題解決に向けて協議を行うための連携体制の整備など、県や市医師会等と連携し、身近な地域における医療的ケア児への支援体制づくりを推進してまいりたいと考えております。

IV-⑨次に、高齢者対策についてお尋ねがございましたうち、ひとり暮らし高齢者への支援策について主な事業を問うにお答えをいたします。

本市では、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方々が、地域で不安や孤立を感じることなく、安心して在宅生活を送れることが大切であると考えております。このことから、市民の約88%が半径2キロメートル圏内に居住しており、中核市で最も多い32カ所の地域包括支援センターにおいて、実態の把握や総合的な相談など、きめ細やかな地域保健活動を行うとともに、民生委員や地区社会福祉協議会などの地域の方々と連携し、必要に応じて閉じこもり予防情報交換会の開催や要援護高齢者地域支援ネットワークを構築し、地域で高齢者を見守る体制づくりなどに取り組んでおります。

また、日常的な生活の主な支援といたしましては、1つに、緊急時に迅速な対応を可能とするための緊急通報装置の設置、2つに、火災警報器、自動消火器、電磁調理器などの日常生活



用具の給付といった火災予防につながる支援のほか、3つに、地域においてひとり暮らし高齢者の日常的な見守りを行う高齢福祉推進員の配置、4つに、バランスのとれた食事の配食とともに安否確認を行う食の自立支援事業、5つに、訪問介護の対象とならない軽易な日常生活上の援助を行う軽度生活援助事業などを実施しております。

V-㉑次に、健康まちづくりについての御質問のうち、ヘルスケア推進事業費が計上されているが、健康寿命の延伸、医療費削減等、どう強化していくのかにお答えをいたします。

今定例会に提出しておりますヘルスケア推進事業費における健康長寿コンシェルジュ・サービス事業につきましては、本市の国民健康保険加入者の特定健康診査受診率の低さを背景として、まずは受診を呼びかけるとともに、糖尿病など慢性疾患の発症リスクが低い段階から、健康づくりや疾病予防に取り組むプログラムを官民一体で提供するというものであります。

具体的には、国民健康保険の加入者が受診する特定健康診査の結果を専門業者が分析した上で疾病リスクの階層化を図り、その結果、リスクが中程度から高いと判定された方に対しては個別に保健指導を行うなど、疾病の重症化予防事業を実施したいと考えております。

また、リスクが低いと判定された方に対しては、健診結果とあわせ、今後、罹患する可能性がある疾病について注意を喚起する疾病リスク分析を通知するとともに、ヘルスケア事業者等が実施する運動や栄養、生活面から構成される多様な健康づくり・疾病予防プログラムメニューの情報を提供いたします。

プログラムの参加者には、行動や生活の変化等の実績をモニターしていただき、その実績を医療関係者や学識経験者等から構成される有識者会議において、健康力の増進や疾病の予防の観点から分析・評価を行い、参加者やヘルスケア事業者に還元することによって健康増進を推進していくこととしております。

また、健康づくりに関心が低い健康無関心層も含め、参加者の健康づくりに対する行動変容を図るため、健康行動にインセンティブを付与することを想定しており、その手段の1つとして健康アプリの導入を検討してまいりたいと考えております。

なお、特定健康診査の未受診者には、このような事業の魅力をもPRした上で受診勧奨を行いたいと考えております。

本事業は平成30年度からの3カ年計画で実施し、まずは現行の健康づくり施策との整合性を図りながら、健康づくり・疾病予防プログラムの提供者となるヘルスケア事業者への意向調査を行うとともに、魅力的なプログラムの実施に向けて具体的な事業体制の検討を行う予定としております。

また、将来的には事業の対象者を国民健康保険加入者以外にも拡大してまいりたいと考えており、これらのことによって市民の健康寿命の延伸や医療費削減、さらにはヘルスケア産業の育成が図られることを期待しているところであります。

V-㉒最後に、歯と口腔の健康づくりについて、推進計画を策定するなど、さらに強化すべきと考えるが、今後の取組みを問うにお答えをいたします。

歯と口腔の健康を維持することは、生涯にわたって食事を味わう喜びや会話をする楽しみなど、健康で豊かな人生を送る上で不可欠であることはもちろんのこと、糖尿病など生活習慣病をはじめとした全身疾患の予防や健康寿命の延伸においても重要な役割を担っていると認識しております。

本市では、富山市健康プラン21において、歯と口腔の健康づくりも健康増進の重要施策の1つに位置づけ、達成すべき目標値を8項目にわたって定めており、富山市歯科医師会のお力添えをいただきながら、妊婦歯科健診をはじめ、乳幼児から小・中学生に至るまでの健康診断やフッ化物塗布による予防処置、さらには成人期における歯周疾患検診など、ライフステージに応じた歯科健診事業を実施してまいりました。

こうした取組みの結果、学校健診における12歳児の虫歯の本数につきましては、目標値の1

人平均1本以下に対し0.72本、60歳で24本以上みずからの歯を有する者の割合につきましては、85.0%の目標値に対し84.0%など、7項目について目標値を達成あるいは改善傾向にあり、成果があらわれてきていることから、御提案の推進計画の策定につきましては、現時点では考えておりませんが、現状の評価に甘んじることなく、これまでの取組みを一層強化すべきと考えております。

また、歯科医師会より、歯周疾患検診とあわせて口腔がん検診を実施したいとのありがたい申し出をいただいたことから、口腔がん検診を広く啓発し、歯周疾患検診とあわせて実施することにより、疾病の早期発見・早期治療を図るとともに、受診率の向上にもつなげてまいりたいと考えております。

さらに、かかりつけ歯科医は、地域において虫歯や歯周病の進行状況に応じた治療を行うだけでなく、市民一人一人が歯科疾患の予防に関する正しい知識や生活習慣を身につける上でも重要な役割を担っていることから、かかりつけ歯科医を持つことの重要性について周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

加えて、歯科医師会や医師会の御意見を伺いながら医科歯科連携を強化するとともに、医師、歯科医師をはじめ介護福祉士等の専門職や保健推進員、さらには学校関係者等の関係機関からも定期的に歯科検診を受診するよう促すことにより、歯と口腔の健康づくり、ひいては市民の健康増進につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

## 中村こども家庭部長答弁

共生社会の推進についてお尋ねのうち、子育て支援について2点お答えいたします。

IV-⑤まず、切れ目ない子育て支援体制を構築するに当たり、子育て世代包括支援センター事業が担う役割と今後の方向性について問うにお答えします。

子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行うワンストップ拠点として、市内の7つの保健福祉センターに設置しており、その役割は、子育て世帯の安心感を醸成し、妊産婦等を支える地域の包括的支援体制を構築することです。

午前中の質問にもお答えしましたが、切れ目ない子育て支援体制を強化するため、今回提案させていただいております、子育て世代包括支援センター事業やベビーボックスプレゼント事業、産前産後・養育支援訪問事業などは、子育て世代包括支援センターを拠点に行っていく事業でございます。

今後の方向性につきましては、全ての妊産婦や子育て世帯にとって気軽に相談でき、利用しやすくするため、その役割や場所などを広く周知するとともに、妊産婦や子育て世帯を地域ぐるみで支える体制づくりにも取り組み、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

IV-⑥次に、産後ケア事業について、より利用しやすい環境を整える必要があると考えるが、見解を問うにお答えいたします。

産後ケア応援室では、24時間体制で助産師が寄り添い、母親の身体の回復と心理的な安定を図るとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、自宅に戻ってからも健やかな育児ができるよう支援しております。

また、利用を促進するために、母子健康手帳交付時や新生児訪問の際に、この施設とサービスの内容を紹介しているほか、産婦人科へのパンフレットの配置、さらには、商工会議所や経済同友会などの企業に対してもチラシを配布するなどしてPRしてまいりました。

その結果、開設当初より着実に利用人数は増えてきており、一定の成果はあったと考えております。

しかしながら、家族からの協力が得られない方や育児に悩んでいる方という利用の条件について、母親からは「家族と同居していたら使えないと思っていた」という声も聞かれたことから、より気軽に、休息だけでも利用できるということを実際の利用例などを提示しながら、今後ともホームページやパンフレット、「広報とやま」などで周知に努めてまいりたいと考えております。

さらに、産後ケア応援室を知ったきっかけが、出産した病院や産科で聞いたという方が最も多かったことから、産科等の医療機関にも、産後ケア応援室の活用の仕方やケアの内容について改めて情報提供するなど、より利用しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

IV-⑨次に、障害児支援について、保育所等入所利用調整に関する基準は、24時間医療的ケア児の世話をしている母親等の実態を反映している点数にはなっておらず、基準点の見直しをする必要があると考えるが、今後の取組みを問うにお答えします。

保育所の入所につきましては、保育の必要性が高いと判断できる児童から入所者を決定しているところであります。本市の基準では、保育を必要とする事由が同居親族の介護や看護である場合と同様に、医療的ケア児の看護に携わる時間、これも就労時間とみなして、居宅内就労と同等に取り扱っております。

医療的ケア児を持つ御家庭の支援は大切であると考えておりますが、保育所の利用調整基準の見直しに当たっては、国の通知において「保育の必要度の高い順に受け入れる」と方針が示されていることから、その見直しに当たっては慎重に判断することが必要であると考えております。

IV-⑩次に、ひとり親家庭へのサポートについて2点お尋ねのうち、まず、利用できる制度やサービスが一目でわかり、気軽に問合せのできるような内容になっている配布物を作成すべきと考えるが、見解を問うにお答えします。

本市では、平成27年度から、ひとり親家庭の支援を一層充実させ、本市独自の子育て支援金の給付や子どもの奨学金の給付など、きめ細やかな事業を展開しているところであります。

これらの事業の周知を図るため、ひとり親家庭の支援内容を盛り込んだA4サイズの案内リーフレットを作成し、本庁舎や行政サービスセンターの窓口などに配置するほか、出前講座や関係団体の会議で配付するなど、機会を捉えて事業の浸透に努めてきたところであります。

今後、案内リーフレットにつきましては、ひとり親家庭への支援のみならず、子育て支援全般についても盛り込み、わかりやすく、親しみやすいものとなるよう工夫してまいりたいと考えております。

IV-⑪次に、今回の予算案で拡充された母子家庭等自立支援事業について問うにお答えいたします。

母子家庭等自立支援事業につきましては、ひとり親家庭の就業を効率的に促進し、生活の安定と児童の福祉増進を図ることを目的として、国の制度を活用し実施しております。

今回、拡充となるのは高等職業訓練促進給付金事業で、この事業は、ひとり親家庭の親が看護師等の資格を取得するため養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費として、月額で課税世帯に7万500円、非課税世帯に10万円を給付するものであります。

これまでは、准看護師養成機関に修業中の者について、卒業後、キャリアアップのため看護師養成機関へ進学した場合、継続して給付できませんでしたが、平成30年度からは、進学後も引き続き、通算で3年まで給付できるよう支援を拡充するものであります。

現在、対象となる准看護師養成機関の卒業予定者は11名であり、この制度を活用し、さらに高度な資格取得を目指すことで、よりよい条件での就職に結びつき、ひとり親家庭の自立につながるものと考えております。

以上でございます。

## 戸川消防局長答弁

IV-④共生社会の推進についての御質問のうち、高齢者対策について、ひとり暮らし高齢者への火災予防対策を問うにお答えいたします。

火災から身を守るためには、火災を未然に防ぐこととあわせて、万が一火災が発生した場合は、早い消火、通報、避難が重要となり、いずれの行動が欠けても、人的・物的被害が拡大することが予想されます。

これらのことから、消防局では従来から、消防団や関係機関と協力しながら、ひとり暮らし高齢者家庭の防火訪問や高齢者を対象とした出前講座を通して、適切な火気の取扱いや住宅用火災警報器の設置について説明するなど、高齢者の方々の火災予防対策に取り組んでおります。

加えて、ひとり暮らし高齢者情報を消防総合指令情報システムに登録しており、万一の場合の現場活動において活用し、高齢者の方々の安全確保に努めているところであります。

以上でございます。

## 本田企画管理部長

V-⑤健康まちづくりについてのお尋ねのうち1点、都市整備部を活力都市創造部に変更する案が提出されているが、その目的について問うにお答えいたします。

今日の超高齢社会や人口減少時代にあって、これからの基礎自治体は、住民サービスに密着した分野において、さまざまな市民ニーズをよりの確に把握するとともに、社会経済環境の変化に柔軟に対応できる簡素で効率的な組織づくりに取り組んでいくことが大変重要なことであると考えております。

このたび都市整備部を活力都市創造部に改称する主な目的は、市民の皆さんに過度にマイカーに依存しないライフスタイルの重要性を認識していただくため、公共交通指向型の歩きたくなるまちづくりを集中的に展開し、健康まちづくりをより一層推進していくことで、持続可能で活力ある都市の創造を戦略的に推進する体制を確立することです。

また、昨今、まちづくりとは、必ずしも新たに道路や橋梁をつくるとか街区や建築物を整備するとかにとどまらず、暮らし方やコミュニティーのあり方などの文化性というものまでを含めて都市をつくっていくことが重要であると考え、そういった意味を込めた名称としたものであります。

この活力都市創造部には、都市政策と交通政策の連携強化や地域生活拠点の利便性向上などを目的として、新たに活力都市推進課を設置するものであります。

その主な事業の1つとして、例えば、これまで各部局でそれぞれ実施していた歩くことに関するイベントを集約し戦略的に実施することで、健康寿命の延伸や環境負荷の低減、新しい出会いの創出などの施策を包括的に展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

## 高森都市整備部長答弁

V-②⑥健康まちづくりについてお尋ねのうち、健康まちづくりの推進にどのように取り組むのかにお答えいたします。

本市の健康まちづくりは、超高齢化が急速に進展する中であって、健康寿命の延伸や地域の活性化、持続可能な都市経営などの諸課題に対応するため、公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりをさらに進化させ、公共交通を賢く使い、歩いて暮らすことで健康増進やコミュニティーの醸成、にぎわいの創出につなげていくことを目指すものであります。











健康まちづくりを推進するための取組みといたしましては、先ほど村家議員にもお答えしましたが、ウォーキングイベントの開催や、まちなかで開催するイベントや公共交通の利用促進施策との連携を図ることで、これまで以上に市民の歩くことに対する関心を高めてまいりたいと考えております。

また、都市施設や公共交通、さらには福祉、医療など各種データを収集・分析することで、歩きたくなるまちづくりの推進に向けた分野横断的な施策を検討してまいりたいと考えております。

さらには、市民の皆さんの過度に車に依存したライフスタイルからの転換を図るため、マスメディアを活用した意識啓発を行ってまいります。

こうした取組みにより、全ての世代がいつまでも社会参画し、幸せに生き生きと暮らせるよう、健康・医療・福祉政策と都市政策が連携し、歩きたくなる環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

<b>政務活動費【事後】 審査書 兼 支出伝票</b>					整理番号	3000068	2	1 枚目	
					会派名	公明党			
					議員名				
<input type="checkbox"/> 調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/> 研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/> 広報広聴費	H30.10.16			30.10.11	堀江				
<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/> 会議費	H30.10.16			30.10.12					
<input type="checkbox"/> 資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input type="checkbox"/> 資料購入費	支払件数	年	月	日	30.10.16	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/> 人件費					承認日				
<input checked="" type="checkbox"/> 事務費	/	30	10	16	30.10.18				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)				
					調査研究に活用 (事前) 3000001-1				

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	3,118 円	内、振込手数料	北陸銀行
支出内容	10月度 会派控室インターネット使用料		
積算根拠	基本料金 1,851 円 メールアドレス料金 943 円 銀行振込手数料 324 円	価格の 説明	
購入(依頼) 業者	富山市議会インターネット支払口	<input type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input checked="" type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

平成30年10月1日

公明党 会長 様

富山市議会議長  
村上 和



インターネット使用料について (ご依頼)

会派控室のインターネット使用料 (10月分) については、次のとおりです。

平成30年10月24日 (水) までに、指定の振込口座へお振込みいただきますようお願いいたします。

記

【請求額】

公明党

金2,794円 (基本料金 1,851円 メール料金 943円)

【振込口座】

北陸銀行 富山市役所出張所 普通6020249

トヤマシギカイインターネットシハライクチ  
(口座名義) 富山市議会インターネット支払口

担当：議会事務局 庶務課  
(内線3314)

貼付用紙

翌日振  
 平成 年 月 日  
 3 0 / 1 0 / 1 6

振込金受取書(兼手数料受取書) 振込受付書(兼手数料受取書) いずれかを二重線で抹消

電信振

振込先  
 ▼銀行名(漢字) 左づめでご記入ください。 銀行 信金 農協 信組 その他  
 北陸 〇 〇 〇 〇 〇  
 ▼支店名(漢字) 左づめでご記入ください。  
 富山市役所

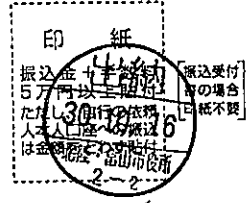
お受取人  
 ▼カタカナで姓と名の間に1マスあけて左づめでご記入ください(濁点(゜)、半濁点(ん)も1字)  
 トヤマシキ カイトウ シンゴ ネット  
 シハイク ヲ  
 法人の場合は、カ) 等略称でご記入ください。  
 記入しきれない場合は、下記「備考」欄に続けてご記入ください。  
 富山市議会インターネット支払口 様  
 金額  
 普通 当座 貯蓄 その他  
 〇 〇 〇 〇  
 〇をおつけください  
 ▼左づめでご記入ください。  
 6 0 2 0 2 4 9  
 十 億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円  
 2 7 9 4 円

ご依頼人  
 ▼カタカナで姓と名の間に1マスあけて左づめでご記入ください(濁点(゜)、半濁点(ん)も1字)  
 コウメイ トウ ホリエ カズ ヨ  
 法人の場合は、カ) 等略称でご記入ください。  
 記入しきれない場合は、下記「備考」欄に続けてご記入ください。  
 公明党 堀江がが代 様  
 日中のご連絡先 (076-443-2155)

当行をご利用いただきありがとうございます。  
 今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

株式会社 北陸銀行

店



- 振込金として現金または有価証券(当座小切手等)を受領した場合は、「振込金受取書(兼手数料受取書)」,これ以外(預金払戻請求書・口座振替)による場合は、「振込受付書(兼手数料受取書)」として使用しています。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがあります。
- やむを得ない事由による通信機器・回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込は、振込規定により取り扱います(振込規定ご入用の方はお申し出ください)。
- 「翌日振」の場合は、翌営業日のお振込となります。
- 相戻・訂正依頼に際しては、当行所定の手数料をいただきます。

振込金額のうち未決済小切手  
 万一小切手が決済されなかった場合はその金額の振込を取り消し、小切手は当店においてお返しいたします。

		3万円未満	3万円以上		
振込手数料(消費税込)	本店	324	540	その他(本店)	
	他行	648	864	その他(他行)	



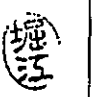





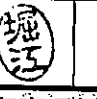








年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-10-02	振込資金	*199,260		*1,244,050
2 30-10-02*		*3,072	普通預金	*1,240,978
3 30-10-02*		*3,072	普通預金	*1,237,906
4 30-10-16*		*68,306	普通預金	*1,169,600
5 30-10-16*		*3,072	普通預金	*1,166,528
6 30-10-16*		*3,072	普通預金	*1,163,456
7 30-10-16	振込資金	*3,118		*1,160,338
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1. 通帳のご届出のあるお取引のときは年月日欄に\*と表示します。  
 2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額に次のとおり表示します。  
 タケン 〇〇-〇〇  
 トリタテ 〇〇-〇〇

お支払いできる日  
 お支払できる時間帯は、所定の  
 不渡返金時間経過後となります。

備品導入					整理番号	3000070	2	1 枚目		
政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票					会派名	公明党				
					議員名					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			全派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	1130.10.16	 		30.10.12					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	1130.10.16			30.10.15					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	代表者	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	人件費									
<input checked="" type="checkbox"/>	事務費	1	30	10	22					
特記事項(第三者機関)					特記事項(全派)					
					(事前) 3000002-1					

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	20,412 円 (税込月額)	内、振込手数料	
支出内容	コピー機リース代 ( 10月分 45回目/60回分)		
積算根拠	別途リース料支払い明細表に拠る	価格の 説明	
購入(依頼) 業者	日通商事株式会社名古屋支店 名古屋市中村区名駅南 4-12-17	<input type="checkbox"/> 市内業者 <input checked="" type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

見積書等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式 14 の貼付用紙に貼ってください。)

リース料お支払明細表

富山市議会公明党

御中

年 月 日

日通商事株式会社

富山営業支店  
〒939-8214

富山県富山市  
黒崎141-1(中央ビル2F)

TEL : 076-492-6180

お見積番号	00328478-00	期 間	60 か月
開 始 日	2015年02月16日	満 了 日	2020年02月15日
お見積物件名	リコー カラーデジタル複合機 MP C3003SP		
契約種類	リース		
支払方法	口座振替		
取扱銀行 支店名	北陸銀行 富山市役所出張所		
口座種類・口座番号	普通 No. 1004990		
お支払総額 (内消費税等) 残価(別途消費税)	1,224,720 円 ( 90,720 円 ) 円		

お支払金額内訳	
リース料	1,134,000 円
消費税	90,720 円
保守料	
消費税	

回数	支払	お支払日	お支払金額	残 高	回数	支払	お支払日	お支払金額	残 高
1			20,412	1,204,308	31		2017/08/22	20,412	591,948
2		2015/03/22	20,412	1,183,896	32		2017/09/22	20,412	571,536
3		2015/04/22	20,412	1,163,484	33		2017/10/22	20,412	551,124
4		2015/05/22	20,412	1,143,072	34		2017/11/22	20,412	530,712
5		2015/06/22	20,412	1,122,660	35		2017/12/22	20,412	510,300
6		2015/07/22	20,412	1,102,248	36		2018/01/22	20,412	489,888
7		2015/08/22	20,412	1,081,836	37		2018/02/22	20,412	469,476
8		2015/09/22	20,412	1,061,424	38		2018/03/22	20,412	449,064
9		2015/10/22	20,412	1,041,012	39		2018/04/22	20,412	428,652
10		2015/11/22	20,412	1,020,600	40		2018/05/22	20,412	408,240
11		2015/12/22	20,412	1,000,188	41		2018/06/22	20,412	387,828
12		2016/01/22	20,412	979,776	42		2018/07/22	20,412	367,416
13		2016/02/22	20,412	959,364	43		2018/08/22	20,412	347,004
14		2016/03/22	20,412	938,952	44		2018/09/22	20,412	326,592
15		2016/04/22	20,412	918,540	45		2018/10/22	20,412	306,180
16		2016/05/22	20,412	898,128	46		2018/11/22	20,412	285,768
17		2016/06/22	20,412	877,716	47		2018/12/22	20,412	265,356
18		2016/07/22	20,412	857,304	48		2019/01/22	20,412	244,944
19		2016/08/22	20,412	836,892	49		2019/02/22	20,412	224,532
20		2016/09/22	20,412	816,480	50		2019/03/22	20,412	204,120
21		2016/10/22	20,412	796,068	51		2019/04/22	20,412	183,708
22		2016/11/22	20,412	775,656	52		2019/05/22	20,412	163,296
23		2016/12/22	20,412	755,244	53		2019/06/22	20,412	142,884
24		2017/01/22	20,412	734,832	54		2019/07/22	20,412	122,472
25		2017/02/22	20,412	714,420	55		2019/08/22	20,412	102,060
26		2017/03/22	20,412	694,008	56		2019/09/22	20,412	81,648
27		2017/04/22	20,412	673,596	57		2019/10/22	20,412	61,236
28		2017/05/22	20,412	653,184	58		2019/11/22	20,412	40,824
29		2017/06/22	20,412	632,772	59		2019/12/22	20,412	20,412
30		2017/07/22	20,412	612,360	60		2020/01/22	20,412	0


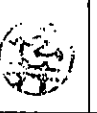






年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-10-02	振込資金	*199,260		*1,244,050
2 30-10-02*		*3,072	普通預金	*1,240,978
3 30-10-02*		*3,072	普通預金	*1,237,906
4 30-10-16*		*68,306	普通預金	*1,169,600
5 30-10-16*		*3,072	普通預金	*1,166,528
6 30-10-16*		*3,072	普通預金	*1,163,456
7 30-10-16	振込資金	*3,118		*1,160,338
8 30-10-22	振込	トヨタバンク カイヨムカ	*1,800,000	*2,960,338
9 30-10-22		*20,412	キヨウトウウシテム	*2,939,926
10 30-10-22*		*3,643		*2,936,283
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に\*と表示します。  
 2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。  
 タケシ 80-80  
 トリタテ 80-80

お支払いできる日  
 お支払できる時間は、所定の  
 不渡遅延時間経過後となります。

<h1 style="margin: 0;">政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</h1>					整理番号	3000071	2	1 枚目			
					会派名	公明党					
					議員名						
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			全派承認欄						
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起票日	代表者	役員	経理責任	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	11/30.10.16	 		30.10.15						
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日						
<input type="checkbox"/>	会議費	11/30.10.16			30.10.15						
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)				起票日	支払完了報告				
<input type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	代表者	経理責任者	事務員	申請者		
<input type="checkbox"/>	人件費					承認日					
<input checked="" type="checkbox"/>	事務費	1	30	10	22	02/10/22					
特記事項(第三者機関)					特記事項(全派)						
					政務活動に関わる通信費 (事前) 3000003-1						

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	3,643 円 (税込)	内、振込手数料	
支出内容	10 月度 会派控室電話 (FAX) 使用料		
積算根拠	回線使用料 (基本料) 2,350 円 / ダイヤル通話料及びサービス料消費税等 1,293 円	価格の 説明	
購入(依頼) 業者	西日本電信電話(株)富山支店	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式 1 4 の貼付用紙に貼ってください)

電話料金等領収証  
(Receipt)

請求番号  
1097066839236

お客様名  
公明 様

金額  
平成 30 年 10 月分  
¥ 3, 643  
269 円

西日本電信電話株式会社  
富山支店  
お客様からの  
料金お問合せ先 (無料)  
0120-747488

領収日付印  
  
 収入印紙貼付欄 (お書き)

貼付用紙

**NTT西日本** 西日本電信電話株式会社  
富山支店

930-0005

富山市新桜町7-38

TEL 0120-747488

返付先: 〒812-0012

福岡市博多区 博多駅中央街

博多郵便局 私書箱112号

富山市役所内  
公明 様

社用 101001311001 00755 00686 00\*

NTT西日本料金請求書  
(NTTWEST-Bill)



平成 30 年 10 月 9 日発行

日ごろ、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。  
裏面のお支払場所にご請求書をご持参のうえ、お支払いください。  
ご利用料金の内訳については、裏面をご覧ください。  
※お支払期限後に支払われた場合は、年14.5%(1日当たり約0.04%)の  
延滞利息をお支払いいただく場合もあります。

※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

料金お問合せ先

(無料)

0120-747488

※営業時間: 午前9時~午後5時 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)は除き  
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

電話のご注文・お問合せは局番なしの「116」へ(無料) 携帯電話・PHSからは 0800-2000116へ

電話の故障は局番なしの「113」へ(無料) 携帯電話・PHSからは 0120-444113へ

フレッツサービス・ひかり電話に関するご注文・お問合せは 0120-116116へ

フレッツサービス・ひかり電話に関する故障は 0120-248995へ

お客さま番号 (076)441-7516	ご請求年月 平成 30 年 10 月 分	ご請求額 (Charge) 3,643 円	お支払期限 (Due Date) 平成 30 年 10 月 25 日
ご請求番号 1097066839236			
ご請求の内訳	金額 (円)	お知らせ	
NTT西日本ご利用分	3,568	詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。	
NTTコミュニケーションズご利用分	75		
(合計)	3,643		

●お支払い方法についてクレジットカード決済へ変更される場合は、右のQRコードをスマートフォン等で読み取り申込みフォームへお進みください。  
※インターネット接続費用はご利用者自身の負担です。正常に読み取りできない場合は、下記URLをパソコンからご覧ください。  
<http://www.ntt-west.co.jp/denwa/charge/payment/payment.html>

※お手続きには1~2ヶ月ほど要します。完了までの間は請求書でのお支払いとなります。予めご了承ください。

※今回の請求書のお支払いはクレジットカードでの引き落としができませんので、裏面のお支払い場所にご請求書をご持参のうえ、お支払いください。



下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。 <切り取り線>

0000071-2-3

社用コード 00686

# ご利用料金内訳書

お客様番号 (076)441-7516

料金内訳名	金額(円)	税区分	ご利用期間等のお知らせ
<b>【NTT西日本ご利用分】</b>			
回線使用料(基本料)(事務用)	2,350	合算	8月26日～9月25日 8月26日～9月25日。なお前月分は952円でした。 次回(来月分)の割引計算期間は、9月26日～10月25日です。 ケンタくんをご利用にならなかった場合、365円となります。 1番号分のご請求となります。 合算表示の料金を合計した3,304円に8%を乗じて算出しています。
ダイヤル通話料	952	合算	
(内訳)ケンタくん適用分	(365)		
(内訳)ケンタくん適用通話料	<365>		
(内訳)通常通話料適用分	(587)		
ユニバーサルサービス料	2	合算	
消費税相当額	264		
(内訳)消費税相当額(合算分)	(264)		
(小計)	3,568		
<b>【NTTコミュニケーションズご利用分】</b>			
ダイヤル通話料	70	合算	ホーム・オフィス割引適用 合算表示の料金を合計した70円に8%を乗じて算出しています。
消費税相当額	5		
(内訳)消費税相当額(合算分)	(5)		
(小計)	75		
(合計)	3,643		





年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-10-02	振込資金	*199,260		*1,244,050
2 30-10-02*		*3,072	普通預金	*1,240,978
3 30-10-02*		*3,072	普通預金	*1,237,906
4 30-10-16*		*68,306	普通預金	*1,169,600
5 30-10-16*		*3,072	普通預金	*1,166,528
6 30-10-16*		*3,072	普通預金	*1,163,456
7 30-10-16	振込資金 振込	*3,118		*1,160,338
8 30-10-22		トヤマキ"カイヨムカ	*1,800,000	*2,960,338
9 30-10-22		*20,412	キヨト"ウシテム	*2,939,926
10 30-10-22*		*3,643		*2,936,283
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				








(お知らせ)  
 1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に\*と表示します。  
 2. 振替額をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。  
 タケン  
 トリタテ

お支払いできる日  
 お支払できる時間は、所定の  
 不渡処理時間経過となります。

# 政務活動費 《事前》 審査書

次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。

整理番号	3000069	1	1 枚目
会派名	公明党		
議員名			

<input type="checkbox"/> 調査研究費	第三者機関承認欄		会派承認欄						
<input type="checkbox"/> 研修費	要付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/> 広報広聴費	1/30.10.16			2018/10/12					
<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/> 会議費	1/30.10.16			10/18.10.12					
<input type="checkbox"/> 資料作成費	特記事項(第三者機関)			特記事項(会派)					
<input type="checkbox"/> 資料購入費				政務活動費の適正な運用を期し、使途の透明性確保に努めるため					
<input type="checkbox"/> 人件費									
<input checked="" type="checkbox"/> 事務費									

支出予定金額 (振込手数料を含まず)	187,920 円
-----------------------	-----------

支出内容	富山市議会政務活動費に係る審査等業務委託料 議員一人当たり 43,500 円 + 3,480 円 (消費税) = 46,980 円 46,980 円 × 4 人 (公明党会派 4 人分) = 187,920 円
------	---

積算根拠	議員一人当たり 43,500 円 + 3,480 円 (うち消費税) = 46,980 円 46,980 円 × 4 人 (公明党会派 4 人分) = 187,920 円	価格の説明	政務活動費に係る審査等業務委託契約に基づく
------	--	-------	-----------------------

購入(依頼)予定業者	富山市舟橋南町 7 番 18 号 碓井 太吉	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし
------------	---------------------------	---	--

見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式 1 4 の貼付用紙に貼ってください。)



## 富山市議会政務活動費に係る審査等業務委託契約書

富山市議会各会派（別表「会派一覧表」に示す会派（以下「委託者」という。））と碓井 太吉（以下「受託者」という。）とは、次のとおり富山市議会政務活動費に係る審査等業務委託契約を締結する。

### （目的）

第1条 本業務は、政務活動費を充当する事業が、地方自治法その他関係法令等及び本契約書に基づき、別紙仕様書等に定めるところにより、政務活動費の適正執行に係る指導・助言を行うとともに、当該事業の事前又は事後の審査及び承認並びに例月監査（以下「審査」という。）を行い、もって本市議会の政務活動費の適正な運用を期し、使途の透明性の確保に努めるものとする。

### （業務委託料）

第2条 業務委託料の額は、金3,570,480円とする。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金264,480円）

### （履行期間）

第3条 この契約の履行期間は、平成30年4月2日から平成31年3月31日までとする。

### （一身上に関する事件等に関する相互の情報の提供）

第4条 委託者と受託者の双方は、特定の事件についての審査の制限の判断に資するため、この契約の締結後において、受託者若しくは受託者の父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は受託者若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係に該当する事実の有無につき相互に十分な情報を提供しなければならない。

### （便宜供与）

第5条 委託者は、受託者からの要請がある場合は、受託者によるこの契約に基づく指導・助言又は審査の実施に適する場所（以下「審査室」という。）を提供するものとする。

### （審査日の通知）

第6条 受託者は、受託者の審査の適正かつ円滑な遂行への協力に資するた

め、契約期間中の審査を実施する日（以下「審査日」という。）を定め契約後速やかに委託者に対し文書で通知を行うものとする。

- 2 受託者は、前項の規定により通知した審査日を変更しようとするときは、当該日の2週間前までに委託者に対し文書で変更の通知を行うものとする。

（責任者）

第7条 受託者は、受託者の行う業務について監理及び指示を行う責任者を選任し、その氏名その他必要な事項を委託者に通知する。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 責任者は、この契約書及び仕様書等に基づき、業務に関する指示、履行状況の確認及び検査等の職務を行う。

（審査等の実施）

第8条 委託者が審査を受けようとするときは、審査日の前日（その日が富山市の休日を定める条例（平成17年富山市条例第2号）第1条各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前の最初の休日ではない日）の午後5時までに、審査室へ必要書類を提出するものとする。

- 2 受託者は、前項の規定により委託者から提出された書類について、原則、当日中に審査を完了させるものとする。ただし、審査に当たって、受託者が関係法令等によっても判断困難な案件及び受託者からの修正指示等に対して委託者がある対応に時間を要する場合は、この限りではない。

- 3 受託者は、政務活動費を充当する事業が関係法令等に基づき適切に行われるよう、委託者に対し政務活動費の適正な運用及び使途の透明性の確保に資するための指導・助言を行うものとする。

（仕様書等に不適合な場合の措置等）

第9条 受託者は、受託者の業務の履行が仕様書等に適合しない場合において、委託者が再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

（契約の変更）

第10条 受託者は、受託者がこの契約の履行を完了するまでは仕様書等を変更することができる。

- 2 前項の場合において、履行期間、履行場所その他この契約に定める条件

を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議の上、定める。

3 委託者は、第1項に定めるもののほか、履行期間、履行場所その他この契約に定める条件を、受託者と協議の上、変更することができる。

4 委託者は、前2項の規定によりこの契約を変更したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、委託者と受託者とが協議の上、定める。

(報告)

第11条 受託者は、審査の実施を行う都度、別に定める様式により、委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、この業務の履行を完了したときは、直ちに委託者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

(資料の提出)

第12条 受託者は、指導・助言又は審査の実施にあたって必要があると認めるときは、委託者に関係資料の提出を求めることができる。

2 委託者は、前項の提出の要求があったときは、特別の事情がない限り、指導・助言又は審査の実施に関する資料を提出するものとする。

(業務委託料の支払い)

第13条 委託者は、第2条に定める業務委託料について、次の各号に定める期日に当該各号に定める金額を受託者に支払うものとする。

(1) 平成30年10月31日 金1,785,240円

(2) 平成31年 3月29日 金1,785,240円

2 受託者は、前項各号に掲げる期日の2週間前までに委託者ごとに所属議員数に応じた額の請求を行うものとする。

3 委託者は、自己の責に帰すべき事由により業務委託料の支払いを遅延した場合は、受託者に対し、第1項の期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項に規定する率で計算した額の遅延利息を加算して支払う。

(履行遅滞における損害金)

第14条 受託者は、自己の責めに帰すべき事由により、履行期間内に指導・助言又は審査を完了しない場合においては、業務委託料につき、その延長日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項に規定する率を乗じて得た

額の損害金を委託者に支払わなければならない。

(機密の保持)

第15条 受託者は、この契約により知り得た委託者の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。受託者がこの契約の履行を完了した(次条から第19条までの規定により、委託者又は受託者が、この契約を解除した場合を含む。)後も同様とする。

(委託者の解除権)

第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 履行期間の始期を過ぎてもこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (2) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法(明治40年法律第45号)第198条による刑が確定したとき又はこの契約の締結若しくは履行につき不正な行為があったとき。
- (3) 第19条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (4) この契約の履行にあたり、法令の規定等による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この契約に違反し、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (6) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第17条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の100分の10に相当する額以上を違約金として徴収する。

(1) 前条の規定によりこの契約を解除したとき。

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、既済部分がこの契約の目的の一部を達せられると委託者が認めるときは、未済部分に対する金額とすることができる。

第18条 委託者は、履行期間が満了するまでの間は、前2条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合に

おける賠償額は、委託者と受託者とが協議の上、定める。

(受託者の解除権)

第19条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第10条に規定する契約の変更により、業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。この場合における賠償額は、委託者と受託者とが協議の上、定める。

(解除に伴う措置)

第20条 委託者は、第16条から前条までの規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する業務委託料を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し立てることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

(遅延利息の徴収)

第21条 受託者がこの契約に基づく損害金、賠償金又は違約金(以下「損害金等」という。)を委託者が指定する期限までに支払わないときは、委託者は、損害金等の額に当該期限を経過した日から支払いの日までの間の日数に応じ支払遅延防止法第8条第1項に規定する率で計算した額を遅



延利息として徴収する。

(損害金等の徴収方法)

第22条 委託者は、委託者の支払うべき業務委託料が損害金等（前条に規定する遅延利息を徴収する場合は、その額を加算したもの。以下この条において同じ。）の額以上である場合は、損害金等の額を相殺して支払うものとし、受託者の支払うべき損害金等の額が業務委託料を超える場合は、業務委託料を損害金等に充当し、なお不足する額を追徴する。

(審査等に要した諸資料の取扱い)

第23条 受託者は、指導・助言又は審査の実施に当たり用いた資料又はその写し（委託者と受託者の協議により、受託者が保存することが不適当とされたものを除く。）を、この契約の期間の終期から5年間保存しなければならない。

(契約に定めのない事項の処理)

第24条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、委託者と受託者の協議により決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、委託者と受託者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年4月2日

委託者 富山市新桜町7番38号  
富山市議会社会民主党  
会長 村石篤

富山市新桜町7番38号  
富山市議会  
会長 堀

富山市新桜町7番38号  
富山市議会社会民主党議員会  
代表 村石篤

富山市新桜町 7 番 3 8 号

富山市議会日本共産党

代表 赤 星 ゆかり



富山市新桜町 7 番 3 8 号

富山市議会会派誠誠

会長 橋 本 雅 雄



富山市新桜町 7 番 3 8 号

富山市議会光

代表 上 野 螢



富山市新桜町 7 番 3 8 号

富山市議会日本維新の会

代表 木 下 章 広



富山市新桜町 7 番 3 8 号

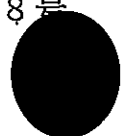
富山市議会フォーラム 3 8

代表 大 島 満



受託者 富山市舟橋南町 7 番 1 8 号

碓 井 太 吉



別表

### 会派一覧表

会派名	所属議員数	電話番号
自由民主党	22名	076-443-2152
公明党	4名	076-443-2155
社会民主党議員会	3名	076-443-2153
日本共産党	2名	076-443-2156
会派 誠政	2名	076-443-2154
光	2名	076-443-2245
日本維新の会	2名	076-443-2246
フォーラム38	1名	076-443-2247

所在地：富山市新桜町7番38号



# 請求兼振込依頼書

平成30年10月12日

富山市議会 公明党  
会長 堀江 かず代 様

富山市舟橋南町7番18号  
碓井 太吉

**請求金額 187,920 円**

件名及び内訳 富山市議会政務活動費に係る審査等業務委託料  
(平成30年10月31日支払い分) として

上記の金額を請求します  
なお、下記の口座に振込願います。

金融機関	[Redacted]
預金種目	[Redacted]
口座番号	[Redacted]
フリガナ 口座名義	ウス 碓 井 太 吉 キチ

<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					整理番号	3000069	2	1 枚目	
					会派名	公明党			
					議員名				
<input type="checkbox"/> 調査研究費	第三者機関承認欄		会派承認欄						
<input type="checkbox"/> 研修費	実行日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/> 広報広聴費	H30.10.23	堀	堀	2018/10/18	堀江	堀江	堀江	●	堀江
<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/> 会議費	H30.10.23			2018/10/18					
<input type="checkbox"/> 資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input type="checkbox"/> 資料購入費	支払伝票	年	月	日	30/10/26	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/> 人件費					承認日	堀江	堀江	●	堀江
<input checked="" type="checkbox"/> 事務費	/	30	10	25	30.10.26	堀江	堀江	●	堀江
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)				

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	188,460 円	内、振込手数料	北陸銀行
		料	540 円
支出内容	政務活動費に係る審査等業務委託料 (平成 30 年 10 月 31 日支払い分)		
積算根拠	議員一人当たり 43,500 円+3,480 円 (うち消費税) =46,980 円 46,980 円×4 人(公明党会派 4 人分) =187,920 円	価格の 説明	
購入(依頼) 業者	富山市舟橋南町 7 番 18 号 碓井 太吉	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式 1 4 の貼付用紙に貼ってください)

# 請求兼振込依頼書

平成30年10月12日

富山市議会 公明党  
会長 堀江 かず代 様

富山市舟橋南町7番18号  
碓井 太吉

**請求金額** 187,920 円

件名及び内訳 富山市議会政務活動費に係る審査等業務委託料  
(平成30年10月31日支払い分) として

上記の金額を請求します  
なお、下記の口座に振込願います。

金融機関	[REDACTED]
預金種目	[REDACTED]
口座番号	[REDACTED]
フリガナ 口座名義	ウス イ タ キチ 碓 井 太 吉



## 富山市議会政務活動費に係る審査等業務委託契約書

富山市議会各会派（別表「会派一覧表」に示す会派（以下「委託者」という。））と碓井 太吉（以下「受託者」という。）とは、次のとおり富山市議会政務活動費に係る審査等業務委託契約を締結する。

### （目的）

第1条 本業務は、政務活動費を充当する事業が、地方自治法その他関係法令等及び本契約書に基づき、別紙仕様書等に定めるところにより、政務活動費の適正執行に係る指導・助言を行うとともに、当該事業の事前又は事後の審査及び承認並びに例月監査（以下「審査」という。）を行い、もって本市議会の政務活動費の適正な運用を期し、使途の透明性の確保に努めるものとする。

### （業務委託料）

第2条 業務委託料の額は、金3,570,480円とする。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金264,480円）

### （履行期間）

第3条 この契約の履行期間は、平成30年4月2日から平成31年3月31日までとする。

### （一身上に関する事件等に関する相互の情報の提供）

第4条 委託者と受託者の双方は、特定の事件についての審査の制限の判断に資するため、この契約の締結後において、受託者若しくは受託者の父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は受託者若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係に該当する事実の有無につき相互に十分な情報を提供しなければならない。

### （便宜供与）

第5条 委託者は、受託者からの要請がある場合は、受託者によるこの契約に基づく指導・助言又は審査の実施に適する場所（以下「審査室」という。）を提供するものとする。

### （審査日の通知）

第6条 受託者は、受託者の審査の適正かつ円滑な遂行への協力に資するた



め、契約期間中の審査を実施する日（以下「審査日」という。）を定め契約後速やかに委託者に対し文書で通知を行うものとする。

- 2 受託者は、前項の規定により通知した審査日を変更しようとするときは、当該日の2週間前までに委託者に対し文書で変更の通知を行うものとする。

（責任者）

第7条 受託者は、受託者の行う業務について監理及び指示を行う責任者を選任し、その氏名その他必要な事項を委託者に通知する。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 責任者は、この契約書及び仕様書等に基づき、業務に関する指示、履行状況の確認及び検査等の職務を行う。

（審査等の実施）

第8条 委託者が審査を受けようとするときは、審査日の前日（その日が富山市の休日を定める条例（平成17年富山市条例第2号）第1条各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前の最初の休日ではない日）の午後5時までに、審査室へ必要書類を提出するものとする。

- 2 受託者は、前項の規定により委託者から提出された書類について、原則、当日中に審査を完了させるものとする。ただし、審査に当たって、受託者が関係法令等によっても判断困難な案件及び受託者からの修正指示等に対して委託者がその対応に時間を要する場合は、この限りではない。

- 3 受託者は、政務活動費を充当する事業が関係法令等に基づき適切に行われるよう、委託者に対し政務活動費の適正な運用及び使途の透明性の確保に資するための指導・助言を行うものとする。

（仕様書等に不適合な場合の措置等）

第9条 受託者は、受託者の業務の履行が仕様書等に適合しない場合において、委託者が再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

（契約の変更）

第10条 受託者は、受託者がこの契約の履行を完了するまでは仕様書等を変更することができる。

- 2 前項の場合において、履行期間、履行場所その他この契約に定める条件

を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議の上、定める。

3 委託者は、第1項に定めるもののほか、履行期間、履行場所その他この契約に定める条件を、受託者と協議の上、変更することができる。

4 委託者は、前2項の規定によりこの契約を変更したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、委託者と受託者とが協議の上、定める。

(報告)

第11条 受託者は、審査の実施を行う都度、別に定める様式により、委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、この業務の履行を完了したときは、直ちに委託者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

(資料の提出)

第12条 受託者は、指導・助言又は審査の実施にあたって必要があると認めるときは、委託者に関係資料の提出を求めることができる。

2 委託者は、前項の提出の要求があったときは、特別の事情がない限り、指導・助言又は審査の実施に関する資料を提出するものとする。

(業務委託料の支払い)

第13条 委託者は、第2条に定める業務委託料について、次の各号に定める期日に当該各号に定める金額を受託者に支払うものとする。

(1) 平成30年10月31日 金1,785,240円

(2) 平成31年3月29日 金1,785,240円

2 受託者は、前項各号に掲げる期日の2週間前までに委託者ごとに所属議員数に応じた額の請求を行うものとする。

3 委託者は、自己の責に帰すべき事由により業務委託料の支払いを遅延した場合は、受託者に対し、第1項の期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項に規定する率で計算した額の遅延利息を加算して支払う。

(履行遅滞における損害金)

第14条 受託者は、自己の責めに帰すべき事由により、履行期間内に指導・助言又は審査を完了しない場合においては、業務委託料につき、その延長日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項に規定する率を乗じて得た

額の損害金を委託者に支払わなければならない。

(機密の保持)

第15条 受託者は、この契約により知り得た委託者の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。受託者がこの契約の履行を完了した(次条から第19条までの規定により、委託者又は受託者が、この契約を解除した場合を含む。)後も同様とする。

(委託者の解除権)

第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 履行期間の始期を過ぎてもこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みが明らかでないときと認められるとき。

(2) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法(明治40年法律第45号)第198条による刑が確定したとき又はこの契約の締結若しくは履行につき不正な行為があったとき。

(3) 第19条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(4) この契約の履行にあたり、法令の規定等による必要な許可又は認可等を失ったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、この契約に違反し、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(6) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第17条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の100分の10に相当する額以上を違約金として徴収する。

- (1) 前条の規定によりこの契約を解除したとき。
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、既済部分がこの契約の目的の一部を達せられると委託者が認めるときは、未済部分に対する金額とすることができる。

第18条 委託者は、履行期間が満了するまでの間は、前2条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合に

おける賠償額は、委託者と受託者とが協議の上、定める。

(受託者の解除権)

第19条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第10条に規定する契約の変更により、業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。この場合における賠償額は、委託者と受託者とが協議の上、定める。

(解除に伴う措置)

第20条 委託者は、第16条から前条までの規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する業務委託料を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し立てることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

(遅延利息の徴収)

第21条 受託者がこの契約に基づく損害金、賠償金又は違約金(以下「損害金等」という。)を委託者が指定する期限までに支払わないときは、委託者は、損害金等の額に当該期限を経過した日から支払いの日までの間の日数に応じ支払遅延防止法第8条第1項に規定する率で計算した額を遅

延利息として徴収する。

(損害金等の徴収方法)

第22条 委託者は、委託者の支払うべき業務委託料が損害金等（前条に規定する遅延利息を徴収する場合は、その額を加算したもの。以下この条において同じ。）の額以上である場合は、損害金等の額を相殺して支払うものとし、受託者の支払うべき損害金等の額が業務委託料を超える場合は、業務委託料を損害金等に充当し、なお不足する額を追徴する。

(審査等に要した諸資料の取扱い)


第23条 受託者は、指導・助言又は審査の実施に当たり用いた資料又はその写し（委託者と受託者の協議により、受託者が保存することが不相当とされたものを除く。）を、この契約の期間の終期から5年間保存しなければならない。


(契約に定めのない事項の処理)


第24条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、委託者と受託者の協議により決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、委託者と受託者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年4月2日

委託者 富山市新桜町7番38号  
富山市議会社会民主党  
会長 村石篤 

富山市新桜町7番38号  
富山市議会  
会長 堀 

富山市新桜町7番38号  
富山市議会社会民主党議員会  
代表 村石篤 

富山市新桜町 7 番 3 8 号

富山市議会 日本共産党

代表 赤 星 ゆかり



富山市新桜町 7 番 3 8 号

富山市議会 会派 誠政

会長 橋 本 雅 雄



富山市新桜町 7 番 3 8 号

富山市議会 光

代表 上 野 螢



富山市新桜町 7 番 3 8 号

富山市議会 日本維新の会

代表 木 下 章 広



富山市新桜町 7 番 3 8 号

富山市議会 フォーラム 3 8

代表 大 島 満



受託者 富山市舟橋南町 7 番 1 8 号

碓 井 太 吉



別表

会派一覧表

会派名	所属議員数	電話番号
自由民主党	22名	076-443-2152
公明党	4名	076-443-2155
社会民主党議員会	3名	076-443-2153
日本共産党	2名	076-443-2156
会派 誠政	2名	076-443-2154
光	2名	076-443-2245
日本維新の会	2名	076-443-2246
フォーラム38	1名	076-443-2247

所在地：富山市新桜町7番38号









年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-10-02	振込資金	*199,260		*1,244,050
2 30-10-02*		*3,072	普通預金	*1,240,978
3 30-10-02*		*3,072	普通預金	*1,237,906
4 30-10-16*		*68,306	普通預金	*1,169,600
5 30-10-16*		*3,072	普通預金	*1,166,528
6 30-10-16*		*3,072	普通預金	*1,163,456
7 30-10-16	振込資金	*3,118		*1,160,338
8 30-10-22	振込	トヤマシキ"カイヨムカ	*1,800,000	*2,960,338
9 30-10-22		*20,412	キヨウト"ウシテム	*2,939,926
10 30-10-22*		*3,643		*2,936,283
11 30-10-25	振込資金	*188,460		*2,747,823
12 30-10-25	振込資金	*15,228		*2,732,595
13 30-10-25*		*96,000	普通預金	*2,636,595
14 30-10-25	振込資金	*40,689		*2,595,906
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)

- 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に\*と表示します。
- 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

タケノコ ○○-○○  
トリタテ ○○-○○

→ お支払いできる日  
お支払できる期限は、所定の  
不返還期限経過後となります。

<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					整理番号	3000072	2	1 枚目		
					会派名	公明党				
					議員名					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	4/30.10.23	堀	篠	30.10.22	堀	篠	堀	●	堀
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	4/30.10.23			09.10.22					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	09.10.25	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費	1	30	10	25	承認日	堀	堀	●	堀
<input type="checkbox"/>	事務費				09.10.26					
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					調査研究に活用 (事前) 3000005-1					

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	15,228 円 /	内、振込手数料	みずほ銀行 648 円 /
支出内容	第一法規追録 / (追録作業・10月2日) /		
積算根拠	● 実務大六法 14,580 円 / ● 合計 14,580 円	価格の 説明	
購入(依頼) 業者	第一法規株式会社 東京都港区南青山2丁目11番17号	<input type="checkbox"/> 市内業者 <input checked="" type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

貼付用紙

請求書

〒107-8365 東京都港区南青山2丁目11番17号  
 第一法務株式会社  
 代表取締役 中英 弘  
 TEL 03-4320-203-695

：富山市議会公明党 様 平成 30年 10月 16日

ご購入ありがとうございます。下記のとおりご請求いたします。  
 この金額には消費税及び地方消費税が含まれております。

平成30年11月30日までにお支払いをお願いします。

ご請求額 **¥14,580**

お客様番号 **086-035696-0002**

請求番号 **9790490**

商 品 名	明 細 (追録号数)	数量(号)	単価(号)	部 数	金 額	備 考
			千 円		千 円	
判例通達 実務大六法	5252-5266	15	972	1	14580	

郵便局・金融機関・コンビニエンスストア(裏面参照)のどちらからでもお支払いいただけます。  
 【取引銀行】 【当座預金】 みずほ銀行青山支店 0013161 三井住友銀行長野支店 0005986 八十二銀行本店 2000858

納品書

〒107-8365 東京都港区南青山2丁目11番17号  
 第一法務株式会社  
 代表取締役 中英 弘  
 TEL 03-4320-203-695

：富山市議会公明党 様 平成 30年 10月 16日

下記のとおりご納品いたします。  
 この金額には消費税及び地方消費税が含まれております。

ご納品額 **¥14,580**

お客様番号 **086-035696-0002**

請求番号 **9790490**

商 品 名	明 細 (追録号数)	数量(号)	単価(号)	部 数	金 額	備 考
			千 円		千 円	
判例通達 実務大六法	5252-5266	15	972	1	14580	

加除  
 【取引銀行】 【当座預金】 みずほ銀行青山支店 0013161 三井住友銀行長野支店 0005986 八十二銀行本店 2000858

貼付用紙

翌日扱  
 翌日扱  
 即日扱  
 平成 年 月 日  
 3 0 1 0 2 5

振込金受取書(兼手数料受取書) } いずれかを二重線で抹消  
 振込受付書(兼手数料受取書)

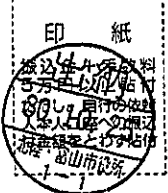
電信扱

振込先  
 ▼銀行名(漢字) 左づめでご記入ください。 銀行 信金 農協 信組 その他  
 みずほ 〇〇〇〇〇〇 支店  
 ▼支店名(漢字) 左づめでご記入ください。  
 青山  
 ▼カタカナで姓と名の間に1マスあけて左づめでご記入ください(濁点(゜)、半濁点(ㇿ)も1字)  
 タ イ イ ケ ホ リ キ カ )  
 法人の場合は、カ) 等略称でご記入ください。  
 記入しきれない場合は、下記「備考」欄に続けてご記入ください。  
 預金種目 普通 当座 貯蓄 その他  
 〇 〇 〇 〇  
 〇をおつけください  
 ▼左づめでご記入ください。  
 〇 〇 1 3 1 6 1  
 金額  
 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円  
 1 4 5 8 0 円

お受取人  
 ▼カタカナで姓と名の間に1マスあけて左づめでご記入ください(濁点(゜)、半濁点(ㇿ)も1字)  
 コウメイ トウ ホリ エ カス ヌ  
 法人の場合は、カ) 等略称でご記入ください。  
 記入しきれない場合は、下記「備考」欄に続けてご記入ください。  
 漢字  
 第一法規(株) 様  
 公明党 堀江かず代 様  
 日中のご連絡先 (076-443-2155)

当行をご利用いただきありがとうございます。  
 今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

株式会社 北陸銀行



振込金額のうち  
 未決済小切手  
 万一小切手が決済されなかった場合はその金額の振込を取り消し、小切手は当店においてお返しいたします。

- 振込金として現金または有価証券(当座小切手等)を受領した場合は、「振込金受取書(兼手数料受取書)」,これ以外(預金払戻請求書・口座振替)による場合は、「振込受付書(兼手数料受取書)」として使用しています。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがあります。
- やむを得ない理由による通信機器・回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込は、振込規定により取り扱います(振込規定ご入用の方はお申し出ください)。
- 「翌日扱」の場合は、翌営業日のお振込となります。
- 相戻・訂正依頼に際しては、当行所定の手数料をいただきます。

		3万円未満	3万円以上	その他(本支店)	
振込手数料	本店	324	540		
(消費税込)	他行	648	864	その他(他行)	



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-10-02	振込資金	*199,260		*1,244,050
2 30-10-02*		*3,072	普通預金	*1,240,978
3 30-10-02*		*3,072	普通預金	*1,237,906
4 30-10-16*		*68,306	普通預金	*1,169,600
5 30-10-16*		*3,072	普通預金	*1,166,528
6 30-10-16*		*3,072	普通預金	*1,163,456
7 30-10-16	振込資金	*3,118		*1,160,338
8 30-10-22	振込	トヤマシキ"カイヨムカ	*1,800,000	*2,960,338
9 30-10-22		*20,412	トヨウト"ウシテム	*2,939,926
10 30-10-22*		*3,643		*2,936,283
11 30-10-25	振込資金	*188,460		*2,747,823
12 30-10-25/	振込資金	*15,228		*2,732,595
13 30-10-25*		*96,000	普通預金	*2,636,595
14 30-10-25	振込資金	*40,689		*2,595,906
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に\*と表示します。  
 2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。  
 タケンー ○○-○○  
 トリタテー ○○-○○

お支払いできる日  
 お支払できる期限は、所定の  
 不渡遅延時限経過後となります。

<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					整理番号	3000073	2	1枚目		
					会派名	公明党				
					議員名					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.10.23			30.10.22					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日	堀	藏	承認日	堀江	[印]	[印]	[印]	[印]
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.10.23			30.10.22					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	H30.10.25	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input checked="" type="checkbox"/>	人件費	1	30	10	25	承認日	堀江	[印]	[印]	[印]
<input type="checkbox"/>	事務費					30.10.26				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					政務活動補助業務 (事前) 3000004-1					

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	96,000 円	内、振込手数料	
支出内容	会派事務職員人件費 (10月分)		
積算根拠	パートタイマー雇用契約書参照	価格の 説明	
購入(依頼) 業者	契約者 [黒塗り]	<input type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input checked="" type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし


## 受 取 証

富山市議会公明党様

平成 30 年 10 月 25 日

¥ 96,000

10月分会派事務職員賃金として





## パートタイマー雇用契約書

契約期間	■ 2018年4月1日～2019年3月31日まで (契約の更新: <input type="checkbox"/> 自動的に更新 <input checked="" type="checkbox"/> 更新する場合がある <input type="checkbox"/> 更新しない)	
	契約の更新の判断基準	■能力、業務成績、勤務態度 ■契約期間満了時の業務量 ■その他(政務活動費運用指針変更時など)
	試用期間	■なし <input type="checkbox"/> あり( 年 月 日まで)
就業場所	富山市議会 公明党 議員控室	
業務内容	富山市議会政務活動に関する補助業務	
就業時間	始業・終業	自 9時30分～至 14時30分 (1ヶ月80時間を目途とする。)
	休憩時間	12時00分より 13時00分まで
下定外労働の有無に関する事項	時間外労働	■なし <input type="checkbox"/> あり
	休日労働	■なし <input type="checkbox"/> あり
	深夜労働	■なし <input type="checkbox"/> あり
休日	土、日曜日、国民の祝日、その他(会派会長の認める日とする。)	
休暇	会派会長の認める日とする。(初年度年間7日、次年度より1日加算)	
賃金	基本給	月額 96,000円 とする。(通勤手当を含む)
	諸手当	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり 通勤手当 16,000円
	締切日/支払日	毎月 20日締切 当月 / 25日支払い
	労使協定に基づく賃金支払時の控除	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり 雇用保険(失業保険・労災保険)
	賃金改定	■なし <input type="checkbox"/> あり
	賞与	■なし <input type="checkbox"/> あり
退職金	■なし <input type="checkbox"/> あり	
退職に関する事項	1 自己都合退職の手続: 退職する 30日以上前に届け出ること 2 解雇の事由及び手続:	
その他	政務活動補助事務に関し知り得た個人情報保護、守秘義務を厳守すること。	

・この雇用契約書は、雇用主・労働者がそれぞれ保管する。

2018年4月1日

住所



所在地 富山市新桜町7-38

労働者: 氏名



雇用主: 名称 富山市議会 公明党 会長

氏名

堀江かず代



貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

出勤簿 / [Redacted]

10 October

日	月	火	水	木	金	土
30	1	2	3	4	5	6
7	8 <small>体育の日</small>	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	1	2	3

整理番号	3000073	2	4枚目
------	---------	---	-----

# 振替証明書

会派名 公明党

金額	96,000	円
----	--------	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

平成 30年 10月 25日

経理責任者 松尾 茂



氏名		受領印	
----	--	-----	--



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-10-02	振込資金	*199,260		*1,244,050
2 30-10-02*		*3,072	普通預金	*1,240,978
3 30-10-02*		*3,072	普通預金	*1,237,906
4 30-10-16*		*68,306	普通預金	*1,169,600
5 30-10-16*		*3,072	普通預金	*1,166,528
6 30-10-16*		*3,072	普通預金	*1,163,456
7 30-10-16	振込資金	*3,118		*1,160,338
8 30-10-22	振込	トヤマキ"カイヨムカ	*1,800,000	*2,960,338
9 30-10-22		*20,412	キヨウト"ウシステム	*2,939,926
10 30-10-22*		*3,643		*2,936,283
11 30-10-25	振込資金	*188,460		*2,747,823
12 30-10-25	振込資金	*15,228		*2,732,595
13 30-10-25*		*96,000	普通預金	*2,636,595
14 30-10-25	振込資金	*40,689		*2,595,906
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日付に\*と表示します。  
 2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。  
 タケソ 〇〇-〇〇  
 トリダテ 〇〇-〇〇

お支払いできる日  
 お支払いできる期限は、所定の  
 不渡還立期限経過後となります。

<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					整理番号	3000074	2	1枚目		
					会派名	公明党				
					議員名					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			金派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.10.23	堀	藏	30.10.22	堀	松	松	●	松
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.10.23			30.10.22					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	H29.10.25	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費					承認日	堀	松	●	松
<input checked="" type="checkbox"/>	事務費	1	30	10	25	H30.10.26	堀	松	●	松
特記事項(第三者機関)					特記事項(金派)					
					政務活動に関わる印刷に使用するため、2015年2月16日にパフォーマンス契約済み (事前) 3000006-1,					

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	40,689 円	内、振込手数料	北陸銀行
支出内容	コピーパフォーマンスチャージ料金 ( 10月分)		
積算根拠	カウント料金 37,175 円 消費税 2,974 円 合計 40,149 円	価格の 説明	請求書に金額内訳添付
購入(依頼)業者	株大用堂 富山市二口町 3-2-16	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

3000074-2-2

請求No. 002706 (Page - 1)

## 御 請 求 書

2018年10月20日締切分

930-8510

富山市新桜町 7-38  
富山市役所内 6F富山市議会 公明党  
P/C 御中

文具事務用品・教材用品・OA機器 教育映像

株式会社 大 脚 堂

〒939-8211 富山市中町3-2-1

TEL: 076-421-1125 FAX: 076-421-1129

北陸銀行 越前町支店 (当座) 2601780

富山第一銀行 本店 (普通) 016249

ゆうちょ銀行 記号13260 番号11860921

下記の通り、御請求申し上げます。

お客様No. 41482 (20)

前月御請求額	御入金額	調整額	繰越金額	当月御買上額	消費税額	御請求額
34,922	34,922	0	0	37,175	2,974	40,149

伝票日付	伝票No.	品名	数量	単価	金額
2018/ 9/25	6047	[入金(振込)]			[ 34,922]
2018/10/20	16990	パフォーマンスチャージ 10月分 【当月御買上額】 【消費税】 【合計】	1式	37,175.00	37,175 37,175 2,974 40,149

## 【ご請求金額内訳】

パフォーマンスチャージ	単価/金額	カウント/月/率	内訳金額
モノカラー総出力		584カウント	
控除 2%の控除カウント		12カウント	
請求カウント		572カウント	
1 - 1000 /月	5.0円	572カウント	2,860円
フルカラーコピー		963カウント	
控除 3%の控除カウント		29カウント	
請求カウント		934カウント	
1 - 1000 /月	28.0円	934カウント	26,152円
フルカラープリント		354カウント	
控除 3%の控除カウント		11カウント	
請求カウント		343カウント	
1 - 1000 /月	23.8円	343カウント	8,163円
消費税等	37,175円	8%	2,974円
合計 (税込み)			40,149円

貼付用紙

電信扱

翌日扱  
 振込台

平成 年 月 日  
 3 0 / 1 0 2 5

・振込金受取書(兼手数料受取書)  
 ・振込受付書(兼手数料受取書)

いずれかを二重線で抹消

▼銀行名(漢字) 左づめでご記入ください。 銀行 信金 農協 信組 その他  
 北陸

▼支店名(漢字) 左づめでご記入ください。 支店  
 越前町

▼カタカナで姓と名の間に1マスあけて左づめでご記入ください(濁点(゜)、半濁点(ㇿ)も1字)  
 カタカナ  
 カノタノヨウトウ  
 法人の場合は、カ) 等略称でご記入ください。

記入しきれない場合は、下記「備考」欄に続けてご記入ください。

漢字  
 (株) 大用堂 様

預金種目  
 普通 当座 貯蓄 その他  
 普通

▼左づめでご記入ください。  
 2 6 0 1 7 8 0

金額  
 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円  
 4 0 1 4 9 円

▼カタカナで姓と名の間に1マスあけて左づめでご記入ください(濁点(゜)、半濁点(ㇿ)も1字)  
 カタカナ  
 コウメイトウホリエカズヨ  
 法人の場合は、カ) 等略称でご記入ください。

記入しきれない場合は、下記「備考」欄に続けてご記入ください。

漢字  
 公明党 堀江かず代 様  
 日中のご連絡先 (076-443-2155)

当行をご利用いただきありがとうございます。  
 今後ともよろしくお関い申しあげます。

株式会社 北陸銀行 店

印紙  
 振込金七千円  
 5千円以上1万円以下  
 1千円  
 10円

振込受付書の場合  
 印紙不要

- 振込金として現金または有価証券(当座小切手等)を受領した場合は、「振込金受取書(兼手数料受取書)」、これ以外(預金払戻請求書・口座振替)による場合は、「振込受付書(兼手数料受取書)」として使用しています。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがあります。
- やむを得ない事由による通信機器・回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込は、振込規定により取り扱います(振込規定ご入用の方はお申し出ください)。
- 「翌日扱」の場合は、翌営業日のお振込となります。
- 粗戻・訂正依頼に際しては、当行所定の手数料をいただきます。

(振込金額のうち  
 未決済小切手  
 万—小切手が決済されなかった場合はその金額の振込を取り消し、小切手は当店においてお返しいたします。

		3万円未満	3万円以上		
振込手数料	本支店	324	640	その他(本支店)	
(消費税込)	他行	648	864	その他(他行)	

領収証

No. 10189

富山市議会 公明党 様

平成30年10月25日

金額 ¥40149

うち消費税	
現金	
小切手	
手形	
相殺	

但 コピ-料  
 上記正に領収いたしました  
 株式会社 大用堂  
 〒939-8211 富山市二口町3-2-16  
 Tel. 076-421-1128 Fax. 076-421-1129



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-10-02	振込資金	*199,260		*1,244,050
2 30-10-02*		*3,072	普通預金	*1,240,978
3 30-10-02*		*3,072	普通預金	*1,237,906
4 30-10-16*		*68,306	普通預金	*1,169,600
5 30-10-16*		*3,072	普通預金	*1,166,528
6 30-10-16*		*3,072	普通預金	*1,163,456
7 30-10-16	振込資金	*3,118		*1,160,338
8 30-10-22	振込	トヨタ車"カイヨムカ	*1,800,000	*2,960,338
9 30-10-22		*20,412	キヨウト"ウツテム	*2,939,926
10 30-10-22*		*3,643		*2,936,283
11 30-10-25	振込資金	*188,460		*2,747,823
12 30-10-25	振込資金	*15,228		*2,732,595
13 30-10-25*		*96,000	普通預金	*2,636,595
14 30-10-25	振込資金	*40,689		*2,595,906
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に\*と表示します。  
 2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。  
 タケン - ○○-○○  
 トリタテ - ○○-○○

お支払いできる日  
 お支払できる期限は、所定の  
 不渡延滞期限経過後となります。



<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>				整理番号	3000075	2	1枚目			
				会派名	公明党					
				議員名						
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄		全派承認欄						
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	1/30.10.23	堀	蔵	30.10.22	堀	堀	堀	堀	堀
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.10.23			30.10.22					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	30.10.29	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費	1	30	10	29	承認日	堀	堀	堀	堀
<input type="checkbox"/>	事務費					承認日				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					調査研究に活用 (事前)300007-1					

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	7,093 円 /	内、振込手数料	
支出内容	10 月度 読売・日本経済新聞購読料 (会派控室)		
積算根拠	読売新聞 3,093 円 / 日本経済新聞 4,000 円 /	価格の 説明	
購入(依頼) 業者	(株)藤田新聞舗 富山市弥生町 2-1-2	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等: (ください)

**読売新聞 領収書** 区域016 全戸0014 お問合せNo 01759

お名前 富山市議会 公明党 様

富山市市役所

東 6 F 市議会

30 年 10 月分 振替

銘 柄	部 数	金 額
1 読売新聞朝刊	1	3,093
2 日本経済新聞	1	4,000
3		
合 計		7,093 円

◇左記の通り領収しました

領収日 30年10月29日

(株)藤田新聞舗 ☎424-0257(代)  
 ◎ 富山東部 富山市中川原新町65 ☎424-0257  
 ◎ 富山中央 富山市弥生町2-1-2 ☎433-2315



※裏面もあわせて内容を十分お読みください。



紙面のご紹介

セット版地域

1か月 4,037円 (税込み)

統合版地域

1か月 3,093円 (税込み)

ご購読のお申し込み 

[お申し込みガイド](#)

※読売新聞を無料で7日間試し読みできる「おためし読売新聞」もございます。

# 読売 **中高生** 新聞

読売中高生新聞

(週刊・毎週金曜日発行)

1か月 780円 (税込み)

ご購読のお申し込み 

## 日本経済新聞 | 日経からのお知らせ

## 新聞購読料の改定について

2017年11月から新聞の購読料（月額税込）が変わります。

■10月まで

	日本経済新聞(宅配)	宅配+電子版(日経Wプラン)
セット版地域	4,509円(税込/月額)	5,509円(税込/月額)
全日版地域	3,670円(税込/月額)	4,670円(税込/月額)



■11月から

	日本経済新聞(宅配)	宅配+電子版(日経Wプラン)
セット版地域	4,900円(税込/月額)	5,900円(税込/月額)
全日版地域	4,000円(税込/月額)	5,000円(税込/月額)

### セット版地域、全日版地域とは？配達先の地域による料金の違い

日本経済新聞（宅配）の購読料は、お客様のお住まいの地域により異なります。ニュースを1日2回に分けてお届けする朝・夕刊セット版と、1日のニュースを朝刊のみでお届けする全日版に分かれており、購読料が異なります。

※地域による購読料の違いは、上記の価格表をご参照ください。

### どこがセット版地域？全日版地域？

全日版地域 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

※上記地域以外はセット版地域になります。

### 10月の途中で配達を開始した場合の購読料（日経Wプランまたは日経ID決済の場合）

宅配を新規にお申し込みの方が、10月の途中で新聞の宅配を開始した場合、10月分の新聞購読料は、配達期間について改定前購読料を日割り計算し、セット版地域で1日あたり150円、全日版地域で1日あたり122円となります。



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-10-02	振込資金	*199,260		*1,244,050
2 30-10-02*		*3,072	普通預金	*1,240,978
3 30-10-02*		*3,072	普通預金	*1,237,906
4 30-10-16*		*68,306	普通預金	*1,169,600
5 30-10-16*		*3,072	普通預金	*1,166,528
6 30-10-16*		*3,072	普通預金	*1,163,456
7 30-10-16	振込資金	*3,118		*1,160,338
8 30-10-22	振込	トヤマキ"カイヨムカ	*1,800,000	*2,960,338
9 30-10-22		*20,412	キヨウト"ウシテム	*2,939,926
10 30-10-22*		*3,643		*2,936,283
11 30-10-25	振込資金	*188,460		*2,747,823
12 30-10-25	振込資金	*15,228		*2,732,595
13 30-10-25*	振込資金	*96,000	普通預金	*2,636,595
14 30-10-25		*40,689		*2,595,906
15 30-10-29		*7,093	フジ"タシフ"ンホ	*2,588,813
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に\*と表示します。  
 2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。  
 タケシ 〇〇-〇〇  
 トリタテ 〇〇-〇〇

→ お支払いできる日  
 お支払できる時間は、所定の  
 不渡返金時間経過後となります。

<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					管理番号	3000076	2	1 枚目			
					会派名	公明党					
					議員名						
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄						
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.10.23	堀	蔵	30.10.22	堀	堀	堀	堀	堀	
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日						
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.10.23			30.10.22						
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)				起案日	支払完了報告				
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	支払回数	年	月	日	H30.10.31	代表者	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	人件費	/	30	10	31	承認日	堀	堀	堀	堀	
<input type="checkbox"/>	事務費					30.11.1					
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)						
					調査研究に活用 (事前) 3000008-1						

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	3,072 円	内、振込手数料	
支出内容	10 月度 北日本新聞購読料 (会派控室)		
積算根拠	3,072 円/月	価格の 説明	
購入(依頼) 業者	(株)北日本新聞前澤販売店 富山市舟橋北町 6-20	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(	<b>領収証</b>		2018年10月分		
	30-00-080-00 (00011488) 富山市新桜町 7-38 市役所 6 階 <b>公明党 様</b>				
	銘	柄	部数	金額	合計金額
	北日本新聞	朝刊	1	3,072	¥3,072
	ご購読有り難うございます。購読料の口座振替受付中。				毎度ご購読有難うございます。上記金額正に領収致しました。 2018年10月31日
	(株)北日本新聞前澤販売店 富山市舟橋北町 6-20 電話: 076-432-1680				担当者
	北日本新聞 KITANIPPON SHIMBUN				

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。)

ご購入料のご案内

▼富山県内にお住まいの方

富山県内にお住まいの方		
北日本新聞 (朝刊)	月ぎめ	3,072円 (消費税込み)

ご購入のお申し込み

ご購入先の変更

朝刊無料のお試し

カードお支払いに変更

[https://webun.jp/regist/entry\\_top](https://webun.jp/regist/entry_top)



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-10-02	振込資金	*199,260		*1,244,050
2 30-10-02*		*3,072	普通預金	*1,240,978
3 30-10-02*		*3,072	普通預金	*1,237,906
4 30-10-16*		*68,306	普通預金	*1,169,600
5 30-10-16*		*3,072	普通預金	*1,166,528
6 30-10-16*		*3,072	普通預金	*1,163,456
7 30-10-16	振込資金	*3,118		*1,160,338
8 30-10-22	振込	トヤマシキ"カイヨムカ	*1,800,000	*2,960,338
9 30-10-22		*20,412	＃ヨウト"ウシステム	*2,939,926
10 30-10-22*		*3,643		*2,936,283
11 30-10-25	振込資金	*188,460		*2,747,823
12 30-10-25	振込資金	*15,228		*2,732,595
13 30-10-25*		*96,000	普通預金	*2,636,595
14 30-10-25	振込資金	*40,689		*2,595,906
15 30-10-29		*7,093	フジ"タシフ"ンホ	*2,588,813
16 30-10-30*		*69,640	普通預金	*2,519,173
17 30-10-31	新聞代金	*3,072		*2,516,101
18	/	/	/	
19	/	/	/	
20	/	/	/	
21	/	/	/	
22	/	/	/	
23	/	/	/	
24	/	/	/	

(お知らせ)

1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に\*と表示します。  
 2. 振替額をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

タケシ 〇〇-〇〇  
 トリタテ 〇〇-〇〇

→ お支払いできる日

お支払できる期限は、所定の  
 不渡還期限満後となります。